



* 0 0 3 9 2 3 8 0 0 0 *

0039238-000

753-69

ケース・ワークの理論と実際

竹内愛二・著

巖松堂

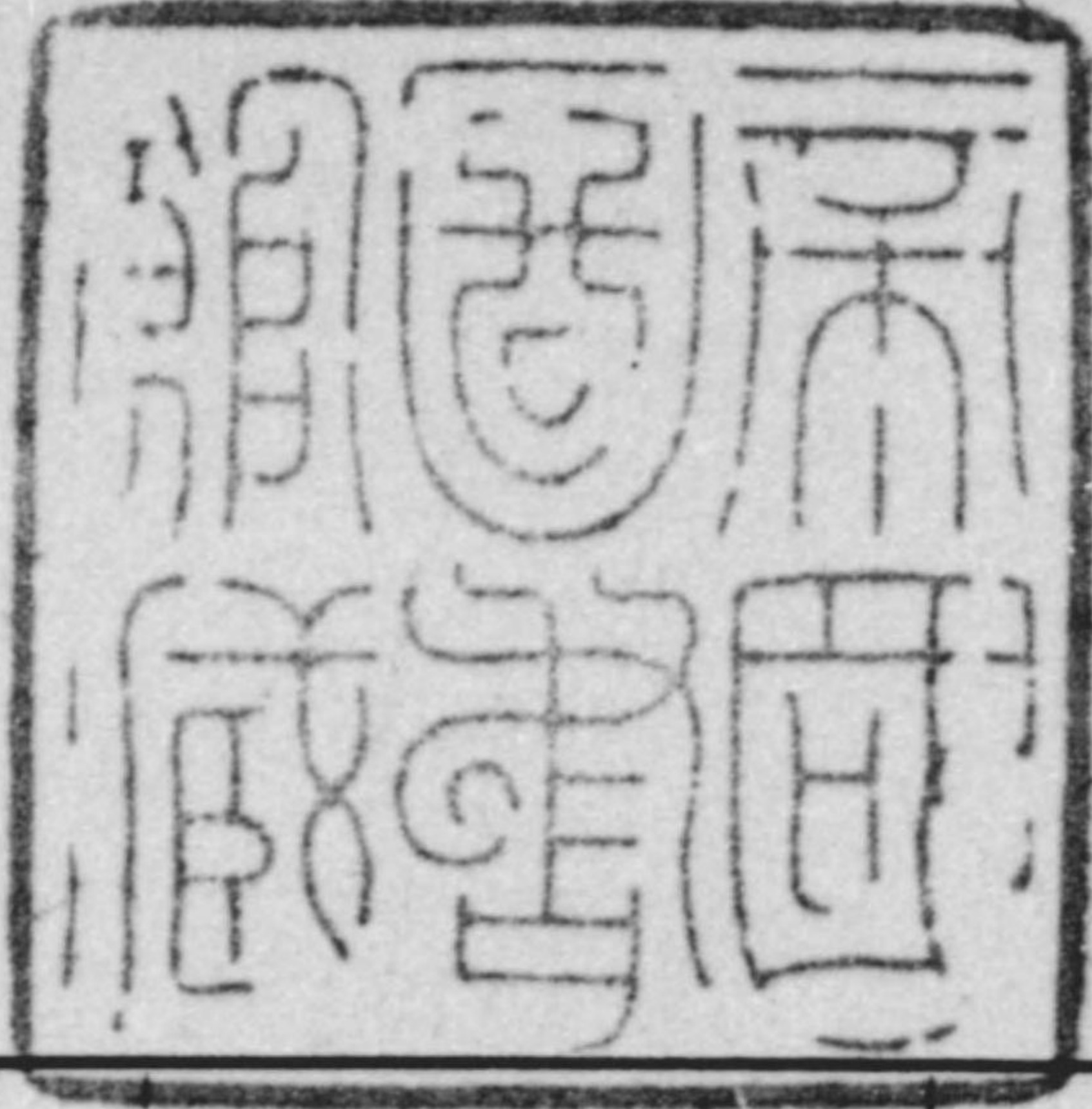
昭13

AGI

ケース・スタディの理論と実践

東京大学出版会





同志社大學
講師

竹内愛二著

ケース・ウォークの理論と實際

東京 巖松堂書店發兌



序

近年、我國に於ける各種社會立法の整備並に擴充は、頗る顯著なるものあり、今や厚生省の新設を見る等、本邦社會事業が或は立法的に、或は行政的に、異常なる進歩發達を遂げつゝあるは、我等國民のひとしく慶賀に堪へざるところである。

さりながら、ひるがへつて社會事業の技術的方面の研究及び實際的運用を顧みるならば、其の進歩未だまことに遅々たるの觀あるを免れ得ざるは、吾人の甚だ遺憾とするところである。社會立法及び其の行政機關に就いていへば、形態的には或は歐米諸國と比肩するの域に達してゐるとしても、之等の技術的運用に關する限り、いまだ誇り得べきものありとの自信に到達なしかねつゝあるを、深く歎ぜざるを得ない。

特に近來泰西友邦に於て科學的社會事業の基礎的技術として高調せられつゝあるケース・ウォークに至つては、其の實踐はもとよりそれが研究に於ても、振はざること甚だしいものがある。

斯かる時に際し、今般竹内教授が本書を上梓せらるゝに至つたことは、誠に時宜に適せる快舉と謂ふべきである。教授は多年米國に於て社會事業を専攻し、研鑽を積むと共に勉學の傍ら同國ク

イギリス市慈善聯盟のケース・ウォーカーとして、實際の經驗をも體得し、昭和五年歸朝、爾來同志社大學、神戸女子神學校等に於て社會事業講座を擔當して、後進のために教鞭をとりつゝある少壯學徒であり、又稀に見る篤學の士である。

本書中に收むるところは、主として教授が日頃ケース・ウォーカーの普及發達に使命を感じて、各種の社會事業雜誌に紹介又は論攻せしものを纏めたものであるが、ケース・ウォーカーに關する文獻の殆んど皆無ともいふべき我國社會事業界にとつては、確かに先驅的著述である。従つて必ずや我國社會事業界の同志を裨益するところ頗る多かるべきを信じて疑はない。之れ予が茲に深く教授の勞をねぎらふと共に敢て同志諸賢は勿論更に廣く江湖に本書を推奨せんと欲する所以である。

昭和十三年三月

生 江 孝 之

自 序

社會事業の貧困といふことが叫ばれてゐる。之が如何なる事を意味するかは、人々に依つて多少の相違があるであらう。然し社會事業の現階段に於て、詮じ詰めていへば、それは、社會事業が其内容—理論的、又實際的技術に於ける—が科學的に貧弱であるといふことになるのではあるまいか。理論的方面に於て、社會事業そのもの、社會的な時代の存在の根據に就ての嚴密な検討がなされるべきはいふ迄もないことであるが、他面我々が或る特定の時代や社會の表面的事象に囚はれ過ぎて、社會事業の超時代的に發展すべき要素に就て考究する事を忘るゝが如き事あるは、之決して眞に社會事業に忠なる所以ではない。社會事業は社會學や其他の諸々の社會科學及自然科學の進歩に伴ふて、必ず科學的に、技術的に發展せしむべきものである。

此の前提のもとに、近來歐米にて大いに發達した社會ケース・ウォーカー（個別救濟事業）が、社會事業の貧困の解消の爲に一つの大きい役割を有するものなる事を確信して、之を世に紹介せんとするのが本書の目的である。故に先づ歐米に於て行はれつゝあるケース・ウォーカーを出来る丈そのまゝに、客觀的に紹介する事に努めたのであるが、同時に社會事業の貧困解消のための論證の試みとして、著者の所見や主觀が多分に盛られてもゐるのである。

本書は過去數年間に亘つて、或ひは學校に於ける講義のために譯述したものや、或ひは諸種の社會事業研究雜誌に寄稿したものを一纏めにしたものを、訂正し、補填附加したものである。故に或ひは重複したり、前後の關連が満足でない點も少からずあるのを著者は知つてゐる。然し同時に、ケース・ウォーカーの各分野に亘つて廣く考究したもの

なるが故に、却つて本書を部分的に利用しようとする人の便に資する事になるのではないかと思ふものである。今や社會立法の時代となり、種々の社會的困窮が國家的に取上げられやうとしてゐる時に、社會立法と協力して科學的社會事業が益々發達し、其の超時代的眞使命を果さんために、本書が幾分にも寄與する處あらば、著者の喜び之に過ぎないであらう。

著者は昭和八年に「思慮ある母達の爲に」といふ小著を上梓して、兒童教養の社會學的考察をなして世に問ふ處があつた。此小著は極めて通俗的なものではあつたが、ケース・ワークの根本原理を兒童の教養に應用せんとした試みの一つであつた。ケース・ワークは決して社會事業のみの専有物ではない。世の種々なる問題の研究や解決に應用されて大なる効果をあらはすものである。本書中にも述べられてあるやうに、法律や其他の専門的領域に於て、既にケース・ワークの理論と實際とが應用せられてゐるのである。斯かる意味に於て、本書が教育家、法律家、一般子女の教養の責任ある人々等にとつても必ず良き伴侶たるべきを疑はない。

前述した如く本書はケース・ワークの紹介であつて、内外の文獻に依りて此出版が可能ならしめられた事は云ふまでもない。卷末に附加した参考書目録に依つて之を諒解され度く思ふのであるが、特に本書中

第二章は Queen and Mann 共著 *Social Pathology* 中第一章の全譯であり、

第五章は Bogardus 著 *Methods of Training Social Workers* の一部の譯述であり、

第六章は American Association of Social Workers 刊行の *Social Case Work, Generic and Specific: An Outline: A Report of the Milford Conference, 1929* に大部分據つたものであり、

第七章中第五項「醫療社會事業に於けるケース・ワーク」は東京聖ルカ國際病院社會事業部主任 H. K. シップス

氏以下部員諸氏の與へられた資料と協力とに依つて出來たものであり、

第七章第七項中作業治療に關する項は右聖ルカ病院作業治療部の小栗將江氏より提供を受けし資料に依る處多く、

第八章は全部米國 Judge Baker Foundation 刊行の *Pennington Case Studies, Series 1, Case Nos. 5, 14 and 17* の譯述である

ことを感謝を以て茲に記して讀者の諒解を得たいと思ふ。

本書が不備なるもの乍らに、多くの同勞者諸氏に良き貢獻をなさんことを望みて之を世に送る。

昭和十三年三月

著者 竹内愛二

しるす

ケース・ワークの理論と實際 目次

自序

第一章 社会事業に於けるケース・ワーク發達の必然性……………一

(一) 時代の弊害に對する彌縫策としての社会事業……………一

(二) 現代の社会問題と經濟との因果關係……………二

(三) 社会問題は經濟問題のみか……………四

(四) 「個性」の地平線上への現出……………四

(五) 科學的社會事業と時代の推移……………六

(六) 結語……………八

第二章 ケース・ワークの前提としての社会病理學……………九

(一) 實例——ケネス・マクグレゴア少年の場合……………九

(二) 社會病の理解に於ける種々なる態度……………二二

A 宗教的及道德的態度……………二二

B 生物學的及醫學的態度……………二四

C 心理學的及精神衛生學的態度……………二八

D 經濟學的態度……………三三

E 社會學的態度……………三四

F 以上各態度之綜合……………三八

第三章 ケース・ウォークとは何か……………三〇

(一) ケース・ウォークの本質的要素……………三〇

(二) ケース・ウォークの定義……………三二

第四章 ケース・ウォークの起源及發達……………三七

(一) ケース・ウォークの先驅者……………三七

(二) 慈善組織運動とケース・ウォークの發達……………四〇

(三) ケース・スタディー(事例研究)とケース・ウォーク……………四三

(四) 結 語……………四五

第五章 ケース・ウォークは斯くの如くせよ——特に初心者のために——……………四六

(一) 序 言……………四六

(二) ケース・ウォークをなす心構へ……………四七

(三) ケース・ウォークは「社會」の立場から……………四七

(四) 社會的「状態」に處するケース・ウォーク……………四九

(五) ケース・ウォークと文化的レベルの相違……………四九

(六) 面接及打明けさす方法……………五〇

(七) 調査と證據の蒐集……………五三

(八) 「診断」と「治療」……………五五

第六章 ケース・ウォークの分析的研究……………五五

(一) 社會生活に於ける諸規準(Norms)……………五五

(二) 社會生活に於ける諸規準よりの背離(Deviation)……………六六

(三) 個人に關する細録(Particularization)……………六九

- (四) ケース・ワークの機能 (Functions) 七六
- (五) ケース・ワーク遂行の過程 (Processes) 七六
- (六) ケース・ワーク遂行の諸方法 (Methods) 八〇
- (七) ケース・ワークの實務 (Services) 八四
- (八) ケース・ワーク実行の指導原理 (Philosophy) 八九
- (九) 社会的資源の活用 (Community Resources) 九〇
- (一〇) 科学及経験の應用 (Science and Experience) 九一
- (一一) 社会個別治療 (Social Case Treatment) 九二
- (一二) 特殊ケース・ワークに於ける規準的過程 (Standards of Case Work Practice) 九七

第七章 ケース・ワークの應用 一〇四

- 一 社会立法とケース・ワーク 一〇四
- (一) 社会立法時代來る 一〇四
- (二) 行詰りか社会事業 一〇六
- (三) 轉換期にある現代 一〇七

- (四) 社会事業の新生面打開 一〇八
- (五) 社会立法と社会事業 一〇九
- (六) 獨逸に於ける社会立法とケース・ワークとの協同の例 一一
- (七) 結 語 一四

二 ケース・ワークとしての虐待兒童の保護 一五

- (一) 序 言 一五
- (二) 兒童虐待防止法の人道主義的動機 一六
- (三) 兒童虐待防止法實施の徹底化 一八
- (四) ケース・ワークとしての虐待兒童の保護 一九
- (五) ケース・ワークとは何か 二〇
- (六) ケース・ワークを如何に應用すべきか 二三
- (七) 結 語——全虐待兒童の保護にケース・ワークを 二五

三 母子保護法とケース・ワーク 二六

- (一) 他の文明諸國には立ちおくれ 二六

- (二) 母子保護法の目的 二七
- (三) 母性愛は萬能か 二六
- (四) 本能的母性愛があるとしても 三二
- (五) 徹底的保護とは 三三
- (六) ケース・ウォークの應用 三三
- (七) 結 語 三五
- 四 軍事扶助に於けるケース・ウォーク** 三五
 - (一) 序 言 三五
 - (二) 物質的扶助と精神的扶助 三六
 - (三) 軍事扶助に於けるケース・ウォークの強調點 三七
 - (四) 友情を以て終始す 三九
 - (五) 結 語 四一
- 五 醫療社會事業に於けるケース・ウォーク** 四四
 - (一) 醫療社會事業に於けるケース・ウォークの職能 四四

- (二) 醫療社會ケース・ウォークの起源及發達 四六
- (三) 聖ルカ國際病院に於ける醫療社會ケース・ウォーク 四七
- 六 失業者救済に於けるケース・ウォーク** 四六
 - (一) 失業の社會性と個人性 四六
 - (二) 失業者に對するケース・ウォークの特異性 四九
 - (三) 舊式慈善の餘地なし 四九
 - (四) 結 語 五〇
- 七 傷痍軍人に對するケース・ウォーク** 五五
 - (一) 序 言 五五
 - (二) 傷痍軍人救済事業發達徑路の一瞥 五七
 - (三) 歐洲大戰參加諸國の恩給政策 五八
 - (四) 生活能力の再建(Rehabilitation) 五九
 - (五) 作業治療(Occupational Therapy) 六二
 - (六) 歐洲大戰に依る神經疾患患者に對するケース・ウォーク 六六

(七) 結 語……………

八

第八章 犯罪少年の爲のケース・ウォーク實例……………

一九〇

(一) 社會關係の調整を主とするケース……………

一九二

(二) 性的誘惑と盜癖との關係を示すケース……………

一九三

(三) 遺傳と環境との交錯を示すケース……………

一九六

參考書目録……………

二四二

二四五

ケース・ウォークの理論と實際

竹 内 愛 二 著



第一章 社會事業に於けるケース・ウォーク發達の必然性

(一) 時代的弊害に對する彌縫策としての社會事業

現代に於ける社會事業は資本主義社會制度の醸す弊害を、部分的に又テムボラリリーに彌縫糊塗するの役割を果すものとして、異常なる發達をなした。即ち日清日露兩戰役の後を承けて、我國の外國貿易が急速なる進歩を始むるや、社會事業も茲に舊來の個人的慈善事業の域を脱して、相當の規模を整へて活動し始めた。次いで、歐洲大戰及びその當時勃發した米騒動(大正七年)によつて、異常の隆盛を來したのであるが、何れの點より見ても、我國に於ける社會事業の發達は、資本主義産業の發達に伴ひ、又資本主義社會組織の樹立に追隨して盛大となり、或は其の缺點のカモフラージュの役を務め、或は其の弊害の彌縫策としての役割を演じて來たのである。歐米に於ては勿論産業革命以後、社會事業は最早慈善事業としてではなく、近代社會事業としての發達を始めたのである。而して今や誰人も熟知せるが如く、資本主義經濟組織は、其の發達の頂點に達し、否既に「統制」による修正期に入り、更に新時代への

第一章 社會事業に於けるケース・ウォーク發達の必然性

一

一大轉換期に際會してゐるのである。此の時期に於て社會事業は資本主義經濟組織の母胎によりてなされる、意識的彌縫策として愈々重要視され、従つて資金は愈々潤澤に、其の活動は愈々活潑になり行くのである。然しながら如何に社會事業が活潑に活動をなすとも、又如何に多額の資金が提供されても、それは無論資本主義社會制度の根本的弊害を刈除することは出来ない。實に斯くの如き時代の一大轉換は之れ一種の歴史的必然によりてなされるものであつて、此の社會進化の大潮流に棹したる政治的、社會的努力こそは資本主義社會制度の根本的弊害の是正をなし、従つて新時代の到來に拍車をかくるものである。故に現代の社會事業は今日の形態に於て、又今日の建前に於ては此の大問題の解決策としては、殆ど寄與する處なきものである。斯くて社會事業の進歩するに比例して失業者は益々増加し、犯罪、精神的疾患其他各種の社會病は愈々猖獗を極むるの一見奇現象を呈してゐる譯である。

故に如何に現今吾々が有するが如き社會事業の施設が増設され、活動するも日に月に増大しつゝある大衆の窮迫と病苦とを緩和する事は困難であり、況して之等を除去することは不可能に屬するものである。唯吾々は社會進化の必然に即したる努力——政治的及び社會政策的——によりて資本主義社會制度の根本的弊害の刈除を計るべきである。換言すれば斯くの如き社會事業を要せざる時代の到來に對する氣呵こそは今日人類が最も關心を拂ふべきことである。此の事實は、吾々決して一日たりとも忘るゝことを許されない。斯かる意味に於て、社會進化の方向に即せずしてなされつゝある社會事業は高々社會事業を要せざる時代現出迄の、消極的存在物たるに過ぎないといふことを忘れてはならないのである。

(二) 現代の社會問題と經濟との因果關係

現代の社會問題は根本的に經濟的のものである。之は總ての時代に共通せることであるが、特に現代に於て然りである。即ちこれは現代の特性ともいふべきものである。此の事即ち現代に於ける諸種の社會的疾患が其の根底に於て經濟問題なることは、吾々の決して忘るべからざることである。此の經濟問題と社會的疾患との因果關係を、最も如實に示すものゝ一つとして左にシドニー・ウェブの言を引用する。

「我々が勞働者を固く(機械の)車に縛りつけ、事實に於て無産者より生活改善の機會を奪ひ、彼等に教養ある人格者らしき高尚なる感情及び社會的同情を頌ち合ふべき手段を拒否し、我々自身の利益のために、彼等の生命を短縮せしめ、彼等の成育を工場内に於て妨害し、我々の酷使の故に、不必要にも彼等を疾病の危険に曝し、彼等の絶えざる勞苦に加ふるに、人間最大の苦痛たる貧困の恐怖を以て彼等の靈魂の迫害を敢てし、彼等の妻子を彼等の眼前に於て病苦に呻吟せしめ、或は死に至らしむるとき、其時こそ我々は怖れる、彼等は全く希望を失ひ、彼等に全く拒否された好運を獲んとしたる空しき願望から賭博に走り、又邪淫によつて其の憂鬱を忘れんとし、遂に邪淫はより大いなる貧困を産み、更に貧苦が邪淫をより辛辣ならしむるばかりなる惡の巻に彼等を追ひやり、しかも社會は彼等を社會の「ダニ」であると稱して、これを驅除せんために腐心するに至るを。しかも我々はそれは彼等自身の責任である。彼等は七轉しても八起する機會を有つてゐたのであるが、彼等がさうしなかつたのが悪いのであると彼等を責め、彼等に今更の如く節約、節制、深慮、高德と而して勤勉——我々自身の勤勉ではなくして彼等のみの勤勉、而してこれこそは機械を不斷に運轉せしめ、生産を可能ならしむるものである——を説き、我々自身は生産の甘味を益々享樂せんことをのみ追求する。」 English Progress Towards Democracy, Fabian Tract No. 15, p. 7, Annoted by Skelton, op. cit., p. 39)

(三) 社會問題は經濟問題のみか

斯くの如く現代の社會問題が根本的に經濟問題であることを吾々は知るのであるが、果して然らば社會問題は全然經濟問題のみであるであらうか。又社會事業は資本主義經濟組織の根本的弊害の除去されたる時代(ありと假定して)に於ては、果して其の存在の意義は消滅するものであらうか。此處に著者が取上げんとする問題がある。即ち現代が其の特性として經濟的社會問題の時代であることを、充分検討し、認めたる上にて質問する點はこれである。若し現代が斯く根本的に經濟問題の時代であり、従つて今日吾々が直面せる社會問題が又根本的に經濟問題であるとすれば前にも論じた如き今日の眞の救済策は政治運動にある。社會政策にある。社會事業は此の意味に於て、今日の一時代が去り他の時代が到來すれば、其の價値は最早喪失されてしまふであらう。然らば何故に吾々は猶或は社會事業を云ふし、或は其の陣營内に纏繞するの必要があるであらうか。

茲に於て吾々は社會事業の本質に就て再検討するの要に迫られるのである。社會事業の中には恒久的なものはないのか。超時代的價値は存せざるか。若し無しとすれば、最早論究を續くる要は無い。然し若しありとすれば、そは此の際に於て特に重大性を有するものといふべきである。著者の再考せんとする問題は茲にある。

(四) 「個性」の地平線上への現出

慈善事業は勿論、社會事業と進化しても猶ほ之等は人間の物質的困窮を其の對象としたものである。フランスのセント・ヴンセント・ド・ポール(一五七六一一六六〇)に於て發芽し、英國のトーマス・チャルマース(一七九〇

一八四七)に於て發達せしめられたることは貧困の状態及び原因の調査であつた。更にエドワード・デニソン(一八四〇—一八七〇)の警句「余が二六時中なせる施與に就て、いはれ得ることは一志の施與をなすとして、其の三分の一は貧者の憐れなる肉體を生存せしむるために効果を收め居る模様なるが、他の三分の二は彼等の憐れなる魂を殺すために役立つてゐる」は、唯物質による救済のみが決して貧の問題を解決せざることを指摘したものとて世の大なる反響を促し、更にオクタヴィヤ・ヒル(一八三八—一九二二)が、一八六九年ロンドン社會科學協會の大會席上「人間個性の複雑性」に就て論じたる事柄、即ち「個性なるもの、構成の認識といふことは唯單に一人の男が醉漢なりとか一人の婦人が不正直なりとかいふこと以上のことを意味するのである。即ち之は彼等の感情、希望、生活經驗等、更に如何にして誘惑が彼等に襲ひ來るか、如何にして彼等の生活の目標又は目的を樹てたか、或は他よりの助力あらば之等を樹て得るであらうか、過去に於て如何なる訓練がなされ得たであらうか、又は如何にして彼等を奮起せしめ、自覺せしめ、教導し得べきか等の事を意味するのである。」(Mary E. Richmond, Social Diagnosis, p. 30)が社會事業に於ける個性諸要素の重視さるべき事の一大警告として斯界有識者の覺醒を促す事となつたのであるが、之以來社會事業は、一方に於て現代の特質なる「經濟性」の發達と共に、其の經濟的救済事業としての發達を見せたものではあるが、他面又は少なくとも底流的に所謂科學的社會事業を發達せしむるに至つたのである。

此場合個性とはどこ迄も社會的存在たることを忘れてはならない。人間は何人と雖も自己のみで生きてゐるものではない。人間は何人も何等かの社會的集團—家族、近隣、地域社會、諸々の組合、教會、寺院、結社の如きものに屬して生活してゐる。自己一人の私事が円滑に運営されてゐないことは、直ちに自己の屬する集團の一つ又はそれ以上のものに對する、自己の役割に變化を生ぜしむる。同様に集團の生活に支障を來たすものは又必ず其成員の個人的

生活に影響を及ぼすのである。故に個人の遭遇する如何なる困難も、唯、遺傳、健康、知能、財政等の立場よりみならず、そこに生じ来る人間の社會的關係の角度から研究されねばならないのである。クレーイ教授の曰へる如く、我々の道徳的健全性は、全く何等かの集團との密接なる關係に依據するものである (Cooley, Chas. H., The Social Process, pp. 180-181)。故に例へば犯罪少年に對する保護事業をなす場合、如何に被救済者の遺傳、經歷、知能等が考究されても、又其結果が如何に明かにされても、若し彼を圍繞せる社會環境が不調整のまゝの状態に在るならば、彼の救済は到底全うし得られないのである。

猶、個性を斯く社會的に理解する場合は、從來の倫理學等に於て主張されて來た人格主義又は人格完成主義などは一應止揚されて、茲に新人格主義又は社會的人格主義として、全く新しく其姿を現はすのであるが、之に就ては今此處に詳しく論ずる餘裕を有せぬ。此問題に關して特に興味を有する讀者は別に研究を進められ度く思ふものである。次に我々は科學的社會事業の性質について考察せねばならない。

(五) 科學的社會事業と時代の推移

近代科學的社會事業の發達は、之を醫學が往時の唯藥餌のみに依る所謂藥餌醫學の域を脱して、近代の豫防醫學乃至衛生學をも含む綜合醫學に迄發達せるに比する事が出来やう。即ち綜合醫學に於ては唯單に患者の肉體的状态を診察するのみならず、彼の精神的狀態より進んで、彼の物質的及び精神的環境の診察迄なし、從つて彼の疾患の治療も亦之等四方面からなすものである。斯くして肉體の疾患は唯生理學のものにあらずして、心理的、經濟的、社會的性質を帶ぶるものなる事を認識して、診察され治療さるゝに至つたのである。

此の醫學に於ける發達は社會事業に對して異常なる示唆を與へた。即ち若し肉體の疾患を取扱ふ醫學にして斯く綜合的のものなりとせば、社會的疾患たる社會的困窮の問題を、社會事業が社會病理學の立場から綜合的になすべき事は當然の事なりと云ふ原理が確立さるゝに至つたのである。此の立場を最も忠實に實踐せんとするのが、近代社會事業の技術的内容の大部分 (リッテモンドは八〇%迄と云ふ) を占むるもの即ちケース・ワークである。

現代の社會問題の根底に經濟問題が横はつて居る。然し乍ら今日に於ても社會病は決して經濟的疾患のみではないのである。社會進化的必然に依つて新時代が到來したとする。其の場合は反對に社會病は最早其の大部分に於て經濟的なるものではあるまい。然かも何等か他の性質を有する社會病が存するであらう。斯くして人文が發達し、時代が更改さるゝと共に、今日吾々が有する社會病は其の姿を大いに沒するであらうが、同時に人間の理想なり、生活の規準は漸次高められ、從つて新しい觀點より、社會に幾多の不合理、即ち社會的疾患が認めらるゝであらうから、何時の時代にあつても、眞に科學的なる技術的社會事業は其の存在の意義を有するであらう。之即ち醫學の發達に伴うて幾多の病原と其の驅除法が発見され、從つて疾患の多くから人間が解放さるゝであらうが、此の世のあらん限り何等かの疾患は存するであらうし、從つて醫學が其の存在の餘地を見出すであらう如くに、社會醫學としての社會事業は其の存在意義を超時代的に有するであらう。

試みに資本主義社會制度を大修正又は脱却したる國家に於ける社會事業の地位に就て一考すれば、此の點は忽ち明瞭になるであらう。革新的社會政策を實施せる國家社會は、實は斯くの如き科學的社會事業を資本主義的國家社會よりも多く採用せる國家社會でなければならぬ。英國から米國に渡つて相當の發達をなせるケース・ワークが之等の國に於てよりも寧ろソヴィエト・ロシアに於てより多く其の威力を發揮せる事を聞くのであるが、此他の國に於

ても革新的社會政策を實施せんとする、政治的社會的運動團體の綱領又は實踐プログラム中に、茲に論じた意味に於ける政策を包有せるものは、其の數決して少しとしないのである。その一例としてカナダの各種無産運動の聯盟たる C. C. F. (Cooperative Commonwealth Federation) の綱領中社會正義の一項には、刑事犯人の審理及び處刑は精神衛生學者、社會心ある陪審員及び社會事業家に依つてなされるべき事が記されてある。今日の刑法學はラングデル制度を中心として發達しつつあるが、之は即ち米國ハーヴァード大學法學部長ロスコー・パウンドが指摘せる如く、刑法にケース・ワークが應用されたるものに他ならないのである。

(六) 結 語

綜合的科學的社會事業を提唱する事に依つて、著者は現代に於ける社會事業の經濟的根本性質に就いて力説する事を怠り、従つて一種の反動的役割を演ずるものと思はねば之より心外なる事はないであらう。此事は具眼の讀者は充分に諒解されたる事と信する。一步進んで著者は斯くの如き超時代的存在價値を有する科學的社會事業即ちケース・ワークを忠實に遂行する事に依つて、各時代の根幹的疾患は明瞭にされ、其の眞の對策を講じ得るものなる事を指摘し度いのである。

斯くの如き社會事業は、社會病の根本的診察を基礎としてのみ其の威力を發揮し得るものである。而して斯くの如き社會事業は決して資本主義社會制度上に浮ぶ泡沫ではないのである。斯界の有識者に依つて斯くの如き超時代的價値を有する社會事業ケース・ワークが益々検討され遂行されん事を切に希ふものである。

第二章 ケース・ウォークの前提としての社會病理學

科學的社會事業は時代の推移を越えて、存在すべきものなることを、前章に於て聊か論じたが、今少しく之を明かにするため、社會病理學の立場より考察せねばならない。以下掲ぐるはクキーン及マン著「社會病理學」第一章の譯述である。本書は既に某氏等に依つて譯され、出版されて居るが、正確を期するため筆者自らの譯文を茲に掲ぐるのである。(Queen, Stuart Alfred, and Mann, Delbert Martin, Social Pathology, Chapter I, Approaches to an Understanding of Human Ills.)

(一) 實例——ケネス・マクグレゴア少年の場合

ケネスは十三歳の男子である。彼の表面的問題は餘りに社交的に過ぎることだと云はれた位、遊ぶことに巧みである。殊に喜劇に秀で、又活潑な遊びに於ては學業に於てよりもはるかにすぐれて居る。他方彼の性質は衝動的で、無責任の言動をなすこと多く、要するに彼の生活は上下浮沈が實に多い。彼は盛んに惡戯をなすが、しかもそれがために罰せられることを非常に怖れる。何か困難に遭遇すると、一刻も速く脱れやうとのみ焦慮する。彼は二回少年審判所に召喚されたが、一回は八歳の時に火災報知鈴をならした時、他は八百屋でコソ泥をする子供の手助けをなした時であつた。

ケネスの父は家出をしてからもう永いことになるが、彼は大酒家で、又亂暴な男だとのことである。ケネスが未だ

ヤット生後八ヶ月の時に彼の頭をビール壺で撲つたことがある。彼の妻はケネスが父と同じ性質を持つて居る處から、同じやうな人間になりはしないかと云ふことをいつも心配してゐる。甚だ困ることには母はケネスの面前で此危惧をしばしば口外するのであつた。

ケネスの學業成績はいつも極めて不良だつた。七ケ年に五回轉校した。と云ふのは、母が父に自分等の居所を知らずまいとて、引越し廻つて居たからである。ケネスは一年A、二年B、三年B、四年Aを落第して今四年Bを二度やつて居る處である。又彼は學校では嘘つきで、コソ泥をやり、なまけ者だとの定評を得てゐる。又或る兒童精神衛生相談所では「感情的で落付きがない」と診断を下された。然し他の一考査者は、唯「遲愚で智能が低い」とのみ云つた。彼の知能指數は八一であるが、機械をイヂル事が好きで、又他に色々良い性質も持つて居た。一體に彼は愛すべき少年である。寛大であるし家庭ではよく母の手助けをした。人に悪意を抱くと云ふやうな事は少く、母に心配をかけたやうなことがあると後悔した。

彼が不良化した一つの原因は、彼が左ギッチ・になり切つてゐるのに、彼の教師が無理に矯正しようとした事である。色々な點から考へて見て、此事が彼の失敗復合、不幸感、及び事に失敗して責任を迴避し、新たにやり直さうとする時の過度の焦躁心などのソモソモの原因になつてゐるらしい。彼はかつて喫煙と性的惡癖に耽つてゐたが、少年クラブの指導者の力で兩方共矯正する事が出来た。

ケネスの一家の經濟問題は餘り重大化してゐるとは云へない。然し決して豊かなのではなく、母は終日働かねばならなかつたので、子供等と一緒に暮す時間は殆んどなかつた。家賃の關係で望まぬ近隣に住まねばならず、ケネスはいつかコソ泥を常習的にやる少年ギャングにはまり込んでゐた。

ケネスの保護をした人の一人は、彼の問題を要約して云つた。「天は彼に氣の毒な父を與へたのみならず、彼を左利きならしめ、又理由もたゞさずに、彼を「道德的痴呆症」などと診断する人間の世話にならせ、あまつさへ彼の學校はまるで「工場」でしかなかつた。然し幸ひに天は彼に良い母と此兒童相談所とを與へた」と。

ケネスの母は聰明な人だつたので、家庭での問題は容易に解決されたが、困難はむしろ學校にあつた。然し學校でも教師が「職工長」でなく、眞の教育者であつた時には、ケネスは順調に行つた。しかし普通の學校——教育の眞使命を考へず、唯級別、報告カード、進級などの事ばかり考へてゐる處——では、彼は必ず何か面倒を起した。相談所ではケネスのために適當な學校と教師とを見付けるのに苦心した。幸ひ少年クラブと夏期キャンプとがケネスにとつて大いに有效なことが判り、之等を利用した。又ケネスの兄ウォルターを無暗に模範視せしめる事も矯正されたが、之は第一に、母にその不利なことを教へ、第二に兄がある點では當然ケネスの長であることを示し、第三に従來兄と共同で新聞配達をさせてゐたが、新しい得意をケネスに獲得してやるなどの事に依つてゐあつた。(Three Problem Children: Joint Committee on Methods of Preventing Delinquency, New York, 1924)

(二) 社會病の理解に於ける種々なる態度

A 宗教的及道德的、態度

ケネスの如き經歷を持つた子供は多くは「濟度し難い人間」等の名をつけられて、感化院に投ぜられるのが普通の事であつた。此のやうな子供の行爲は、周囲の者を焦立たせるのみか、大抵感情的な反應を起さしめ、理性的な態度を忘れしめるものである。其結果種々な惡名を呼ぶ如き事はなすも、彼等を眞に理解しようとはしない。彼等に

迷惑を蒙らされた人々は、彼等の悪化せるを責め、「須らく罰せよ」と叫んで痛快がる。斯くする事が此等の子供に對する唯一の「氣晴らし」になるのである。若しそれ此氣分を「嫉み給ふ神の怒り」に歸せしめんとすの試みが成功した場合には、此等の人々の主觀的要求は益々充たされるが、此場合多く「義憤」の形を取つて表現されるのである。

斯く「罪惡」なる觀念から此種の子供の行爲の説明をしようとする態度は、實は社會に於ける好ましからぬ成員に對する、人々の感情的爆發を強いて道理付けよう (to rationalize) とする試みに過ぎない事が多いのである。兎も角も、有史以前より人間が「厄介者」を總て神の怒りに觸るゝ者と觀て來たのは事實である。更に少しばかり此種の考へを押擴げて、人々は社會的疾物は、總て之れ神の神聖なる律法を犯せる者に對する刑罰であるとなすに至る。之がイエスの弟子等が、生れながらの盲者の事に就てイエスに質問した時の彼等の心持であつた。即ち「イエス途往くとき、生れながらの盲人を見給ひたれば、弟子たち問ひて言ふ「ラビ、この人の盲目にて生れしは、誰の罪によるぞ、己のか、親のか」(ヨハネ傳九ノ一—二)」とあるが、之と全く同様なる考へが、詩篇にも披瀝されてあるのを見る。茲には唯だ其内の一節を記する事とする。「われ昔年若くして今老いたれど、義者の捨てられ、その裔の糧乞ひありくを、見しことなし。」(詩篇三七章二五節)

我々は斯くの如き神學的な解釋の不充分なる事を感じる。而して一牧師が此の詩篇の記者に對して「然し余は斯くの如き者を見た」と曰へる事に同意する者である。實際我々は、宗教的敬虔及道德的誠實に於いて何等責む可き點のない人々が、甚だしい困難に遭遇せるを屢々見るのである。加之、貧困、疾病、無智等が「濟度し難き」ものであるとしても、我々の採る可き態度は、寧ろ斯くの如き不幸の原因は「卑劣」なるが故にといふが如きものにはあらずして、他に求む可きである。ケネス・マクグレゴアの場合に於て、少なく共、彼の教師二名が、彼の「我儘及不注

意」が學校に於ける不成績と不良行爲の原因であるとしたりしたのであるが、之は彼の盲者に關してイエスの弟子達が曰へる事と、根本的には何等異なる事がないものである。而して我々の觀る處では此の事自體が、此等の教師がケネスを理解し、彼を能く救済し得なかつた證據なのである。

「多くの子供の場合—ケネスは其最も良い一例であるが—教師や兩親を焦ら立たしむる行爲は、彼等の天性的邪惡とか罪とかに因るのでなく、寧ろ彼等の理性的或ひは感情的缺陷の故である。此等の卑近なる事實に對する新解釋の重要點は、斯くの如き問題に對して、従前とは異なつた態度で臨まねばならない事を意味するといふ處にあるのである。何となれば、從來は子供の素質的邪惡に對して、唯訓戒と懲罰のみが當然の方法とされて居たのであるが、今や兒童の根本的機構に於ける不可變的要素にさへも、環境の變化を以て臨む事が、良き方法として承認されつゝあるのである。之は新しい心理學に依る理解が可能な場合に於て特に然りである。」(前掲「問題の子供三人」一一九頁より)

他の言を以て曰へば、本書に於て我々は、決してケネス其他我々が記述せんとする如何なる人物でも、其「アラ探し」をしようなどとは思つて居ないのである。之に反し、我々の最も關心する事は、何が彼等の問題を齎らす原因となつてゐるか、又如何にして之等を除く事が出来るかといふ事であると共に、他方我々は決して個人的責任の觀念を棄てようなどとは思つてゐないといふことである。我々は屢々個人が彼自身の運命の主である事を感じしめ、且つ彼自身をして積極的に行動をなさしめる事に依つて、最も良く救済し得る場合が往々あるといふ事を豫期するものである。不良行爲、貧困、疾病、缺陷其他の事柄に對する因襲的道德的乃至宗教的態度を棄て、因果關係の立場から人間の行爲を研究する事が、他の如何なる現象に於いても同様、に効果ある事を認めるものであるが、かくする場合我々は客觀的

事實と、總ゆる場合に於て動因として働きつゝある個人の態度なるもの、重要性とを閑却してはならないのである。
B 生物學的及醫學的態度

前掲ケネス・マクグレゴアの記録中、最も興味あり、且つ意義ある點の一つは、彼の母が彼が父の好ましからぬ素質を遺傳的に繼承して居り、従つて彼の成人後は、父と同様の人物になるべく運命づけられて居ると固く信じてゐた事である。多くの人は眞實の、又は表面的な遺傳現象を見て、此のケネスの母の言ふ如き事を問題の全原因たるかの如くに思ふやうになる程感銘を受ける。又他の多くの人は遺傳が萬能だとは思はないが、然かも個人の又は彼の屬する家族員等の肉體的遺傳に最重要點を置く事が最も重要だと考へる。此種の考へを有する人々の中に優生學調査所のチャールス・B・ダヴンポルトがある。彼曰く

「遺傳は往々怖るべき事實だと思はれる。胚質の組合せに原因して、我々が種々なる制限を受けてゐるなどと云ふ事は、自負心や功名心に對する一大打撃である。然し他面、能力に於ける制限は、同時に責任の制限といふ事にもなるわけである。意志の自由などといふ漠然たる主張をなす人は、善惡の識別をなす力は誰も同様であるとか、同様な刺戟に對して、誰も同様に反應するといふやうな事を眞理だと推定するものである。勿論斯様な假説は誤つてゐる。我々が如何やうに刺戟に對して反應するかは、我々の細胞原形質の性質に依るものである。反應の性質は、教養で多少變改出来るであらう。即ち習慣の形成に依つて、之は可能だといへよう。然し教養の結果も、或範圍内で細胞原形質の感受性に依つて決定されるのである。

……慈善及び感化事業の諸團體の關心の對象となる特種階級は、社會組織に多少共障害となる特質を一つ又はそれ以上有する個々人の集合なのであるが、之等の個々人、否寧ろ彼等の特質が一社會に於ける彼等の數に比して

餘りにも大なる障害と時間及金錢上の損害を與へる。即ち彼等こそ我々の社會の進歩を阻害する最も大なるものなのである。加之彼等の數は益々増加しつゝある如くである。故に斯くの如き缺陷及び犯罪性の原因及治療法を發見することは、現代の最緊急事となるわけである。

處が斯くの如き研究的結果は全く區々であつて、我々の施す術なきを示す。精神的缺陷は胎兒期の榮養不良、出産時に於ける乳兒の窒息、アデノイド、及花柳病—之は離婚の場合を除き、兩親共胃され居る場合にのみ普通起る事であるが—に起因するものとされてゐる。同様に犯罪性は矯正不可能なるにも拘らず、貧困、惡模範、誤れる又は不充分なる教育等に因由するものとされてゐる。例へ如斯原因と結果との間に何等かの關係がある場合に於ても、之等の説明は總て連繫と結果とを混同せる論理的過誤に基いてゐる—而かも往々車が馬の前になつてゐるやうな場合もある—と思はざるを得ないのである。此等の非社會的特質の説明としては、普通擧げられてゐるものよりも遙かに根本的なものがあるが、それは遺傳的缺陷と云ふことである。」 Daveyport, Chas. B., Heredity in Relation to Eugenics, pp. 260—262)

多くの人が、遺傳の重要性を度外視しようとする傾向があるのは疑ひなき事である。故に此ダヴンポルトのなせる如き強調が價値ある事は事實である。然し乍ら遺傳に又餘りに囚はれ過ぎるといふ事もあり得る事である。若し肉體的遺傳が人間の不幸の全部、否主な説明でさもあるとしたら、此等不幸の中にある人々に施すべき餘地は殆んどないといはねばならない。それこそ優生學の他に何等の救済法はないといふことになる。然し實際に於て、我々が種々なる人間の不調整の研究を進める時、遺傳に依つて與へられたハンディキャップが何であらうと、彼等の問題が克服された實例を餘りにも多く見るのである。又研究に依つて我々は健康に、經濟狀態に、或ひは個性に重大な變化を

醸し得るものだといふ事を知るだらう。斯くの如き實際的な方面の觀察に依て、我々はダウンボートとは全く異なつた説をなす生物學者の下した結論を受容せざるを得なくなる。即ちH・S・ジエニクスは曰く「通俗的著述家達が我々に信じさせようとする如くに、生物が原質細胞に於て化學的物質―又は遺傳原質(ジーン)の供給を受くる時、此生物が如何なる物になるか決定されるとき、或ひは運命づけられるとかいふのは眞實ではない。個々の生物は生得的な又は遺傳的な特質の多くの「組」を持つてゐる。個々の生物が之等の内どの「組」を成長發達せしむ可きかといふことは生物が成長するに際して取巻かれる種々な條件に依るのである」と。Heredity and Environment, Sci. Mo., 19: 233.) 故に我々は實際的假説として此等の諸條件も遺傳に劣らず重要なものであるといふ事を容認せねばならない。斯くして出来る丈正確に、個々人の遺傳的能力に就て知る事は、大いに望ましい事であるが、同時に、之と少く共同様に、個々人を今日あるに至らしめた他の條件は何であるかを知ることが重要である。何となれば之等の他の條件こそは改變することが出来るものであるが故である。

之等の諸條件の中のあるものは、肉體的健康に關連するものである。心臟の故障や、結核菌や、ハマダラ蚊(マラリア菌保有)など如何に大いなる損害を人間の働らきに又福祉に與ふるかといふことは後章に於て學ぶこととする。「凡そ愛鬱症や、苦勞性や、自暴自棄等に悩まされてゐる者の半數位は、休息の不足、空腹、又は不消化に原因を見出す事が出来るのである。」とカール・デシューワイニツは曰つて居るが、ケネスの場合に於ても次のやうな質問がなされた事は、全く自然なことである。即ち

彼は何等かの疾病に罹つてはゐないか、
何か後天的に得た肉體的缺陷はないか。

而して醫學的審査の結果は、全體からいつてケネスは可成り良い状態にあつたが、視覺に稍缺陷があり、性的發達が遅れ、アデノイド及扁桃腺は切取つてあつた。又一つの顯著な生理的缺陷は夜尿であつたが、之に對しては分泌腺の手術に依つて、全く癒す事が出来たのである。我々が既にケネスに就て知る處を以てすれば、彼の肉體的状態を改善する事が、彼の他の種々な問題の解決に有効なるは明かな事である。又同時に唯醫術的治療及衛生のみに依つて、此十三歳の少年の總ての問題を解決する事が出来ると斷言出来ないのも明かな事である。然るにも拘らず種々なる問題を唯肉體の健康の點のみから説明しようしたり、甚だしきに至つては肉體的機構や、機能の或特種の方面だけを以て、説明しようしたりするものが少くないのである。此立場を取る者の最も極端なる一例は、人間生活の一切を、内分泌の作用に歸せんとする人々である。即ち彼等は曰く

「總て個々人の生涯は、各期を通じて、此内分泌腺に左右さるゝものである。即ち此等内分泌腺は謂はゞ複雑なる内部通信器及び監督者とし、各機關、機能、行爲及性格を統制するものである。我々の生活に於ては種々なる出来事、危機、成功、失敗等が絶え間なきマーチをなしてゐるのであるが、之等は皆各種内分泌腺相互間の又は之等内分泌腺と環境との間の相互的働きに依據する事大いなるものである。」(Bernau, Louis, The Glands Regulating Personality, p. 110)

内分泌腺相互間の働きの無限の變化や組合せが、思春期に於ける少女の無數の型を我々に示す。各種の内分泌の協働は、一人の少女を着實な落付きのある者にするが、他の少女を不着實な落付きのないものにする。A子は甲状腺分泌過剰のため興奮性で、神経過敏で、落着きが無く、動悸昂進及安眠不能に陥る傾向があると思へば、B子は**所屬腺**分泌過剰で、月經來潮期早く、身長低く、紅潮し易く、感傷的で、暗示を受け易く、性的に脆い。又C子は

副腎外皮部（アドレナリン分泌腺のある處）の發達著しく、其ために男性的である。即ち勇敢で、スポーツを好み趣味凡そ男性的であり、彼女の朋輩に對して積極的になる。處がD子は甲状腺及松葉腺の發達が平衡を保つてゐる關係から、彼女は同級生中に美貌を以て知られ、勤勉で、頭腦明晰、明朗で思慮に富んでゐるが、他方E子は松葉腺よりも甲状腺の發達稍速いため、理智的なるも、動じ易く、快活なるも「お天氣」があり、精力家であるが、忍耐がない、等々。

斯くして環境、習慣形成、訓練、教育などは、之等少女の内分泌機構の表面現出のみに資するか、之等を抑壓し歪曲し、従つて彼女等を損するに資するものである……。(Bernan, op. cit., p. 150)

此記述は餘り極端に走り過ぎてゐるので、之に依つて誤らるゝ者の多い事を惧るゝ。然し乍ら之は遺傳を過重視する場合と同様に、間違つてはゐるが、しかも往々種々なる事柄が研究せらるべくして研究せられず、従つて多くの收穫を得べくして得られざるの事實を指摘するの役を果すものといへよう。何れにしても誰でも困難に遭遇した時には遺傳と同様に、彼の現在の肉體の状態を知悉する事が好ましい事である。

C 心理學的及精神衛生學的態度

更に右に加へて社會病に對する重要な態度は、心理學者及精神衛生學者の示唆する處のものであるが、彼等は無論精神生活に其強調點を置かんとする者である。先づマクドウガルは殆ど凡てを本能に歸せんとする。即ち

「直接にか間接にか本能は人間總ての行爲の根本的動因となるものである。ある本能の能動的又は衝動的なる力（又は或る本能に基いて出來た習慣）に依つて如何なる思想の一連も—どんなにそれが冷やかで無感情のやうに見ゆるものでも—其目的とする方向へむけられ、又之に依つて如何なる肉體的行動にも發動され、又は繼續されるの

である。此の衝動的な本能こそは、總ての行爲の目的を決定し、又總ての精神的行爲を行はしむるものである。而して最も發達した理性を有する人々の凡ての複雑なる理智的機能も實は之等の目的のための手段であり、之等の衝動が満足さるべき媒介物であり、又彼の快感といひ、苦痛の感と云ふものも、實は之等の衝動が撰ぶ手段の指南役たるに過ぎないのである。」(McDougall, Wm., An Introduction to Social Psychology, p. 44)

然るに我々は右の如き態度を、如何にして實際の場合に有用に用ひるかといふ事に迷はざるゝ者である。マクドウガルは、多分ケネスは争闘、自己主張、排他、生殖、群集等の本能を強度に有し、他方驚愕、好奇心、自卑、獲得、建設等の本能に於て、稍缺くる處ありとでもいひ度い處であらう。若しさうだとしたら、果して我々は何をなす事が出来るのであらうか。若し我々が本能を以て、或る定着的な實在物と假定したら、我々のなすべき事はケネスの環境を統制して、彼の本能的傾向の能力を有利に利用し、他方彼が有しない本能を補ひ、望ましくない本能の活動を促がす如き事態に對して、彼を防護するといふものでなければならぬ。他方我々が本能を以て大いに改變し得る諸傾向であると思惟する場合も、同様に或本能を刺戟し或本能は之を抑壓するに環境の統制を以てするといふ事になるのである。然し乍ら事實現今に於て、本能に關する總ての理論は「本能」なる考へを採用する事自身が冒險に失すると思惟さるゝ程に疑はれ出して來てゐるのである。しかも我々人間が何ものか或る傾向の型を持つて生れ、而して此のあるものが、我々がなす行爲や、又後に何になるかを決定する眞の動因である事を記憶する事は重要な事である。

今日多くの心理學者は、又知能の高低や生得的才能といふ事を強調する。彼等の中の或人々は犯罪、貧困、學業成績不良、産業に於ける不能率等を凡て知能の低きに依るものと説明しようとする。H・H・ゴダードの如き此點を強調する人の一人である。彼曰く

「我々の主張を最も率直に曰ふならば、人間行爲の主なる決定者は我々が知能と呼ぶ單位的精神過程であるといふ事、此過程は生得的な神経の機構に依つてのみ條件づけられてゐるといふ事、此の精神の機構及其の結果たる知能或ひは各個人の精神的水準に依つて得らるべき能率の高低は、原形細胞の結合に依つて出来る有色體の種類に依つて決定さるゝといふ事、及び之は此機構の一部を破壊するが如き重大な災害等の他如何なる後天的影響に依つても殆んど左右されないものであると云ふ事である。」

故に各個人に於ける知能の決定的性質及其變化すべからざる水準を考慮に入れずして、社會的調整を試みる事はたゞに不合理なるのみならず、又何等效果的ならざるものである。」(H. H. Goddard, Human Efficiency and Levels of Intelligence, p. 1)

我々はケネスの場合に少なくとも一名の者が、彼の學業不成績及不良行爲を説明するものとして、彼の先天的知能の低さが存すると考へた事を知る。實際之が種々なる動因中の一つなる可きは考へられ得べき事である。然し學校に於ける諸條件が良かった時に、ケネスの改善が比較的に成功したといふ事は、彼の知能指數(ビネー規準に依る精神年齢と彼の曆年齢との比率)が此の「問題の子」の理解にとつて、最も重要な要素ではなかつたといふ事を示すものである。後章に於て、低能であるといふ事のみで社會的不調整を説明出来ないとはいふ事を明かにすると思はるゝ證左を研究するであらうが、往々知能高くして不道德な人間があり、他方低能なるにも拘らず、巧く世渡りをなしてゐる者のある事を見る。然し精神的缺陷が、不調整の多くの場合に於て検討せられねばならない一要素であるといふ事は記憶せねばならない事である。(ゴダード自身も他の處で精神能力が、個性の理解又は行爲の統制に於て考慮を要する種々なる動因の内の最も重要ではあるが、唯一つの要素に過ぎないといふ立場に大體同意するものであるといふ

事を述べてゐる。)

他の一團の専門家即ち精神衛生學者は問題の根幹を生得的精神的缺陷よりは寧ろ精神病の中により多く發見せんとする。然し少數の極端論者を除いて、面倒に打突かる人間は皆狂氣であると考へる譯ではない。彼等が主張せんとする事は如何なる不調整に於ても其精神的方面を考究する事が必要なる事、又社會關係に於ける如何なる障害にも必ず個人の内的生活の障害が伴ふものであるといふ事である。「性格的不調整」や、之程頻繁には見られないが、神經諸疾患などは、精神衛生學者が、犯罪、アルコール中毒、劇藥中毒、不逞、失業、賣藥依據、信仰療法等の場合喜んで下す宣言なのである。或る有名な社會事業家は「社會事業に於ける被救濟者の大多數が精神衛生學的問題として診斷を下され得る」と云つた。

「個別社會事業(Social Casework)に於て我々は最も徹底的な方法で個々人を取扱ふのである。我々は此處で各個人の有する特殊の變種と直接に接觸するのである。社會事業家が世話する人々の内多くの者は精神衛生學的問題を提供するといふ點に於て普通人とは充分異なるのである。即ち心理學よりは寧ろ精神衛生學の知識を以て之が救済に當らねばならないのである。社會事業に於ける被救濟者の大多數が精神衛生學上の問題を提示するといふ事實は未だそれ程一般に認められてゐないやうである。」

最近ポストン慈善聯盟への救済申込者五十家族の調査に依れば、之等の内の三十六人は多分神經疾患に囚はれてゐると見られ、二十四人は明確にさうであり、十二人は神經病的なる事を強度に示してゐる。十四のケースに於て、家族員中一、二名のものゝ性格に就ては何等記されて居ない。救済の記録に精神的缺陷なり問題なりが記されてゐないからといつて、之等がないと思ふのは安全ではない。寧ろ五十のケースの内の三十六人が神經病の患者であると

云ふのは内輪な計算と云はねばならぬ。(Jarrett, Mary C., The Psychiatric Thread Running Through All Social Case-work, Nat. Co. f. Soc. Work, 1919: 588—9)

近代の精神衛生學は普通「狂氣」なる項目に十巴一束的に含められてゐる重い病狀のみに限らず、又一般的な精神生活や行爲や又性格にも關心を拂ふのである。精神衛生學は事實「正常」と「異常」との間に、餘りに明確な區別の線を引く事を最早しなくなつた。そして人間の行爲を、精神生活の立場から解釋するといふ事に、考慮を用ふるやうになつたのである。此の最後の意味に於て、精神衛生學は社會問題解決に對する最も有用な方法を提供する。故にケネスを取扱つた兒童相談所が精神衛生學者の指導下にあつたといふ事は驚くに足りないことである。

一九二〇年の全國社會事業大會に於て發表された價値ある論文に於て、アウガスタ・E・ブロンナー教授は、精神生活の全面的研究の重要な事を論じてゐる。彼女は次の如き事を精神的な生活の研究に含ませねばならないと云つてゐる。即ち(一)年齢別考査、(二)特殊才能及不能の研究、(三)心理的機能—殊に其動的方面—の研究、(四)性格の構成、(五)精神内容が之であるが、彼女の結論に曰く

「勿論我々が既に研究した精神的能力の此等五方面は、互に重複したり、相互に關係し合つてゐたり、相互に影響し合つたりするものである。動的方面と性格上の諸點とは密接に相關連して居るし、又精神内容は部分的に之等に依つて又精神的諸能力に依つて決定されるのである。人間は合成的なものであつて、之等を別々に切離す事は困難であるが、個人の分析的及實際的研究を目的とする場合に於ては、之等精神能力の五方面が念頭に置かれねばならないし、又之等の著しい特質が注意されねばならぬのである。」(Bronner, Augusta E., Individual Variations in Mental Equipment, Nat. Conf. Soc. Work, 1920: 351—9)

D 經濟學的態度

以上考察し來つた三つの態度は、皆困難に陥つて居る當人、即ち彼の遺傳的及後天的、肉體的及精神的構成といふ事を中心としたものである。今や吾々は眼を轉じて環境、特に實業、産業又は經濟などといふ言葉で云ひあらはされて居る處のものに就て考へる段階に達した。經濟的見解を最も強く主張するのは、俗に過激派とか急進主義者とか、社會主義等の名を擧る侮蔑的に冠せられた人達である。

社會主義者の多くは、社會病の原因を、全然とは云へなく共、主として悪い經濟組織に歸せんとする。彼等の資本主義に對する批判の第一は、物資の生産に於ける不能率と云ふ事である。近代産業の最も有力な動機は、個々人の利潤追求といふ事のみであつて、社會の福利とは一致せざる事甚しきものである。此動機の威力の下に、天然資源は開發され、過剰な廣告を必要とするやうな競争や、重複運輸や、不必要な中間商人等に伴ふ浪費等となり、不正事件の續出となり、醜惡が美を追ひやり、人間の幸福のための消費物の生産よりも、株式投機により多くの關心が持たれる。彼等社會主義者の批判の第二は、資本主義は人間價値を破壊するものであるといふ事である。即ち人口の大部は所謂賃金奴隸の境涯に顛落せしめられ、無味、單調、困憊、危險等を特色とする勞働を強制され、疾病及災害に曝され、週期的失業の脅威を受け、一生を貧困に悩まされねばならない。且つ其結果として罹病及死亡率は高騰し、風紀は亂れ、罪惡は猖獗を極むるに至る。(Skelton, O. D., Socialism: A Critical Analysis, Chap. II)

(更にシドニー・ウェップの言を藉り來たつて勞働者生活の低下と道德的頹廢との密接なる關係を論じてあるが、之は既に第一章第二項「現代の社會問題と經濟との因果關係」中に引用したるを以て右を参照あり度い。)

然し乍ら社會主義者や勞働運動家のみが、主として此經濟的見解を採るのではない。私設社會事業、公共救濟事業

等の大部の力は貧民窮貧者極貧者等に向けられて居る。古代ヘブライの豫言者の時代から、「共同基金」の現代に至る迄、人間は貧民に所謂施與をなす事を求められて来た。殊に此の經濟的困窮に就いての苦心のあとは、英國救貧法及び米國に於ける其の模倣の歴史に於て最も良く見出さるゝのである。加之、社會事業の文獻は最近に至る迄所謂經濟的依存階級の問題に主なる強調點を置いて居たのである。

E 社會學的態度

社會學とは何かといふ事に關しては、意見區々であり、且つ果して社會學なるものが存在し得るかと疑ふ人もあるから、茲に社會學なる語に就て明確にしておく事が必要であると思ふ。或人々は社會學は「諸科學の科學」即ち人間の福祉に關する科學一切が発見せる事柄を網羅せるものであるとなすが、他方ある人々は斯くの如き「超科學」を創設する事の困難なる事を知つて、經濟學、心理學其他類似の科學が取扱ふべくして取扱はざる事柄の研究を以て社會學なりとなして満足せんとする。然し乍ら我々の考へは之等何れとも相違する。我々は社會學を以て人間諸關係、又は集團的行爲、又は人間が如何に相互に刺戟し又反應し合ふか、如何に彼等が共同的に行動するか、彼等の競争、確執、調和、同化及人間の相互行爲に依つて産み出された制度や文化の一切を研究するものであるとなす。而して社會病理學とは人間關係に生じたる故障、解決されざる確執、調和又は同化を計らんとして失敗せる事柄、正しく機能し居らざる社會制度、集團生活の崩壞、道德の埒外に置かれた個人々等を研究するものである。

ケネスの場合に於ては、經濟的方面は何等特別の問題を起しては居なかつたが、彼の社會的環境即ち他の人々への調節と云ふ點に於て、彼は明白に問題を持つて居たのである。彼と彼の兄との間に些細な事ではあるが面倒があつたし、彼の不良行爲の主要な原因は父からの良い感化の缺乏にあつたと云へる。然し他の最も重要な動因は、ケネスと

學校の教師達との間の軋轢にあつたのである。換言すれば、彼の遺傳と思はるゝ事柄、彼の肉體的健康、彼の知能及び精神生活全體の考察のみならず、彼の場合には特に、彼の他の人々に對する關係の立場からの研究が重要なのである。

一般的にいつて、社會病的社會學的解釋は「危機」「無調節」「不調節」「道德性の喪失」及び「崩壞」の五階程より觀る事が出来る。「危機」とは必ずしも大なる災厄を意味するのではなく、個人の場合に於ける習性、集團の場合に於ける慣習に對する重大な障害を謂ふのである。斯く普通の生活状態への障害は疾病、災害、金錢、資産又は職業の豫期せざる喪失、家族内の者の死亡、友人の裏切り行爲、移住、所屬政黨、教會又は職業の變更等に依つて、惹起さるゝものである。而して次に個人が新しい事態に處すべき或ひは以前の状態に復歸すべき方法を見出さんと試みつゝある時には、普通ならば放任しておくも差支へないやうな事柄にも注意を拂はねばならない。即ち彼はとまどひ、昏迷に陥る。然して之かあれかと、或ひは想像的に或ひは實際的に色々な事をなす。斯かる状態を「無調整」と謂ふのである。

扱て我々は大抵人生の危機を兎も角ものり越えて行く。又多くの場合此無調整の時期は比較的短いのである。我々は各々の仕事や遊戯等を續け、我々が遭遇した困難はやがて忘れてしまふのである。然し時とすると、或者は彼の困難を克服する事に失敗する。長い間の苦悶の後、面前の問題に對する何等の解決法を見出し得ないのみならず、彼は元氣を全く喪失してしまふ。新しい問題が起つて來ると、益々その新しい危機に善處する事が不可能になる。斯くて彼は「不調節」に陥るのである。而して度々の失敗の後遂に彼は「道德性の喪失」の状態に達する。

社會學にとつて、此場合最も重要性を有する事は、人間が假令困難の中に在ると既に脱出せんとを問はず、彼は決して自己のみで生きて居るものではないといふ事實である。我々の内如何なる者も何等かの團體―家族、近隣、小社會、互助組合、教會、勞働組合又は同業者協會の如き―に屬する。私一個の私事を圓滑に運ばせない事柄は直ちに私

の屬する團體の一つ又は幾つかのものに對する私の役割に變化を來らしめる。同様に團體の生活を妨害する物は必ず其成員の個人的生活に影響を及ぼすのである。故に我々の遭遇する如何なる困難も、ケネスの場合に於けると同様に唯だ遺傳、知能、財政等の立場からのみならず、そこに生じ來たる人間關係の角度から研究されねばならないのである。

例へば茲に失業し、他の職業を得んとして懸命に努力するも成功せざる者が居ると假定する。彼は失業の状態にある結果、身體を損じ、被服、家財を失ひ、失望し、劣等感に襲はるが如き事態に立到ることがあるであらう。更に彼は恒久的職業に必要な良習慣及び筋力を失ふかも知れない。而して彼は失業といふこと、就職の能力なき事とを同一視し、僅かの仕事を得たり、又は全然何等の仕事をも有せざる人々の境遇を甘受するやうにもなるであらう。茲に問題は單に經濟的のものに止まらずして、個人的態度及び社會關係の問題に迄進展するのである。個人的道德性の喪失と社會的崩壊性との密接なる關係に關してはクレーイ教授が簡単に明瞭に述べてゐる。即ち

「我々の道德的健全性は全く何等かの團體との密接なる關係に依據するものであるが、最も普通のものとして我々の家族、隣人及び交友がある。かくの如き團體との思想及感情の交換、及かくの如き團體の有する意見の意識こそは我々の善惡の標準を實際的のものとなすのである。我々はかくの如き團體又は其成員の下す判断を全部容認する譯でもなからう。然し乍ら少なく共、我々の高等なる心的過程を幾分にも活動せしめんためには、社會的交互作用が必要なのである。かくの如き團體から我々を引離す事は全然我々を孤立ならしむる事である。我々が他の都市又は他國に移住するか、又は他の社會的階級の中へ入るか、或ひは又從來の交友より自らを隔離せしむる如き思想を持つに至る時、猶從前の團體との關係を同様に密接ならしめ得るか否かと云ふ事は、全く問題だといはねばならぬ

い。以上の場合共通なる結果は、部分的道德上の孤立又は道德性の虚脱である。かくの如き變化の原因が多少共一般性を有する場合には、社會の成員の大多數は社會的に孤立した單位としてのみ存在するに至るであらう。即ち精神的無政府状態とでもいふ可き事態を來し、各個人の間には何等の倫理的又は道德的生活の明確な標準といふものがないやうな有様になるか、全く本能的衝動の儘に人々が動くが如き事になるであらう。」(Cooley, Chas. H., *The Social Process*, p. 180—181)

トーマス及びツナニエキーは個人の道德的崩壊と團體的崩壊とは併行するとは限らないと云つてゐる。一人の個人が彼の團體から離れ道德的崩壊をなす事は彼の屬せる團體に影響を與へないではないが、大した損害を與へない場合も多い。而して斯る場合も團體は其の成員全部又は大部が新なる團體を形成する事を得るが如き程度にしか崩壊しない事が多いのである。社會的崩壊に就て前記兩人のいふ處は左の如くである。

「社會的崩壊とは現存せる行爲の制約が團體所屬の成員に對して威力を減少せる事を謂ふと定義する事が出来る。此の減少は、或る場合は、或る一つの規格の單なる違反に過ぎないし、或る場合は團體の有する一切の制度の廢滅である如く、大小程度の差の多いものである。さて此意味に於ける社會的崩壊は明かに個人的崩壊に對して何等かの關係を有するのであるが、之は個人をして、彼の根本的慾求の效果的、進歩的又繼續的實現のために彼の全生活を組織する能力の減少といふ形をとるのである。個人が屬する團體に實施されてゐる社會的規格を一部のりでも又は大部分でも破るのは、彼が社會的協同生活に要する「生活組織」の最小限度の能力を失ひつゝある故であるかも知れないが、他方、より效果的な又より全體的な「生活組織」に達するを得せしめようとて、彼の周圍から課せられた處の行爲の方策を、彼が拒否するといふ場合もあるのである。

社會的崩壊は決して或る特殊の時期又は團體に限つて起る異例的な現象ではない。此の内の或るものは何時いかなる時も見出されるものである。即ち何時いかなる時でも社會的制約を破る者、即ち若し彼等に對抗的な策を講じなかつたら、斯くの如き者の數が激増し、遂に此等團體の存在を全く危殆に陥らせる如き者が必ず居るのである。然し社會が安寧を保つてゐる間は、此の發芽的な崩壊作用は常にあるのではあるが、他方現存の制約の威力を社會的制約力を藉つて補強して行く様な團體の活動に依つて常に消殺するのである。斯くして社會制度や團體の安寧は單に崩壊作用と再組織との兩過程間の、動的な平衡状態に過ぎないのである。而して此平衡状態は、崩壊過程がもはや現存の社會制約を補強して行く努力に依つて制禦し得られなくなつた時に狂つて來るのである。然して廣汎な崩壊が之に續き、遂に團體の完全な崩壊に至る事もあるが、之よりも普通に起る事は、此崩壊作用は、種々なる對抗作用に依つて斯くの如き状態に至る前に、食ひとめられるのみならず、更に再組織の作用が起つて、常に廢類しつゝある組織の補強のみならず、變化せる團體の要求に、より良く順應した新しい行爲の方策及制度を産む事になるのである。而して我々は此の新しい行爲の方策及制度の樹立を稱して社會的再建設といふのである。團體に屬する個人々が崩壊してゐない故に、又崩壊してゐない程度に於てのみ、又之と同時に團體の成員が個人的「生活組織」をより效果的ならしめんと努力し、又少く共、彼等の行動に於て新しい社會制度を産出さんとの建設的な傾向を表示した場合のみ、此の社會的再建設は社會的崩壊の段階に於ても猶ほ實現が可能なのである。」(Thomas, W. I. and Znaniecki, Florian, *The Polish Peasant in Europe and America*, 4: 2-4)

F 以上各態度の綜合

以上各種の態度の中、如何なるものと雖も、唯一つ丈で個人の又は團體の遭遇せる問題の理解にとつて充分ではな

いといふ事が讀者には既に感得された筈である。更に人間の遭遇せる問題の效果的な解決をなすに當つて、以上各態度全部が活用されねばならない事も示されてゐる譯である。事實ケネスの問題を解決するに當つて、生物學的、醫學的、心理學的、精神衛生學的、經濟學的及社會的技術及認識が用ひられた。唯、此の場合に於ては精神衛生學的及社會學的の方面に、特に多くの注意が拂はれ、生物學的及び經濟學的の事相には比較的注意が拂はれなかつた迄の事である。近來社會事業一般から云つて、精神衛生學的の方面を強調し、經濟的の方面を餘り重視しない傾向が見らるゝやうである。多分之は望ましい事であらう。最近迄事態は正に正反對であつたのである。然し平衡のとれた専門的社會事業は、必ずや個人や團體の提示する要求に従つて其強調點を異にしうが、兎も角も此等總ての態度を用ふるであらうと信ぜられる。此後の各章に於て各種の問題の種々なる方面の調節の研究に努めるであらうが、何物にも増して強調すべきは、無論社會學的の方面であると云ふのは、他の方面を輕視するといふのではなく、我々が此方面に特に興味を有し且つ此方面には我々は特に責任を感じるからである。

第三章 ケース・ウォークとは何か

(一) ケース・ウォークの本質的要素

リッチモンドは其著「社會ケース・ウォークとは何か」に於て、先づヘレン・ケラーの教育を始めた頃のサリヴァン女史の努力と其結果とを同女史の書翰中から摘記し、サ女史は天才的ケース・ウォーカーであつたと斷定を下してゐる。即ち

「サリヴァン女史に依つてなされた無意識的ケース・ウォークの實例を要約して、意識的ケース・ウォークとの相似性を明かにしたいと思ふ。サ女史は何よりも先づ個性に對する洞察力と云ふ能力を有してゐた。彼女は凡ゆる缺陷及び其等の不幸なる結果等の奥に、此の少女の有してゐた素晴らしい個性を認得することが出来た。彼女が一度び之を發見するや、環境中より種々なる資源を拉し來つて、彼女の内に壓縮されたる眞の個性を解放し、更に之を發展せしめやうと懸命の努力をしたのであるが、其結果は今日我々がヘレン・ケラーと呼ぶ、かの美しい社會的人格者を讚嘆することが出来るやうになつた譯である。

殆んど最初から此仕事は、之とは反對の方向へ進ませることの方が餘程たやすかつたのである。先づ子供としての服従について教ふる事が順序として必要であつたが、之が一度びヘレンに依つて習得さるゝや、ヘレンはサ女史に對して非常な愛情を抱くやうになつた。然し之を成就するためには、サ女史は自ら随分卑賤な事迄なしたのである。サ女史は此目的のためにヘレンの身の廻りの世話を手づからなし、わざとヘレンのもりの婢女を解雇した程

であつた。斯くサ女史は決して服従とか愛情とか一つや二つの方法のみでヘレンを感化しようとするやうな愚かな事はしなかつた。此少女の住む世界の凡ゆる事柄に自ら關與して、彼女の心を捕へたのである。同情とか愛情には人を強めるものもあれば、人を弱め他の人々に依り頼らしめるものもある。サ女史は、ヘレンを此依頼心から解放した。而して之は時間的に又空間的に、種々雑多なる事柄と、彼女とを關係づける事に依つて可能となつたのである。斯くして世にも憐れなる孤立の存在たりしヘレンは、地上最も美はしきもの、善きもの、聖なるものとの關連に於て人々から觀らるゝ如き人格者となつたのである。

繰返し茲に確言して置かねばならぬことは、困難なる問題を取扱ふ時に於ける環境の變化の重要なことである。

サ女史はヘレンの教育を始めた最初の月に、此方法を採用したのであるが、極めて巧妙になしたので、不自然さは忽ちヘレンの性格から取除けられ、二週間後には非常に素直な少女とならしめたのである。

今一つサ女史の有した優れた才能は、自己の有する智識を補ふために必要とあらば、喜んで専門家の教へを乞うたと云ふ點にあつた。彼女は聰明にして謙遜であつた。例へば彼女自らは盲聾者のための發音法に就て充分教へられなかつたので、ヘレンが物を云はうとの野心があり、又種々なる精神的要求を閃めかした時に、甚だ懷疑的な目を持つて之を見たのであるが、聽て女史は此態度を無造作に棄て、しまつた。又ヘレンの宗教的訓練に關して、彼女が其緊要なるも困難なることを知るや、直ちに當時斯界の最高權威とされた専門家に教へを乞うた。之等は何れも彼女の聰明と謙遜との美德を何よりもよく實證するものである。

最後に女史は、ヘレンの信頼に價ひする者たるべく努めることに依つて、自己を信頼せしむるやうに教へた。他の人々に對する奉仕をなすためには、随分苦しい努力をなさねばならぬ場合が多いのであるが、我々は斯様な努力や

奉仕に依つてこそ、人々から我々の眞價を認められ得るものなのである」と。

更にリッチモンドは古來良き教師、裁判官、宗教家其他凡そ惱める者の良き導き手であつた人々は、皆ケース・ウオーカーとしての資質を具有してゐたと云つてゐる。(Richmond, Mary E., What is Social Case Work? Chapter I, Introduction)

以上は素朴な形に於けるケース・ウオーカーの先驅的なものゝ例であるが、讀者には既にケース・ウオーカーが唯窮貧者のためにのみなるゝものでないことが理解せられたことであらう。之は非常に重要なことであるが、後に詳論することとする。今之を社會事業の立場から觀れば、ケース・ウオーカーは英國救貧法の缺陷に對してトマス・チャルマース (Thomas Chalmers, 1790—1847, 牧師及著述家) がなせる事を以て嚆矢となすことが出来るであらう。彼は一六〇一年來施行されてゐた英國救貧法の成績を見て、甚だ不満を感じ、グラスゴウ市の彼の教區に於て、救貧法又は公共の補助を求めずして貧民救恤を試みたる結果(一八二二年)、彼は左の如き結論に達した。曰く(一)救貧法の實施に當つては眞の窮貧者と公共の救恤を巧みに利用せるものとの區別が明かにされてゐない。(二)救貧法に依る處遇は困窮者を救済し得ないのみならず、新に一つの窮民階級を増加した。(三)窮貧者の救済をなすに當つては「見えざる救済資金」とも謂ふ可きものが存在する。即ち友人の好意、親戚、隣人、教會、寺院等は、往々貧民救恤のために費消さるゝ莫大なる金を節約せしめ得るものである。(四)貧民の窮狀の原因は唯だ外的客觀的のものゝ外に、個人的不節制、無學其他類似の内的主觀的のものがある。斯くてチャルマースは貧民救助の改革に關し、提唱して曰ふのに、(一)救貧法の機械的發動に依るよりも、被救済者の困難の科學的な調査を充分なし、以て自ら窮民化するを避けしむること、(二)公共の資金に依る救恤をなすを廢止し、前述せる「見えざる救済資金」の發見に努むること、(三)貧民

の教育に意を注ぎ、彼等に節約其他の建設的良習慣を涵養せしめ、以て生活の向上改善をなさしむるために有用なる行事をなさしむる事が最も肝要であると。

以上サリヴァン女史とチャルマースとの實例に依つて、ケース・ウオーカーの原始的本質に就いて考へた。然し乍ら今日我々の有するケース・ウオーカーはしかく簡單なものではない。其内容が非常に複雑化して居るのみならず、其指導原理となるべきものも、リッチモンドの提唱せるものが社會學であつたのに對して、最近の傾向が心理學的乃至精神衛生學的 (Psychological & Psychiatric) であるが如くに、變遷しつゝあるのであつて、今日ケース・ウオーカーを定義することは困難とされてゐる。現に永年専門家の協議研究に依つて發表された米國ミルフォード協議會報告書 (Social Case Work; Generic and Specific; An Outline; A Report of the Milford Conference, 1928) に於てもケース・ウオーカーの定義は全然避けてゐる位である。然し乍ら前述したやうにケース・ウオーカーの本質的なものを幾分理解し得る程度に説明することは度々試みられた處である。即ち社會科學百科辭典 (Encyclopaedia of the Social Sciences) に於ては次の様に其要素を記してゐる。(卷一四、一七四頁)

「社會ケース・ウオーカーの要素的本質を簡單に曰へば、之は行きあたりばつたりの方法でなく、科學的方法を以て、個人又は家族にして、ポーター・リーの所謂「生活の適當なる組織のための方法を發見し得ぬ」と思考さるゝ者の救済を講ずる事である。更に簡略に曰へば一家の主に對して、彼自身又は彼の家族のために、諸々の事に對する機會、社會事業家の處遇及専門家の助言等を適當に獲得しやり、以て彼等が再び獨立の生活を營み得るやうになさしむることを謂ふ」と。

要之ケース・ウオーカーは科學的認識及方法を以て個人又は家族の直面せる困難を解決し、彼等が社會人として獨立

して生活し得るやうに、主観的及客観的資源を用ふる事であると曰ふことが出来るであらう。次に参考迄にケース・ワークの定義の試みを更に二三掲ぐることにするが、之等は決して最後のものでもなく、正確にケース・ワークの本質を現はしてゐるとも云へないといふことを断はつておく。

(二) ケース・ワークの定義

前項に述べた如くケース・ワークの定義を下すことは、今日の處まづ不可能とされてゐる。然し乍ら讀者の便宜のため、茲に其二三を擧げて見たいと思ふ。

先づデヴィン (Edward T. Devine) は其著「社會事業」中に於て「社會ケース・ワークは一般的教導、忠言、財政的援助、激勵又は訓練を要する個人を救済するを其職責となす。即ち此等の個人が、經濟的、社會的環境に在りて、彼等が如何なる困難に遭遇し居るか、又彼等の肉體的又は精神的狀態及才能、品性、資材、環境等は如何なるものなるかを研究し、此等の誤れるを正し、又彼等の正常なる成長發達に缺く可らざる諸要素を提供せんとする企てを謂ふ」と定義して居る。即ちケース・ワークに於ては、困難に遭遇せる個人を救済するに當つて、彼等自身及び彼等の屬する社會的、物質的環境を研究して、以て彼等の困難と此等との因果關係を明かにし、必然的に救済法を見出さんとするものなるが故に、社會學を始め他の諸々の社會科學等の認識を必要とするものなることは明かである。

次にワッツソン (Frank D. Watson) の定義を見るに「社會ケース・ワークは異なる個人々のために異なる事柄をなすに要する技巧 (Art) である。而して此等をなすには此等個人々の福祉と社會のそれとが一致するやう

に人力の及ぶ限りを盡すのである」となつてゐる。之は個人及び彼等の遭遇せる困難の社會的性質に就いて大いに暗示せんと努めてゐるのであつて、簡單なるも猶素朴なる慈善事業と科學的社會事業乃至ケース・ワークとの區別を明かにせるものと云ひ得らる。

更にケース・ワーク大成の「母」なるリッチモンド (Mary E. Richmond) はケース・ワークを「過程」(Process) として定義してゐる。即ち「社會ケース・ワークとは個人々々を各個別々に社會的環境に適應せしめんと意識的努力に依りて、彼等の人格の更生發展をなさしむるために用ひらるゝ方法及過程を謂ふ」となすのである。此場合の社會的環境は、唯他の人々と云ふが如く狹義のものではなく、廣く人間の生活に影響を齎す可き物質的のものをも含むと解さる可きものである。リッチモンドの主張せんとする點はケース・ワーク過程に於て最も重要なことは社會的證據 (Social Evidence) の蒐集及解釋といふことである。即ち出來得る限り客観的態度を以て之等の證據を處理することである。此點に於てはリッチモンドの後繼者達が全然精神分析學と迄は云へずとも、甚だしく心理學的傾向を示して居るとは全く對蹠的な地位にあると云はねばならない。更に彼女は社會的證據の細別に非常な努力をなしてゐる。彼女は曰く「診斷 (Diagnosis) は單に分類に過ぬかも知れない。故に唯だ此の「診斷」一語のみにては餘りに範疇的であつて社會的だとは云へない。即ち我々は社會的困難、又は此等に遭遇せる個人々に唯レットルを貼りつけるだけでは、何等眞の價値はないのである。況して社會治療には概念的とか範疇的などと云ふものはあり得ない。彼等は全く個々別々に取扱はれねばならない」と。ケース・ワークの内幾何が細別的であり、幾何が概括であり得るかとは猶研究すべき課題である。既に餘りに細別化することの危険を指摘せるものもあり、又種々なる「困難」の理解のために科學的に設定された「規準」を認めて、或る程度迄範疇的になさうとする傾向が漸次現はれてゐる事も事

實である。

前にも度々云つた如くケース・ウォークの定義を下すことは不可能であり又望ましからぬことである。故に我々は以上挙げし諸種の定義を唯参考とするにとどめ、更にケース・ウォークの研究を詳しくなすであらう。

第四章 ケース・ウォークの起源及發達

(一) ケース・ウォークの先驅者

サリヴァン女史やトマス・チャルマースが無意識的ながらケース・ウォークの眞諦を把握してゐたことは既に述べた通りであるが、今少し詳しくケース・ウォークの發達に就いて考察することは無意味ではないと思ふ。先づケース・ウォークの先驅者に就いて述べることにする。

聖フランシス (Francis d'Assisi, 1182—1226) はケース・ウォーカー的直觀力とも云ふ可きものを持つてゐた。即ち彼が如何なる困難に陥れる人々にでも接すると、彼は其人の外見に囚はれずに、其人が眞に如何なる人物なるかを知ることが出来た。特に靈の救済をなすに當つては、心理學的方法を用ひたし、家庭訪問を努め、精神的たると物質的たるとを問はず、同様に慎重なる態度を以て之を取扱ひ、又貧富を問はず、等しく人々の直面せる困難の解決に盡したのである。

次に十六世紀のスペイン人ヴィヴェス (Juan Luis Vives) は白耳義にて生涯を送つた人であるが、一五二六年主都ブルジョ市の上院に「貧民の救済に關して (Concerning the Relief of the Poor or Concerning the Human Need)」と題した建白書を提出し、其中に於いて彼は貧民の救済をなすに當つて最も重要なものは彼等の品性であり、其他を重要性の順に擧ぐれば、理性及學力、次に健康(肉體が精神の命に忠實に従ふため)、而して最後に富又は

物質的資源があると。而して救済のための調査をなすには、親切を旨とし、精神的に缺陷のある者の救済は個別的にして適當なるを要し、青少年への質問には、彼等の可能性は何か、犯罪者の場合は眞に誰に責任があるか等の事項を含んでなければならぬ。又取扱上貧富は餘り大した問題にする必要なしと云つてゐる。(Report of First International Conference of Social Work, 1928; Volume II, Pages 304—305)

無批判的慈善から一步を進めて困窮の原因に眼を向け、理性的に之が救済に當つた人に、かのフランスの高僧ヴィンセント (St. Vincent de Paul, 1576—1660) がある。かの佛國內のユーゲノー戦や獨逸に於ける三十年戦争等が猖獗を極め、基督教會の無秩序混亂が其極に達した時、下層民の困窮は特にヴィンセントを心痛せしめた。然し彼は路傍の乞食の數の夥だしきよりも、彼等に對してなされた慈善の無思慮、無規範的な事をより以上に慨嘆したのである。彼は「金を施すは善いことも知れないが、彼等の救済のためには彼等を訪問し慰めてこそ眞の社會奉仕、謂ひ得るのである」と云ひ、下層階級民に等しく奉仕すべきことを高調した。而して此精神から、一六一七年の Ladies of Charities の創立となり、幾多の有閑婦人をして生命迄も捧げて貧者に奉仕せしめ、更に一六三三年 Sisters of Charities を結成し、農家の婦人等に依る眞剣なる慈善をなすに至つた。之等に依つてヴィンセントは多くの婦人に社會認識と奉仕精神の高昇をなさしむるを得た。

十八世紀は人道主義勃興の時代であつた。或は「人格の完成」或は「自然に還れ」等のフレッシユな理想が高唱さるゝと共に、眞理探求に對する精神も大いに湧き、従つて慈善事業も非常なる影響を之等より受けた。此世紀初葉に獨逸ハンブルグに激烈なる傳染病が流行するや、同市に衛生組合が創設され、傳染病に關する調査をなしたが、其傳播が乞食や無宿者に依ることの大なるに驚かされた。故に當時教會に依つてなされつゝあつた無思慮なる慈善を排し

て、救済策の樹立を試み、之が實行のために同市を區分して、貧困者二十五名に對して一名の委員を振當て、専ら調査に基いて、彼等の救済に當らしめた。又或は社會事業の統一機關を設置し、或は働き得る者に仕事を與ふるなど、初期の試みとしては大いに見るべきものがあつた。更に小兒の救済及教育が救済の根本策なることに着眼する等大いに努めたる結果、十九世紀初頭に乞食を絶無ならしむるを得たのである。

次に我々は十八世紀後半に於けるケース・ウォークの先驅者ラムフォード伯 (Benjamin Thompson or Count Rumford) の貢献を忘れてはならない。獨逸ミューニッヒ市に於ては、當時の人口六萬中、乞食の數實に二千六百に及んだ。然してラ伯は之が原因は教會の施與に依る處多きを看破し、一方教會をして之を廢せしむると共に、他方彼自ら同市の警察部長として、働き得る者は皆仕事に就かしめ、五ヶ年にして乞食を皆無ならしめた。

更にスコットランド人トマス・チャルマースに關しては既に前述したが、今少し附言する。彼は所謂戶外救恤 (Outdoor Relief) が乞食製造器以外の何物にもあらざる事を看取し、極力之を排すると共に、彼の教區に於て彼の「科學的救恤法」なるものを實施したのである。即ち彼は其教區を二十五區に細別し、各區長をして施與を求むる者の身元、現狀、原因等を調査せしめた。又救恤と同時に彼等の教育に着目し、貧を恥ぢ、獨立を尊ぶ可き事を教へた。更に感情に驅られて救恤を急ぐの餘り弊害のみを醸す事を指摘し、又如何なる合理的救済法も小區域内のみには實行不能であり、全國的協力が必要な事を力説する等、後世社會事業家に對しても示唆する處が少なくないのである。不幸教會側の不一致や、新制定のスコットランド救済法のために此方法は放棄せられたが、遺憾なる事と云はねばならない。

「佛國カトリック教會は貧民の爲めに何事をもなし居らず」と稱して駭起したのは、一八二三年未だソルボンヌ大

學生なりしオザナム (Frederic Ozanam) であつた。彼は他の七名の學生と共に、「ヴィンセント會」なるものを組織し、彼等の才能智識を其儘慈善事業に應用せんと試みた。即ち唯金錢の施與に止まらず、戸毎に訪問して、種々なる方面から救済をなした。就中會員中の一婦人ベイリー (Sylvia Bailly) は「道德的助力」と稱して、あらゆる忠告助言に依つて、貧者を助け導く方法を唱へ、他の會員も之を實行した。此會は規則は出来る丈避けたが、施與は會員の協議の上なし、家庭訪問を努め、記録は公開せざる等の事を規定した。

(二) 慈善組織運動とケース・ワークの發達

エルバフェルド制度の事は周知の事なれば茲には論及しない。今我々は英米兩國に於ける慈善事業の組織合理化の跡を顧みる事にする。英國に於ける此方面の發達は一七九六年トマス・バーナードが二、三の友と協同して創設した「貧民狀態改善及福祉増進協會」に始まる。此協會の目的は貧困に關する調査及科學的方法に依る彼等の福祉増進にあつた。次に一八〇五年には「ロンドン乞食防止協會」生れ、乞食の調査を勵行して彼等の根絶を期した。同種のもの其後英國各地に開設さるゝやうになり、アレン及フライの免囚保護事業、癩兵救恤法制定運動等と共に組織的に犯罪や貧困の原因の調査をなして貢獻する處尠くなかつた。

斯くして遂に一八六九年に至つて生れ出でたのが彼のロンドン慈善組織協會であつた。之は普通 C・O・S 運動と稱せられるもので、施與の弊害の芟除及救貧法改正條令の制定等に貢獻する處多かつたものである。此頃からオックسفোর্ド、ケンブリッジ兩大學を始め、全國の大學に於ける貧民問題研究熱勃興し、遂にモリス等の力に依つてロンドン勞働大學の設立を見るに至つたのである。此頃から又醫師にして C・O・S 等のために奉仕する者漸く多

きを加へたが、彼等は從來の施療院が唯だ乞食根性を養ふに良く、貧民の數を激増せしむるにのみ力あるを看破して、合理的救恤法を漸次實施するやうになつた。C・O・S は斯く多方面の科學的智識を聚めて、貧民問題の真相の判斷と、其對策に誤りなきを期したのであるが、彼のオクタヴィア・ヒル出づるに及んで此運動の中心主張とする處は「金品の施與なくして救済せんと欲すれば、同情ある個人的接觸に依る可し。個人的接觸を計らんと欲すれば、慈善は大規模なる可からず。地方的に小規模に計畫し實行せざる可からず」といふにあつた。又エドワード・デニソンは C・O・S に精神的貢獻をなすと共に、自ら貧民地區に住込みて其改善に力を盡した。彼は其の理想を「自助」に置き、貧者の眞に要するは金錢にあらずして精神的助力である。彼の Lady Bountiful 式慈善を最も有害となし、救貧法行政上の改革を斷行し、生活狀態の改善と教育の普及に力を集注すべき事を高唱した。此の C・O・S の運動は當時恰も盛んに唱道され出した個人主義乃至自由放任主義の精神の影響を受けて當時の時流に投じ、愈々其力を増して發展したのである。

最後に我々は米國に於ける科學的社會事業の進歩の跡を簡單に顧みねばならない。無限の未墾地は自由に與へられ、天産は無盡藏とも云ふ可き殖民時代に於ける米國人は小市邑に村落に睦しく生活し、希望に燃え、幸福に日々を送つたのである。斯くて此時代には慈善などを全く要しなかつたのである。然し乍ら十八世紀に入るや、彼等の生活及環境は漸次複雑化し、困窮を訴ふるもの續出し、十八世紀中葉から各種の慈善事業協會が各地に簇生するに至つた。斯くて、十八世紀初頭から慈善事業の統制が要求され、一八一七年紐育に創設されたものを始めとして、米國に於ける C・O・S 運動が漸く盛んになつた。此時期の調査は極めて幼稚なものであつたのは云ふ迄もないが、紐育にあつた貧困防止協會が一八一八年から一八二四年迄の調査の結果を發表せる處に依れば、貧困の原因は、無學、怠惰、過飲、

經濟觀念缺除、無分別、早急結婚、富くじ、質屋、賭博場及慈善事業團となつてゐる。斯く調査も救済も其方法極めて素朴なるものなりしは無論であるが、兎も角も社會問題の原因を研究せんとの精神が漸く熾烈となつて來た事は明かな事である。

斯く社會問題の原因の研究が盛んになり、救済事業が増加し、又C・O・S・運動が各地に起るに至つたが、然かも社會問題は愈々深刻複雑化するのみである。此事に奇異の眼を向けたのがウキリアム・E・チャニングである。彼は一八二六年ボストンにて、ユネテリアン教徒等に依つて起された運動の指導者として、慈善事業にも盡す處が尠くなかつたが、彼が一八三四年に發表した中に、彼は當時の社會制度の根幹に大いなる誤りがあるのではないか、しかも此種の缺陷を彼が若し外國に於て見出したならば、決して其存在を許容せざる如きものであらうといふやうな事を述べてゐる。更に彼と同級生であり、同運動のメンバーであつたジ・セフ・タッカーマンは無任教會牧師として、専ら貧者のために盡し、遂に病を得て死去したのであるが、彼は當時の勞働賃金の低額なると、失業者の多きとが多く社會問題の根本的原因をなせる事を指摘し、救済に際しては被救済者に關する徹底的調査をなすべく、斯くの如き調査に依り、同金額の費用に對し約三十%の能率を増進し得べしと主張した。彼は又社會事業情報交換事業の鼻祖とも云へるが、更に彼は社會事業團と其存在區域の住民との協力を劃策する等、社會事業界に於ける新境地の開拓に貢獻する處誠に多大なるものがあつたのである。

タッカーマンの死後ニューヨークに於ける約三十個の救済事業團が團結して、紐育貧困狀態改善協會(A・I・C・P)を設立し益々貧困者の救済の合理化がなされるに至り、其後漸次ケース・ワークを中心とする社會事業の進歩發達を見たのであるが、一九一七年リッチモンドが「社會診斷」を著はすに及び、茲にケース・ワークは組織的に

大成され、現今の如き進歩をなすに至つたのである。

(三) ケース・スタディー(事例研究)とケース・ワーク

歐洲より移植された社會學は米國に於て最も深く其根を下し、社會學の或方面に特異なる發達を遂ぐるに至つたのは、米國社會學が多方面の實際的社會問題に關聯を持ち、實生活の廣汎なる基礎の上に打ち建てられたるが故である。即ち當初米國への移住民はアングロ・サクソン系の歐洲人が殆んど其全部を占めて居たのであるが、十八世紀末葉より漸次ケルト、ラテン、スラヴ等の南東歐洲國民が移住し來り、産業革命後の米國産業界に勞力を提供するに至り、茲に開拓者時代とは其性質を異にせる近代的社會問題を發生せしむるに至つた。加之十九世紀後期に勃發せる南北戰爭及び其後行はれたる奴隸解放は、更に幾多の問題を米國の社會に生ぜしめたのである。斯かる時代、歐洲殊にドイツに留學して歸米せるロード、サムナー等の生氣潑刺たる青年學徒が社會學を米國に紹介してより、非常なる勢を以て傳播し、發達するに至つた。予は米國社會學者及其學說に就て述ぶる餘裕を有しないが、米國社會學は其初期より甚だしく心理學的要素を有してゐた事を特に記せねばならない。即ち米國に於ける心理學的社會學には、同國人ライド、サムナー、ポールドウィン等の影響が甚大であるが、更に間接タルド、ジムメル、デュルケム等の歐洲の學說に大いに刺戟されて居るのである。ギディングス、スモール、ロス、ギールキー等は此等の學說を、或は米國學界に紹介し、或ひは彼等自身の學說の大いなる資源となしたのである。斯かる心理學的社會學は、既に大いに實踐的意義を有するものであるが、實際的なる米國人の氣風と、社會問題續出の頃より發達せる等の理由に依りて、米國社會學は體て抽象的心理學的社會學説にも満足せざるものとなつた。即ち夙に社會哲學から離れ、心理學的色彩を帯びてアメリカ

社會學なるものを大成したのであるが、現代に於ける社會學者は此基礎の上に立つて、新に現實社會の實地調査を企て、之に依つて得たる理論を社會事業又は社會政策に提供し、斯くして社會の福祉増進のために社會學と實際的社會改善事業が、大いに相接するに至つたのである。斯くして一面社會事業に必要な事として、他面社會事實の研究に依りて、歸納的に社會學を充實發展せしむるの目的を以て、社會調査殊に社會踏査をなすの傾向が、大いに現はるに至つたのである。而して之等は第一に地域社會踏査 (Community Survey) として行はる。即ち一共同生活體內の一切の社會關係を組織的に把握せんとするものが發達するに至つたのであるが、之は唯だ現實社會の統計的調査をなすに止まらず、寧ろ社會心理學的なる事例研究 (Case Study) として發達した。之は社會現象に現はれたる各種の事象を事例として觀察し、之等を彙類し、之等より歸納することに依つて、社會法則を發見せんとする、純然たる科學的態度を以てなさるゝものである。而し此等の事例が社會的困難に遭遇せる個人又は家族なる場合に於て、其調査及び之に基く救濟法を講ずるを社會ケース・ワークと謂ふ譯である。

ケース・スタディーは社會事業家の實際上の必要と興味とからなされ來つたものである。併し乍ら斯かる研究に科學的興味が加はり來る時には、單に研究の對象となる個人のみならず、其家族其他一切の社會的環境の研究が必要となるのである。而して此場合最良の認識は、個々人の幼少否な出生以前よりの經歷の研究をなす事に依つて得られる。更に又之等の研究は、無論個々人の救濟に効果を有するものであるが、又社會學的研究に寄與する處も尠くないのである。彼のトマス及ツナニエッキの「歐米に於ける波蘭農民」、トマスの「不適應の少女」等は斯かる意味に於ても頗る價值ある著作と云ふべきである。更に此種の研究は社會心理學を正確に基礎づくるものである。殊に近來貢獻する處多きは、彼の精神病學に於て、異常人を研究すると同様なる方法に依て正常人を研究せんとするものであつて、

此等も先づ個々人の幼年以來の境遇を詳細に研究し、以て彼等の現在の態度を、因果的に明かにせんとするものである。

(四) 結 語

以上我々は社會ケース・ワークの史的發達を極めて簡單乍ら考察した。即ち感傷主義的又は利己的慈善より近代の社會事業に進歩するに當つては、表面的にか底流的にかケース・ワークを目指し來れるものゝある事を我々は見た。又我々は社會學全般にとは云へざるも、少くとも現代米國社會學に於て、ケース・ワークが社會學にとりて重要な役割を演じ居る事を知つた。我々は最早や社會事業を、社會の根本問題とは凡そ縁遠きものなるかの如くに取扱つてはならない。斯く云ふのは必ずしも社會事業のみに依つて現代資本主義經濟機構の缺陷に基づく一切の社會問題を解決し得るものと主張するのではない。然し乍ら社會學は斯かる缺陷に對して如何にすべきかを既に大いに指示してゐる。社會學に對してケース・ワークは既に大いなる寄與をなしつゝある。將來は益々其貢獻を多大ならしむるであらう。予は眞面目なる態度を以つてケース・ワークが益々研究され實行されん事を祈るものである。

第五章 ケース・ワークは斯くの如くせよ

——特に初心者の爲に——

(一) 序 言

ケース・ワークの研究は我國に於ては、始められてから未だ日が浅い。況して其實行は、其なされてゐる範圍が極めて狭いのである。ケース・ワークの科學的性質を高調したり、眞剣な研究の必要を力説したりすることは望ましい事でもあり、大切な事でもあるが、之は一般の社會事業家に、どうかすると「ケース・ワークは六ヶ敷いものだ」といふ危惧の念を興へ、所謂敬遠してしまふやうな結果にならないとも限らない。之は誠に残念な事である。私は社會事業家一般に、ケース・ワークを知つて貰ひ、出来る範圍で實行して頂きたいと常々希つてゐるにも拘はらず、さう云ふ意味でのケース・ワークの紹介が出来ないであつた。と云ふのは自分が雜務に多忙で、僅かながら自分の研究した事や實行した事を、理解し易く、簡潔に纏める事が出来ないであつたのである。處が幸ひ私の持つてゐる資料の内に、稍此目的を果してくれるものがあつた。それは米國の有名な社會學者——殊にケース・ワークや社會踏査と社會學との關係の立場から研究をして偉大な貢獻をしてゐる——南加大學のエメリー・S・ボガードス教授が、或る基督教會のために物した文獻「社會事業家の養成法」であつて、其中から拔萃して譯出したものが左の一文である。原文も平易なものであるが、私も更に平易に譯したつもりである。之が廣く社會事業家諸氏の参考となり、之に依つてケース・ワークに對する興味と關心が幾分にも増進する事を切に希ふものである。

(二) ケース・ワークをなす心構へ

社會事業の科學的な技術に、ケース・ワーク(個別救濟事業)と云ふのがある。此場合ケースといふのは個々の人間でも或は家族でも構はない。社會的困難で人々が困つてゐる場合、此困難は一目見たよりは複雑なのが常で、初心者はケース・ワークをやるには、忍耐力を持ち、思慮深く、研究心に富んでゐなくてはならない。往々此のやうな問題は、表面的な事實の背後に其の眞の姿を秘してゐるし、又或る場合は裏切者のやうな陰險な眼差で虚を狙つてゐるのである。故にケース・ワークをなす者は、第一融通の利く者でなくてはならないし、人間の秘められた可能性に對する信念が強く、希望に満ち、樂天的であつて、しかも時に蛇のやうに智くなくてはならない。又人間性の強弱兩面を知悉してゐると同時に、個性の中にある建設的な要素を素早く見て取つて、效果的に働かせ得る事が肝要である。心理學の智識は充分心得ておくと共に、正確に應用する力を持つてゐなくてはならない。

初心者がケース・ワークを實際始める前にケース・ワークの實例を良く讀んで置くとは有益である。讀み乍ら「治療」を自分が實際やつてゐると思つて、策をたて、見ると猶良い譯である。斯うするとケース・ワークを實地にやらない内に可成りの自信が持つてゐるやうになる。若し誰か先輩と一緒に討議したり研究したりする事が出来れば此上なしである。

(三) ケース・ワークは「社會」の立場から

ケース・ワーク入門者が先づ明確に識つて置かねばならぬ事は、「集團生活は總ゆる個人の生活の基礎になる」と

いふ社會學上の一原理である。「自分丈け」などといふ個人は唯抽象的な存在でしかありはしないのである。こんな人間は白痴のレベルから上には發達するものではない。個人——今云つてゐる意味での——は唯人間になれる可能性を持つてゐる存在に過ぎない。だから個人と云ふものは自己製だといふよりは社會製だといふべきものである。人間が生れた時は全く何も出来ない赤ん坊であるが、先づ家族といふ集團の傳統の中に生活を始め、それから近隣、都市、國家、國民、人種、更に宗教的其他色々な集團の中でのみ成長するものである。成長するといふのは、つまり、こんな集團の中で活動するといふ事だとも云へる位である。精神的に成熟してゐない人間が、間斷なく又徹底的に影響されるのは、其家族、遊び仲間、學校、教會などの肉體的に集合する團體の持つ傳統である。大人になつても人間は自分の屬する職業的集團から非常な影響を受けて、自分の物の考へ方が決定され、何時の間にか牧師型、教師型、百姓型、商賣人型などの持主になつてゐるのに、當人は往々一向氣がつかないでゐる。

故に兒童の場合、彼自身に關して、或ひは彼の問題に關して、徹底的に理解しようと思へば、先づ彼の家族を知らねばならないし、それから家族を中心に凝結してゐる多くの社會的傳統を理解するのが大切である。同様な譯で、其の兒童の遊び仲間や、其他の集團の解剖的研究をやつて見ると、彼等の慾求や行爲や問題の理解に、大きな光明が與へられる。

個人的にでも社會的にでも面倒を起す原因は、大抵は此家族といふ集團生活に缺陷があるからであつて、ケース・ウォーカーは、どうしても此のやうな家族の状態を改善する事が何よりの急務である。社會制度としての家族は總ゆる方面から研究せられねばならない。又家族のケース・ウォーカーをなす婦人などは家政の切りもり、衛生、保健、兒童の教養、品性の陶冶、宗教など、凡ての方面の智識と技能を持つてゐる必要がある。若し婦人のケース・ウォーカー

一が世話してゐる家の主婦に、上手な買物の仕方や、榮養や、家計簿を整へる事などを教へてやる事が出来たら、本當のサーヴァイスをしたものだと言へるだらう。之は初心者には要求し過ぎる事であるかも知れない。然し少くとも彼の前途に、何と素晴らしい奉仕の領域が約束されてゐるかといふ事文でも見て取つて貰ひたいものである。

かくケース・ウォーカーの問題は多くは家族問題であり、救済には家族中心の調整が必要になる譯である。そこで又家族ケース・ウォーカーがケース・ウォーカーの主要な分野になるといふ譯でもある。殊に家族生活は近頃は急激な變化を受けつゝある。ケース・ウォーカーが愈々六ヶ敷く——だが益々興味深く——なるのも此の理由に依る。

(四) 社會的「状態」に處するケース・ウォーカー

ケース(事例)と云へば、何か具體的な個體のやうに思はれるかも知れないが、實は色々な事柄の錯綜した社會的「状態」Social Situationなのである。故に面倒に引掛つてゐる者を本當に理解し、救つてやるには、其人の問題が發生し、又悪化してゐる社會的「状態」を知ることが大切である。ケース・ウォーカーの第一番になすべき事は、救助を求め又實際救済する必要のある人が落込んでゐる社會的「状態」を見極めることである。つまり心理學的で同時に社會的な要素を列へ上げるのである。言を換へて云へば、問題に關係のある凡ての人物の銘々の心理や、其等の相互作用や、そんな心理状態がどうして起るに至つたかといふことや、又どういふことでそれが變更され得たらうかといふやうな事を克明に書き下すことなのである。

(五) ケース・ウォーカーと文化的レベルの相違

ケース・ウァークで取扱ふ問題は、屢々人々の持つ色々な型の文化や風習傳統の、衝突か又その表面化したものであることがある。移民の子供の素行の問題を研究して見ると、此點を示してくれる好適例に出會ふことがある。又時には雇主と雇人との間、夫婦間、社會的レベルの違ふ兒童達の間などにも、此文化的衝突が起る場合がある。そして此結果は往々甚だ厄介な個人的な又は社會的状態を來す。誰でも自分の屬してゐる階級の文化的なレベルから落されると、忽ちルンペン式になつてしまつて、救済を要する場合が多いのである。

(六) 面接及打明けさす方法

ケース・ウァークに於ける初めての面接は色々な理由から、非常な重要性を持つものである。面會を求めて來る人は大抵自分の要求の事ばかり考へてゐる。又彼等は皆自尊心が強い上に、ケース・ウァークは「門外漢」だと警戒してゐる。だからケース・ウァークは、先づ先方から信頼されるやうに、又「内々の者」だといふ感じを抱かせるやうにする必要がある。でないとケース・ウァークのために非常に不利な態度をとるやうな事になるし、さうなると、仲々それを直すのに骨が折れるのである。

初心のケース・ウァークは先づ、最初に訊いておかなければならない重要な事柄を、チャント頭に持つてゐなければならぬ。此場合助けになるのは「主要事項記入用紙」Face Cardである。之を豫めよく見て置く。事實調べをする時は、初心者は氣取つたり、勿體振つたりしないで、寧ろ簡潔に、事務的にやる方がよい。平常と變りない態度で、恰も自分と同等の人に對するが如くに、質問する場合、自分の心に「どうして力になつて上げられようか」といふ問ひを持ちながらするのである。面談を進めて行く時、出來る丈、原因となつてゐる事、對者の心の状態、又何

故に今現はしてゐるやうな態度をしてゐるのかといふやうな事を掴み取るやうに努力しなくてはならない。

何處で面談をするかといふ事も仲々大切な事である。面談の折第三者が居ると、どうも巧く行かない。つまり相手はどうしても打明けてくれないのである。ケース・ウァークの事務所で面會するやうに手配も出來るが、此事務所たるや往々形苦しい場所であり、聞かれたくない事を「放送」するやうな事にもなり、自然相手に心を割つて打明けさせる事が六ヶ敷くなる事が多い。で往々相手の自宅が良い面會場所になる。尤も此處では色々な邪魔や、打明けを妨げるやうな事が續發する事もある。兎も角もケース・ウァークと被救済者との二人丈で面談するのが、ケース・ウァークの目的を達するために一番良い方法である。しかし臨機應變といふ事を何時も忘れてはならないのは勿論の事である。

ケース・ウァークは何時も周到な注意を拂つて、新しい事實殊に普通の方法では打明けて貰へないやうな事實を引出させるための機會を逃がしてはならない。被救済者の家の内部や外部の様子は屢々大切な事實を物語る。それで被救済者の家庭での面談が、事務所での面談よりも優つてゐることになるのだが、又他方ケース・ウァーク初心者にとつて之は重荷の場合も無論ある譯である。電車で遠く迄出かけたり、意外に長時間を費したり、折角訪ねて行つても當人が不在であつたり、面會中に邪魔が入つたりする事などの大きな缺陷もある。そこで、どうかすると二人丈一緒に街を歩いたり、又乗物に乗つてゐるやうな時に、一番良く話す事が出來るといふやうな事にもなる。最初の面會の時に、ノートを取るのには拙い事で、極力避けるべきである。之をやると相手は直ぐ硬くなつてしまふし、何だか自分が今云つてゐる事が自分に不利な結果を來しはしないかといふ警戒心を起させ、又不必要な、更に甚だ面白い疑念をさへ抱かせる事にもなるのである。

移民の家庭を訪ねる場合、ケース・ワーカーに其人達の使つてゐる言葉が話せないと、大變不利なのはいふ迄もない。此場合、一つの便法は子供に通譯させる事だが、大抵は不満足で、高々通譯者の居るといふ事は個人的秘密の打明けに甚だ都合が悪くなる位がオチである。

或程度の信用を得、必要な丈の事實を知つても、若いケース・ワーカーが愈々立去る時に、被救済者の心持を幾分でも良くしてやり、彼が又訪ねて来てくれるのを望むやうになつてゐなかつたら、此面會は成功だつたとはいへないだらう。茲で注意したい事はケース・ワーカーは餘り長居をしてはならないといふ事だ。自分の用がすんだら、サツサと引きあげるべし。家族のものが自分の不運を叩つて、引留めるやうな時でも、無禮にならぬやうに、巧みに座を外す位が良い。

面談の練習として、同僚なり、同級生同志が先輩の指導の下に相互に「面接」の練習をやつて見るのも良い。此場合指導者は何か問題があると假定して面談の練習をやるのが最も効果的であらう。

心を打明けさせると、往々大切な事實の獲得が意外に出来るといふ事がある。だから相手に自由に話させる、特に問題の各方面に就て何もかも話させると、或ひは意外な犯罪事實などが暴露するやうな事になる場合があるかも知れない。而かも之が打明けの最良のものである。又色々な事實を云はせると、被救済者に不利になるやうな場合でも、出来る文話させた方が良い。殊に唯考へてゐる意見や、自分のしてゐる事に對する辯解など丈でなく、心の底にある事を打明けさすやうに努力しなくてはならない。心から打明けると云ふ事は、一番氣易い信頼的な關係を結ぶと云ふ事になるのであつて、こんな方法を通してこそ六ヶしいケース・ワーカー上の問題が解決出来るのである。

(七) 調査と證據の蒐集

調査はケース・ワークには大切なものだが、初回の面接丈でやる——簡単な事件の場合などのやうに——時でも二回三回とやる時でも、大體同じやうに、醫者のやる通りにやるのである。ケース・ワーカーは被救済者から直接に色々な事情に就いて尋ねる。ケース・ワーカーは頭の中にはチャント尋ねる事柄を持つてゐるのだが、使ふ言葉は適當に變へる可きである。ノートは普通はとらないが、確かに相手に嫌な思ひをさせない事が判つてゐる場合は、取つても差支ない。どうかすると他のケースとの混同を防ぐために、數字だの姓名だのを書きつけておかなければならない事がある。こんな時には目立たぬやうに、手取り速く書きつけなければならぬ。しかし歸つたら早速「主要事項記入用紙」又はケース・レコードに記入して、永久の用に立てるやうにしなければならぬ。

調査には唯だ被救済者自身丈でなく、其家族の者からも、出来る丈證據になる事實を獲るやうにしなければならぬ。姻戚關係の者は、往々被救済者に對して或る偏見を持つてゐる場合が多いから、餘り當てにはならない。注意して聞取るべきである。教師、牧師、僧侶、雇主、醫師などは、被救済者の複雑な事情を理解出来るやうな鍵を持つてゐるものである。親戚の者は被救済者の家族の歴史や氣質などを聞くに適し、心理學者や其他の専門家に依頼して性格や行爲上の問題の「診察」をして貰ふがよい。兒童の場合は無論學校の教師が彼の知能、健康、勤惰、其の他一般行爲などに就て報告をしてくれるだらう。又調査に洩らしてはならない事項に、出生證明書、冠婚葬祭に關する記録、裁判所に於ける記録等に載つてゐる事項などがある。又調査をするものは、取扱ふケースに關連した事柄に關係ある法律に通曉してゐなければならぬ。

調査をする者の最終的資格は、何と云つても「人」其ものを観る力にある。色々な人の報告や其の他の事實も結局調査者自身の判断に依つて價値を生ずるものである。

主要なる調査は往々事件關係の中心人物の經歷上の事實を蒐めることを意味する。此様な事實の羅列ではあるが、長期に亘るものを調査して見ると、彼の心理状態なり、外的態度の相關々係が判り、従つて彼の個人的、社會的「崩壊」の原因を見出すことが出来ることもある。

調査をする場合初心者は證據になる事實の性質や、其様な事實は一體どんな事柄から出来てゐるかといふことなどを、ハッキリ知つてゐなければならぬ。そして決して偏見に囚はれてはならない——特に人種的又は宗教的偏見の介在は大禁物である。一番善い證據は無論調査者自身が獲たものである。然し信用出来る人が事實だと知つてなす證言や陳述も仲々價値がある。然し噂とか他人から聞いたなどいふことは信用しない方がよい。推定證據事實 (Circumstantial Evidence) は注意して用ふべきだ。推定證據事實は随分多く蒐まつても、それだけで結論を下すことは危険である場合が多い。左に一例を擧げる。

ジョージヤ州で黒人の一下婢がダイヤモンドの指輪を盗んだといふ推定證據だけで、刑務所に數年間收容されたことがあつたが、此時の推定證據といふのは、主婦が自分の部屋の箆笥の上に、ダイヤモンドの指輪を置いてゐた。其時此の下婢が此部屋の掃除をした。數分して主婦が歸つて来て見ると、此の指輪が見當らなかつた。此の下婢の他に誰も此の部屋に入つた者はなかつた。然し此の下婢は指輪を取つたと云はない。處が此の場合の推定證據に依り、充分下婢に對する嫌疑は濃厚で、彼女は有罪の宣告を受けた。然かも彼女は強硬に無罪を主張した。處が、三、四年も経過して或時の事、此の家の改築をした際に、人夫が地下室でガラタを片付けてる時に、ピカ／＼光つてゐるものを見付

けた。よく見るとダイヤモンドの指輪だ。而も其家の主婦の名の頭文字が入つてゐた。盗まれたといふ其の指輪に相違なかつた。處がその指輪の近くに一匹の子鼠の骸骨があつた。之は確かに此の子鼠があつたの箆笥の上を走つてゐる時、轉がつてゐる此の指輪を身體に引かけて地下室に逃げ込んだが、指輪が何かに引かり、子鼠は死んでしまつたと思はれる。面白い實例である。

又調査をする時に、自分の思ふやうな答へをさせようと思つて、或種の質問を作つて尋ねたりすることはいけないことである。例へば「君は昨日氣分が悪かつたね、さうだらう」と云ふ様な質問は、「ハイ悪いでした」と云ふ答へを豫期したものと思はれても仕方がない。之よりは「君は昨日氣分が良かつたか、悪かつたか」といふ全く中立的な質問が公正であらう。

次に獨斷をさける事。調査をする者は、往々簡単に「誰某が肺結核に罹つてゐる」と結論して自分の意見を加へて報告する危険を冒したりする事があるが、醫者でもない者が、こんなことをするのは全く間違ひで、寧ろ「Aは恰も肺結核に罹つてゐるやうな様子がある」とか「Aは肺結核に罹つてゐると訴へてゐる」とか記しておくのが安全である。結論を差控へておくといふことは、必ずしも頭惱の不明瞭を意味するものではなく、寧ろ理性に富んだ人間が眞理の重要性を認めての行動だと云ふべきだ。

「社會的證據」は「法律的證據」とは大分性質を異にする。前者の方が一層複雑で、變化に富み、又人間的な要素の多いものだし、普通、心理學的洞見と社會學的把握をより多く持つてゐるものである。即ち之れは人間の態度、行爲、傾向、過程、社會的統制など、云ふものを、法文や規則に關する事柄に加へて問題にするものである。

(八) 「診断」と「治療」

重要な事實が蒐集されたら、次は「診断」となるのが論理的順序である。此の場合も矢張り醫者のやり方と同じ事をする。即ち色々な事實を出来るだけ蒐めると、病氣の診断をして、原因に關する結論を下し、次に最も良い治療法を講ずるのである。ケース・ウオーカーのする診断は社會學的背景、問題又は「不調整」の分析に基いてなされるものである。此の場合、種々な假定を設けて、正しい解釋が出来る迄之れを検討することが必要である。普通原因が一つだけであるといふやうな問題は無く、大抵數個の原因が伏在してゐるものである。故に診断をする場合、唯一つの決定的原因で満足するが如き事をなさず、猶研究を續けて他の原因があるか無いかを見極めることが大切である。又同様に原因事項を個人的感情に囚はれて解釋するやうな事も避くべきである。この様な場合は、自分が蒐めた色々な事柄を同僚にでも見せて、彼等に診断させる事が一つの安全策であらう。

ケース・ウオーカーに於ける治療は、診断の結果に基いてなされる。如何なる被救濟者も、又如何なる「社會的狀態」も細目の點で同じだといふものは決してない。だから治療も自然皆異なつて來る譯である。メハ、コ算で治療をするなどは全く許されないことである。

治療は決して食糧品を與へたり、家賃の補助をしてやることなど丈が能ではない。治療は人間の建直しをしてやる、つまり、どんな事情にあつても被救濟者が自身で自分の問題を處理して行くことが出来るやうにしてやる事や、又院舎に收容されてゐる者が、満足して其處の生活が出来るやうにしてやる事などを主要な内容とするものだ。

個人的再調整としての治療といふ事に關して、二つの例を擧げて見よう。一人の少女が學校で僅かな事にクスク

ス笑つて教師を手古摺らしたり、他の生徒を面喰らはせたりした。教師が彼女に何かいふとクスク／＼笑ふ丈である。何か教場で事があると必ずクスク／＼笑ふと云ふ始末である。最初醫者に診て貰ふが良いと云ふことになつて、さうしたが、何の異状も認められなかつた。處が個性研究の立場から調べた處、困難が見付かつた。此の少女は家庭で非常に抑壓されてゐて、又淋しい生活をしてゐた。處が學校で偶然、クスク／＼笑へば、他の者の注意的になれると云ふことを發見した。此の注意が欲しかつたのだ。彼女はそれを獲得した。時も處も關はずクスク／＼笑ふことに依つて。そして遂にクスク／＼笑ふことを制することが出来なくなつてしまつた。斯くして彼女は他のもの、興味を中心——他の者は寧ろ夫れを嫌つてゐたかも知れないが——になつたことを得々と悦んでゐたのである。

此の少女の家庭生活はと云ふに、晝間でも「靜かにせよ」と何時も云ひつけられた。と云ふのは父が夜働いて、晝間は眠らねばならなかつたのである。そして夜は又母に面倒をかけないやうにせよと、働きに行く前の父から厳しく戒められてゐた。此の家庭の抑壓から逃れるために、學校でのクスク／＼笑ひになつた譯である。人間らしく振舞へるのは學校丈だつたのだが、遂に彼女は家庭とは反對の極端に走つてしまつたのである。

そこで彼女の治療は、先づ彼女の父母を呼び出して、家庭での抑壓を解除するにあつた。次に受持教師に事情を説明して、彼女が其の後いくらクスク／＼笑つても、打やつておくやうにした。やがて「此の少女は一向注意されなくなつたし、生徒達は彼女の此の阿呆らしい企計に飽いてしまつた。やがて彼女はクラスでの「優越性」を失ひ、此の悪習慣を克服することが出来た」と云ふ報告を得たのであつた。

他の一少女は時間中には教室で、時間外には運動場で、喧嘩をしては面倒を起した。一日に二度も三度も教頭室に呼ばれた。遂々教頭はどうして良いか解らなくなつてしまつた。處が或時教頭が此の少女の過去のことを詳しく調べ

ると、次のやうなことが判明した。彼女は農場で父と五人の兄弟と三人の雇人達と生活して大きくなつた。その農場は鐵道から四十哩離れた處にあつた。之丈で既に明かになつたことは、彼女は自分の意志が通らなかつたり、氣嫌を害なつたりした時、どうしていゝかを知る機会を與へられるやうな團體生活をする事が出来なかつた。唯一の方法は喧嘩だつたのである。それでこんな喧嘩するやうになつたのだといふことだつた。そこで彼女の治療は容易に出来た。といふのは、一日に二時間宛體操をやらせた。極めて理解的な教師の指導の下に、彼女に色々な競技のルールを教へた。こうして或程度迄此の「野獸」を馴らすことが出来た。そして教頭室へ呼び出されることは段々減つて來た。彼女の變化に驚いた彼女の祖母が、一體學校では近頃彼女にどんなことをしてゐるのだらうと思つて、楽しみにして學校を訪ねて來る度數が殖えて行つた。

「社會的不能力」は其の種類が餘りに多いために其治療法を簡単に述べることは六ヶ敷いが、大體次のやうなことを云ひ得ると思ふ。

(a) 父なき家庭——ケース・ウァーカーが出會す一番普通の問題は父の無い家族のそれである。此の場合の治療は母と子供とを一緒に暮せるやうにしてやり、正常な家庭生活を事情の許す限りやらせるやうにする事である。米國の數州に種類は異なるが「母性給付金」制度が實施されてゐる。之の如きは最も此の場合の良法である。

(b) 要保護少年——此の場合も出来る丈家族の強固を計るとか、委託家庭を求むるとか、院舎に收容するとかせねばならないが、何れの場合に於ても先づケース・ウァーカーがなすべきことは、此種の兒童は如何なる事情の下に顧みられなくなつたり、所謂依存的存在者となつたかといふ事を検討する事である。往々之等の兒童には、引取る可き親戚があるので、ケース・ウァーカーのなすべき事は、彼等を探し出して、彼等に此の様な兒童を世話する責任が

あるといふ事を明瞭にしてさへやれば良い場合が多い。

又私生兒の場合、普通其の母の手許に置くのだが、出来る丈速く其の父を探して、少くとも、其の母子の生活費の一部でも負擔させるやうにする。又出来れば母を正式に結婚させる。母が慢性的な性的腐敗者である場合は、其の子を他へ委託するか、院舎へ收容するのが最善の方法であらう。

孤兒は一般に孤兒院に入れるよりも里子にやるべきである。乳幼兒の場合は特に此の方針が良い。五、六歳以上になると、委託家庭の選擇に餘程注意しないと——といふのは子供と委託家庭の人達との氣分とが餘程ピッタリしてゐるのでない——委託家庭の生活にシツクリ出来ない程に個性が發達してしまつてゐるのである。處が乳幼兒だと、委託家庭の選擇を誤らない限り、克服出来ないやうな困難なしに其の家庭の人となり得るのである。此の様な委託家庭は、五十人、百人又はそれ以上の子供が收容されてゐて、長いテーブルで食事をし、集團になつて仕事をさせられ、寄宿舎で寝なければならぬ孤兒院などよりも、餘程正常に近い生活をなさしめる事が出来るものである。集團に依る訓練は良いことであり、又必要なこともあるが、個人的責任感の涵養といふやうな點では、どうも集團的訓練は唯一の又は非常に適當な方法だといへない。

適當な委託家庭の選擇には二段の診斷を要する。第一に子供の既に知られてゐる及び未知の素質を知る事で、第二は委託しようとする家庭の事情と其環境とを知る事である。子供が持つて居る場合、彼の又は其の親の宗教的信仰は、充分考慮に入れて委託家庭を探さねばならない。子供の性格や氣分と委託家庭の兩親や子女の之等とは充分一致し得るものでなければならぬ。委託されたら、その兩親は子供に始終忍耐を以て對することが重要な事である。此の兩親の態度は、子供をどんな風に養育するだらうかといふ事を示すものであるから、充分研究しておかねばなら

ない。又委託家庭の近隣の社會状態は、子供に善悪何れにせよ重大な感化を與へる。遊び仲間の如何は、両親を除いて最も強く子供の將來を決定するものといはねばならない。

委託する迄の保護期間中に、度々委託家庭を訪問しておくべきである。先づ第一に其の近隣の社會状態や家庭の都合といふ事に就て知らねばならない。若し今迄に其の家庭に委託された子供が他にあれば、彼の腹藏ない考へを聞いておく事である。彼と此家庭と、どの位融合する事が出来たかといふ事に關して、彼又は其の家の両親に、具體的な質問を一つ文して一つの答を得た處で、決定的の事を知る事は無論出来るものではない。そこでケース・ワーカーは此の場合、多少一般的質問をしなければならぬ事もあるだらう。自分の判断に自信が持てないならば、學校の教師とか、其の家庭に出入する僧侶とか牧師とか、親戚の者などに尋ねて確かめて見るべきである。

塾のやうなものは院舎と個人的家庭との兩方の方法の組合せとして有用な場合がある。塾は普通或時期文子供が生活し、他の時期は自分の家庭に歸らせるものだ。つまり家庭が問題の原因をなしてゐる場合、暫時塾に預けて處置しようとする方法である。此の場合ケース・ワーカーは巧みに子供と両親と塾の責任者との間の融合を計らねばならない。又一般的には申分なく唯經濟的能力のない母や両親に對して、塾は如何やうに處置するかを決める時に、ケース・ワーカーの助力が必要になることもある。

(c) 犯罪少年——之も重要な研究課題である。犯罪少年は普通少年保護事業團、少年保護司、少年留置所、少年審判所などの世話を受ける。少年保護事業の初心者には先づ成人及少年の犯罪に關する法律や、住んでゐる社會の狀態を詳しく知らねばならない。のみならず、性格教育に於ては専門的技術を持つてゐる、つまり道德的指導者でなければならぬのである。

學校を怠けて休んでゐる少年は、遅かれ早かれ何かの犯罪をなすに至る惧れがあるから、矢張り或る意味で社會的不能者と云はねばならない。此の學校怠惰缺席といふのは、多くは、家庭に病人があるとか、両親に經濟的困難が起つてゐるとか、其他類似の事情のために、少年が自制する事が出来なくなつたやうな場合になされる。時には両親が故意に學校を休ませてゐる事があるが、此様な場合は、勿論両親に責任がある。次に少年自身が惡意的に休んで、ブラ／＼してゐる場合がある。何れにしても此の學校怠惰缺席は、原因が彼自身にあらうと、或ひは教師に、或ひは教育制度そのものにあらうと、聽て子供を教育不能者になし、全く彼等を學校嫌ひにしてしまふ事がある。又或る時は金を儲けたいといふ強い慾望から學校を休む事があるが、之は大抵他の友達がやつてゐるのを見て之に倣ふのである。兎も角も此場合少年保護事業家は原因を追求し、又それを取除いてしまふやうな治療法を講ぜねばならない。最良の方法は要するに調節的、教育的、豫防的なものでなければならぬ。

近來公立學校あたりで、生徒の福利増進、出席獎勵又は家庭との連絡などのために、特に職員又は教員を置いてゐるのが段々見られるやうになつた。此家庭との連絡を計る職員は特に存在の意義があるやうに思ふ。といふのは彼等は往々教師と生徒、教師と両親、生徒と両親、更に両親と近隣社會などの間に介在して、微妙な問題を解決してやる事が出来るのである。紐育のある共同募金運動團體から出版された「生徒の行爲と教師の態度」と云ふ冊子(E. K. Wickman, The Commonwealth Fund, New York: Children's Behavior and Teacher's Attitude) は此點で非常に参考になるものである。之などに依つてケース・ワーカーは、生徒が不良的になる時に教師が如何なる態度を採るかといふ事を是非知つて置くべきである。

少年保護に携はるものは、又幼年労働や登校等に關する法律や規則をよく知つておかねばならない。又市、郡、縣、

國などの色々な社會立法令を熟知してゐる必要があるが、又法律相談事業を充分利用して差支ない譯である。

(d) 無宿者——之も社會的不能力者中の大きな部をなす。彼等の依存性の程度で分類して見ると凡そ次のやうになる。(1)一時的のもの——金を貸してやるなり、仕事を世話してやれば問題は解決してしまふ程度の者。(2)常習的浮浪人——之は大抵何か職業補導をしてやらばならない。適當の指導を與へれば、未だ獨立してやる可能性のあるもの。(3)全然經濟的能力のない無宿者——之はどうしても院舎に收容する外はない。ネルス・アンダースンの「浮浪人」(The Hobo, The Sociology of The Homeless Man, Chicago, 1923.)といふ本などは無宿者の研究に良い参考書であらう。

(e) 酒精及麻薬中毒者——酒精中毒者は永年の悪習慣の奴隷になつた者である。幸ひ近頃此種の不能力者の數は段々少くなりつゝある。彼等は收容するより他はない。もつと悲惨なのは麻薬中毒患者の境遇だ。此連中には收容すると共に精神衛生學的な治療をしてやる必要がある。

(f) 移民の子女——彼等は入つて來た新しい國の實情に適した生活が出来るやうにならないうちに、兩親や故國の有する傳統からも離れてしまつたやうな時に、色々な問題を起すものである。此場合の治療法は、兩親にも子女と同様に、移住して來た國の言語を教へたり、市民教育をしてやる事である。成人の場合は特に懇切な指導を要する。國語、衛生、家事、公民學などを教へ乍ら指導するのである。成人女子移民に對しては家事教授に當る専門家に家庭訪問をさせ、種々な新しい事を教へ、國家的、國際的理想を注入し、より良い、又より廣い生活に對する靈感を絶やさないやうにする。近來は此方面の技術も、専門的に段々發達して來た。治療は要するに教育的でなければならぬ。此方面のケース・ワーカーは立派な教師であるばかりでなく、國家的、國際的理想や色々な人種の人々の持つてゐる文化的背景や、國語教授法や言語を異にする人々の社會教育法などに通曉して居つて始めて成功し得るといはね

ばならない。

(g) 軍事扶助を要する者——少し意味は異なるが、近來唱道せられてゐる兵士や水兵に對する社會事業は注意に價ひするだらう。赤十字のやつてゐるのなどは、特に愛國心に訴へるといふ價値もあり、一時は米國に於ても非常な興味を喚起したが、長續きはしなかつた様である。治療的事業としては經濟問題、家庭問題の解決などもやつたが、重要な仕事は教育的事業であつた。癡兵の場合には、職業的再訓練が一番大切なものは云ふ迄もない。

(h) 肉體的不具者——色々な種類がある。先づ盲人には職業的訓練を授ける。之には視覺以外の、害はれてゐない感覺を特に發達させてやる。此場合彼等が盲目になる以前の彼等の能力や、してゐた事などを基礎にして萬事をなさねばならないのは無論の事である。又生來の盲人の場合には肉體的、精神的可能性を充分診斷する必要がある。

不具者は一般に自分の事に非常に敏感で、又自尊心が強い。時には自分の有する缺陷を自分で承認する事を欲しないで、完全な人と同じやうに遇される事を要求する。彼等に對しては自己に適した職業補導が第一の急務である。「厚意産業」施設などは非常に此方面に貢獻してゐる。

乞食行爲をするやうになつた不具者が、街角などに黙々と坐つて、暗に通行人の同情を求めてゐるのを見ると氣の毒ではあるが、彼等のためになすべき事は、他の正業に就き得るやうに訓練する事ではない。決して公衆の同情心を食ひ物にさせてはいけぬ。鉛筆や靴の紐のやうなものを賣る事も乞食行爲と變りない。此様なものを買つてくれる人達は決して自分の必要からするのではなくして、唯氣の毒だと云ふ氣からするのである。往々にして不具者の不具を、彼等の親戚の者などが利用して、彼等自身でなく、自分も生活の途を得ようとする事がある。矢張り職業補導に依つて乞食を一人前の生産的な社會に有用な市民にするより他はない。街頭から此種の乞食の姿を消すために

官邊の協力を要することは非常に多いのである。

乞食の更生策の方面に、彼等の乞食根性の矯正といふ重要な事がある。彼等はどうして此根性を持つやうになつたかといふ事を知つてのみ、始めて彼等の性格の再建が出来る。乞食をよく調べて見ると、普通の人間なのに逆境に處する途を知らない丈の事で、乞食に迄墮落してゐるといふやうな事が度々あるのである。

ケース・ウォークに於ける治療は問題が多種であり多様である。ケース・ウォーカーは正に博識でなければならぬ。ケース・ウォークの各方面の専門家が輩出しつゝある事は確かである。然し此傾向が嵩じて、どうかすると被救済者は一人の専門家から他の専門家へとグル／＼引張り廻はされて、本人は何が何やら解らなくなつて失望してしまふやうなことがある。だから全體の纏まりをつける一般的なケース・ウォーカーも猶ほ重要な存在價值を持つてゐる譯である。

第六章 ケース・ウォークの分析的研究

ケース・ウォークを如何になす可きかに就いて極めて簡単に述べた。以下少しく詳細に互つて之が分析的研究をなし度いと思ふ。本章は主として前述せる(本書三三頁)ミルフード協議會の報告に依る。

(一) 社會生活に於ける諸規準 (Norms)

個人生活に於て又は社會關係に關して、個々人の生活に於ける望ましき社會的行動なる觀念は必ず何等かの規準に基けるものである。ケース・ウォークに關する限り、左の如き生活の諸領域に於て規準が存すると謂ふを得るであらう。

健康(肉體的及精神的)、衣食住、生活安定、自給自足、職業、結婚、家族生活、親性及親縁、兒童保護、社會施設、法律、教育、學識、娛樂、審美、性、國籍、社會性、社會的行動、自主的社交、相互的向上、宗教等。

而して此等に於ける規準の存在は、ケース・ウォーク中の社會治療に關する觀念に於ても認められるものである。ケース・ウォークの過程(ケースの選擇、診斷、治療、ケース終止、結果の評價等の如き)に於て、當事者は其判然性の差こそあれ、此等の規準を必ず適用する。實際如斯規準を用ひずしては、如何なる目的々行爲をなすことも不可能なりと謂はざるを得ないのである。

然し乍ら吾々の知る限りに於ては、ケース・ウォークに於て用ひられ居る規準なるものは未だ明確に定義されて

るるものではない。現今の處では如斯規準が定義付けられ得るものでもなく、又例へ定義された處で、一般から容認されるものでもないであらう。更に規準なる用語自體さへも、種々なる意義を有するものとされてゐる。即ち自然界又は社會生活に見らるゝ如き態様 (Type) 又は型 (Pattern) とも謂ひ得るであらうし、或ひは人間が作り上げたる標準 (Standard) とも謂ひ得るであらう。ケース・ウ・ワークに於ては寧ろ前者の意義がより適切なりと思はるゝが、之は要するに他の科學特に生物學から借り來つたものに過ぎぬし、後者の意味に於て特に意義ありと思惟さるゝ規準は、其時代の風習等より採用され、又はケース・ウ・ワークが自ら創製したものに他ならないのである。

故に吾々の謂ふ規準なるものは、融通性のある又種々異つた方面から定義され得る如き觀念でなければならぬのである。現今に於ては規準を定義づけることよりも、寧ろ規準なるものが存在すると云ふことを意識して居れば良いのである。更に將來に於ても規準の明確なる定義をなすことは出来ないかも知れないが、漸次それが明確になりつゝあること、又如斯見解がケース・ウ・ワーク自體の有する、種々なる問題の研究の重要な一分野をなすべきものなることは疑ひなきことである。

(二) 社會生活に於ける諸規準よりの背離 (Deviation)

前項に於て我々は、正常なる社會生活に於て一般に承認された種々なる規準なるものが存することを知つた。ケース・ウ・ワークは個人又は家族が之等の規準から背離し、従つて正常なる社會生活をなす能力が損はれた場合に行はるるものであるが、此背離の典型的なるものの中には左の如きものを含んでゐる。

1、生理的—病弱、傳染病、アルコール中毒、劇藥中毒、不攝制、不具等、

2、心理的—低能、無學、犯罪、犯罪性、破壊的又は非建設的の行爲、性格的不安定性、學校怠惰缺席等、

3、經濟的—失業、賃金過少、不定勞働、職業的不熟練、浮浪、非合法的職業、赤貧、無宿生活、不良住宅、外國移民、移住等、

4、家族的—内縁、二重結婚、夫婦性格相反、兒童不顧、家族扶養怠慢、私生兒、無告老人、無告寡婦、孤兒、家族不和、家出及家族遺棄、密住等。

個人が之等の背離をなした場合直ちに彼は自己支持を失ひ、ケース・ウ・ワークの救済を要するとは限らないが、然かも之は他の背離の原因として、又は兆候としてケース・ウ・ワークは其意義を没却してはならない。即ちケース・ウ・ワークは之に依つて此の背離をなせる個人の生活又は經驗に關する大いなる示唆を得るのみならず、背離が彼の正常なる社會生活を建直す力を阻害せるものなる場合は最も重要な意義を發見する。此力の働ける状態が即ち「自己支持」の状態と稱され得る。此自己支持とは個人が自身のために畫策したる事に失敗したる結果生じたる種々なる困難から抜け出す道を見失つた場合働き出す力である。そこで吾々はケース・ウ・ワークの最も關心する事は、與へられた環境に於て個人が自己の正常なる社會的行爲を組立て行くに要する力があるかないかといふ點にあると考へた。即ち斯くの如き背離の存在では必ずしもケース・ウ・ワークの救済を要するとは限らないのである。それは恰も少々の故障が身體にあればとて、直ちに醫師の診察を必要とせざると同じことである。然し乍ら此等背離の存在といふことは、少くとも左のことを意味する。即ち如何なる場合に於てもケース・ウ・ワークの専門的技能として斯くの如き兆候又は其原因に關する智識が必要なりといふことを。此は恰も醫師にとつて患者の有する故障の如何に小なるものも、患者にとりて何等かの兆候又は原因を意味するといふことを知るに足る醫學的智識が大切なること變りないので

ある。此の點の識別は大切である。何となれば第一に個人の經驗に於て斯様な背離が生じたりとて、必ずしも専門的救済を求むることは必要でも又望ましいことでもないからである。斯様な背離の存在は本人が叡智と常識とを以て處理すべきであつて、唯此の背離の存在或ひはそれへの執着が本人の自己支持を害ふに至つた時にのみケース・ワーカーの助力を要するものなるを知る可きである。

自己支持と云ふが、之は無論與へられたる境遇に依つて異なるものである。個人に於ける自己支持の能力は、例へば農村と都會とに於て其の必須條件に強弱の差があるであらうし、又生活背景の時間的相異に依つて差を生ずるであらう。又今吾々が用ひて居る意味の自己支持は、小兒又は不具者等には得られざる場合も多いであらう。故に彼等の場合には社會が彼等に期待し得る程度の自己支持なりと、相對的の意味に解釋せねばならないのである。

正常なる社會生活の規準からの背離なる概念は必ずしもケース・ワーカーのみが關心することではない。大抵のものは他の専門家、産業體又は國家等の關心に屬するものであるが、しかも此等各々の場合に於て其有する意味は異なつてゐる。例へば不健康と云ふことは大體醫術的専門家の問題であるが、ケース・ワーカーにとりても特有の意義を有するものである。即ち此の場合不健康其ものゝ治療を企てるといふことを意味する丈ではなく、更に一步を進めて種々なる専門的職能との接觸又は結合を意味するのである。又犯罪性の場合、之は大體司法當局の責任であるが、犯罪性の有効なる治療には法律、醫學、ケース・ワーカー等の協同的活動を要すること屢々なりといふが如きである。

ケース・ワーカーのなす社會への最も意義多き貢獻は、兩親の子女を顧みざること、無學、精神的缺陷、肉體的不具不能、赤貧、その他前掲の表に示されたる種々なる項目に關して處理するといふことよりは、寧ろ此等に依りて自己支持を失へる場合、善處し又は之を取戻し又は増進してやるといふことにあるのである。即ちケース・ワーカーが

最大の貢獻をなしたといふのは、個人がもはや此等の背離に面する危険がなくなつたといふ場合ではなく、寧ろケース・ワーカーの助力を要せずして、同様に此等の背離に自ら處して自己支持を全うし得るやうになり、従つてケース・ワーカーを要せざるに至つた時である。

(三) 個人に關する細録 (Particularization)

社會生活に於ける規準と云ひ、此等よりの背離と云ひ、何れも範疇的、抽象的のものである。故に實際に個人が背離に陥り、ケース・ワーカーの助力を要する場合、其背離に就いて知らんと欲すれば、具體的地位に置かれた個人に關して、凡そ次の如き事柄を調査し記録せねばならない。之を細録と謂ひ、普通社會ケース經歷書 (Social Case History) の形式に依つてなされる。(左は米國クリーヴランド市慈善聯盟にて使用せるものを基として作成したものである。)

A 社會經歷書の書き方

(1) 社會經歷書の目的……社會經歷書の第一義的目的はケース・ワーカーに委託されたる個人の全貌を之に依つて示し、以て彼自身の有する困難に關する事實及理解を、彼自身の制限されたる又主觀的觀點より知るのみならず、彼を密接に圍繞せる人々の眼を通して、又彼の生活を構成せる種々なる經驗をも通して知るために用ひらるゝものである。若しも吾々が被救済者のなす事柄の總ての背後に、何等かの理由又は説明を要する事柄の存するものなることを假定し得るとすれば、彼の生活に入り込み來れる種々なる素因を明確に知ることによつてのみ、彼の行為を理解し、又其根底に横たはると思はるゝ困難を治療し得るの希望を見出すのである。

(2) 社會經歷書の書き方……社會經歷書の梗概を作成するに當りては、兒童たると成人たるとを問はず、其經歷を知るに必要な資料一切を含ましむるやう試みられて來た。斯くして質問の多くは、兒童の取扱の場合に於てなされる如く、詳細に項別けになさるゝし、成人の場合は兒童の場合の如く詳細なる情報を提供する者を得る事が往々困難であるが、しかも同様なる情報の把握が同一程度に重要なことを認むるものである。兒童の經歷書が作らるる場合は「結婚」等の全然無關係の事柄は省略さるべきである。

被救済者の經歷中の事實や出來事の記述には、必ず之等の出來事に伴ひし感情的反應にも同様の重要性を認むるのである。即ち之等の事に關して被救済者が如何に感ぜしや又之等の事は彼の生活經驗の構成上如何なる地位を占めて居るか等の事を重要視するのである。斯くして例へば「夜尿」の問題は唯此の事實に照してのみならず、兩親及當該兒童に於ける感情的反應の立場から重要性を帯びて來るのである。

情報の通告者が概念的議論をなす場合は、例證すべき具體的事實を提供せしむべきである。即ち「彼は怠惰である」とか「彼女は頑固だ」とか云ふ意見は必ず此方法に依つて確證されねばならない。

被救済者の經歷を調ふるに當つて、又過去に於ける彼の家族との交渉に依つて、ケース・ウァーカーは多大の資料を得るが、之等が皆當該問題に直接關係あるものとして重要なものではない。故にケース・ウァーカーは經歷に現はるゝ細目の選定には特別の注意を拂はねばならない。若し問題の解釋と治療の計畫とのために要求さるゝ事實との間の關係に就いて、ケース・ウァーカーに何等かの不審が生じた場合は、之に關連して被救済者の關係者より回答を求むる以前に、他のウァーカーと共に討議又は研究するを得策とするのである。

B 社會經歷書の梗概

(一) 一般的記録

- (1) 被救済者(個人又は全家族員)の姓名
- (2) 生年月日(確證されたるや否や、何處にて生れしや)
- (3) 死去(せる者あらば)の年月日及場所
- (4) 現住所
- (5) 本籍
- (6) 職業
- (7) 宗教
- (8) 附託者(被救済者を附託せるケース・ウァーカー又は施設の名を記せよ)
- (9) 附託の理由……當施設に被救済を附託せる理由となつてゐるとケース・ウァーカーが認むる問題を要約して記入せよ。
- (10) 通告者……被救済者に關する事實を蒐集するため面接したる者の姓名を列記し、彼等の被救済者との關係、實際の期間、又彼等の智的水準及其の通告の信憑するに足るや否やを知るに參考となるべき彼等の言説等を附記せよ。又此等の言説の出所を明かにする必要がある場合は、特に通告者の姓名を欄外に記入し以て疑惑の餘地なからしむ。

(二) 家族に關する記録(姓名其他大體前項(1)より(7)迄に記せると同じ方法にて記入せよ)

- (1) 父側—祖父母、伯叔父母、父。
- (2) 母側—祖父母、伯叔父母、母。
- (3) 子女—被救済者が兒童として、又成人としての經驗の背景をなせる個々人の描寫は、彼の現在の問題の動因となれる遺傳的事實に關する認識のためのみならず、個人は環境の產物であり、従つて彼の成育期に最も多く彼の交渉のあつた人々や、又彼の家族に屬する總ての者の理想、偏見等又彼等の被救済者及彼の問題に對する態度

及之等に對して、如何に處して來たかといふこと等も、總て被救濟者を理解するに有用なりと云ふ點から必要なのである。兩親の態度及家族的背景等は、彼等の子女の取扱ひを最も影響するものなるが故に特に重要である。

故に兩親の子女に對する態度は如何。專制的？ 無關心？ 感情的？ 峻烈？ 愛着的か、溺愛的か、子女の内誰か、父母又は親戚の誰かに特に似て居るか等を記入せよ。

子女（即ち被救濟者の兄弟姉妹）を列記するに當つては、生年月の順になすのであるが、此表には流産又は墮胎（等あらば）も記入し又被救濟者自身も含めるがよい。何となれば彼の家族内に於ける地位が一見して判明するからである。又被救濟者は他の子女に比して如何なる特質があるか、體質的に又智能的に優れるか劣れるか。之等の差異に對する被救濟者の態度如何。他の子女の態度は？

アルコール中毒、結核性疾患、癲癇、痲痺、性病、藥品中毒、腎臟疾患、精神的疾患、「風變り」、激怒性、自殺者、社會事業施設收容者の有無等又他行者に就きても一通り記入せよ。

(4) 家庭生活—被救濟者が兒童なる場合は、家庭生活の歴史的記録を此項に於て充分なす事。即ち近隣地區の狀態（社會的施設、教會、寺院、娛樂設備、及人口、地理、工場地帯か住宅地域か、風習、階級的軋轢の有無等）、住居の概況（室數、間取、家賃、通風、採光、清潔、整頓、電燈數等）、家族員相互間の關係、家庭の雰囲気、宗教的文化的水準、理想、目的、父母相互間の一致は如何？ 子女訓練の方法、婢僕に關する事項等を記入せよ。他行せる子女の經歷の略記をなせ。

(5) 社會生活—所屬團體（クラブ、組合其他）、本人又は家族の社會的地位、委員、名譽職等になつてゐるか等、若し被救濟者が既に結婚せる場合は、此項目は獨立のものとして設ける必要はないが、父母に關する項又は彼自

身の幼時に關する項に於て同様の記述をなし、被救濟者の幼少時に受けたる感化が如何に彼の成人後の行爲に關係してゐるかを示せ。結婚せる場合は彼自身の家庭に關しては、次の(三)の項目の中に挿入すること。

(三) 被救濟者自身の經歷

(A) 發育

(1) 出産前—被救濟者の出産に對する兩親の態度を知ることによつて、彼の生後の取扱法をよりよく理解することが出来る。彼の出産は希望されたか。墮胎が試みられはしなかつたか。妊娠中に於ける母の肉體的及精神的狀態は如何。心配し過ぎはしなかつたか。恐怖心はなかつたか。非常なる感情的興奮をなさしめる如き事件は發生しなかつたか。受胎時又は妊娠中に、酒精飲料又は他の劇藥類の服用はなかつたか。此懷妊は特に他のそれより異つた意義又は性質があると母に思はるゝ理由があつたか等。

(2) 乳幼児期—生年月日、早産か普通か、出産時に於いて何か異常なこと又は傷害はなかつたか。體重。母乳？ 人工哺育？ よく泣いたか、朗かな兒であつたか。此期に於て當人の肉體的及精神的構成の根底が確立されつつあるのであるから、最も慎重に調査すること。發齒期、歩行開始期、言語發育期、又離乳期及離乳に對する特異的現象、此期に構成された榮養、休息等の習慣に關する記述。

本人は如何なる家庭的教養を受けたか。如何なる行爲上の問題を起したか。此等の問題を兩親は如何に處置したか。即ち食物に對する好惡、狂怒等、及此等に對する處置、本人の反應如何。本人は其行爲に對して早くから責任を課せられたか、又は何時も見逃がしにされたか。他の家族員に對する態度、共同生活の眞の一員と思つたか、門外漢のやうに思つたか。乳幼時期に於て何か特に興味を感ずること又は特に喜んだことがあつたか。

(3) 健康—出生以來の健康に関する記録を作れ。小兒疾患及其併發症にかゝつたか。両親は斯かる場合心配し過ぎたか。本人は餘りに注意の焦點となりはしなかつたか。

現在本人が罹れる精神的疾患。出来れば其初期からの経過及直接原因となつた事柄 即ち過度緊張、喧嘩、性的困難、肉體の状態等を記せよ。此等の精神的疾患のために彼の性格の變化、言語の變調等が起つたり、猜疑、脅迫觀念、自殺又は殺人の誘惑等に悩まされはしなかつたか。人事不省に陥ることはないか。本人の之等の諸問題に對する態度如何。又他の家族員の態度如何。

(B) 學 歴—入學せる年齢、進級記録、退學の年齢及年級、現在の年級、公立又は私立？ 學業に對する興味。特殊の才能及不能力。不成績に對する本人の態度。本人は斯かる場合教師の處置そのものよりも、教師に對する彼の好惡の念等に基づいて教師の處置に對應する傾向はなかつたか。智能検査の結果は皆その日附、検査者名及種別を附して記録に入れよ。

(C) 習 癖—清潔、括約筋の操縱等の習慣が何時出來たか。夜尿は永續したか。其處置は？ 性に關する興味を初めて持つたのは何時か。此好奇心に對する處置は？ 本人と両親との間にては性に關する談話は自由か。異性に對する態度如何。何歳で春情の發動を見たか。自瀆をなすか。それを克服するに如何なる手段が講じられたか。その手段に對する本人の反應は如何。爪を噛むか。指をなめるか。吃音か。熟睡を妨げられるか。食事、仕事、遊戯等に關する習癖は如何。

本人は酒類又は劇藥類を過度に用ひないか。繼續的にか。斷續的にか。之等に耽溺するに至つた事情如何。

(D) 職業經歷—本人の職業に就いて記せよ。過去に於ける職業に對する本人の態度は如何。最初の仕事は手當り

次第に得たものか。其他就職事情如何。雇主及同僚とは巧くいつてゐるか。或ひは落着きのない、他の妨害となる人物と見られてゐるか。監視を要するか。或は創意的で自己の仕事に責任を持ち得るか。賃金は？ 其職業を好んでゐるか。兒童ならば収入を自分で費消する事を許されてゐるか等。

(E) 交友及趣味—本人は他の者と良く交はり得るか。社會性如何。獨居を好むか。交友の種類は？ 趣味又は娛樂として如何なるものを最も好むか。讀書は如何。

(F) 結婚生活と現在の家庭の状態—本人の結婚前後の事情を詳述せよ。對者(妻又は夫)に關する記述をなせ。特に本人の問題に關して對者が如何なる役割を演じ居るかを記述せよ。又彼の成育せる家庭の状態及彼の受けし訓練に就いて出來る文記して、夫婦關係から被救済者が如何なる性格を有するやうになつたかを知り得るやうにせよ。本人の結婚に對して自己の家族員の誰かから反對されはしなかつたか。今も此反對があるか。あれば現在如何なる影響を與へてゐるか。夫婦間には年齢の差が非常に大きくはないか。共通又は反對の考へを持つてゐるか。性的不調整はないか。あれば如何なる結果を齎らしてゐるか。夫婦生活に於て充分の満足を得てゐるか。

子女あらば年齢順に列記し各個別に記述せよ。本人は子女に對して愛情を有するか。無關心か。又 厄介物視してゐるか。偏愛せる子女はないか。その理由は？ 子女は本人をどう思つてゐるか。

前述したやうな方法で自己の家族の状態を記せよ。彼の家庭と生家との相異如何。類似點如何。

(G) 性格及行爲—本人の性格の描寫に於て善惡何れにても參考となるべき事柄を何でも記述せよ。唯缺點のみに止めるな。何となれば長所こそ治療には効果のあるものであるから。

本人の現在に於ける問題を研究するに當つて、ケース・ウオーカーは現在の「疾患」よりも行爲の記述に、よ



り多くの意を用ふべきである。故に此項目には本人の諸行爲にして彼自身が調整をなし得ざる迄に異常的になつてゐるものは皆記載されねばならない。子女の問題の研究は此項目に於てなすのが最も適當である。

裁判所又は兵役に關する記録をなせ。前者の細目を記するに當つては裁判所との一切の交渉、執行猶豫、保護期間又は保護或ひは受刑施設收容期間等を記せよ。又之等の經驗に對する本人の態度如何。兵役と本人の現在の問題との關係如何。兵役期間、本人の才能及缺陷、病院にて費したる期間、恩給等について記述せよ。更に關係ありし社會施設との交渉に就いて記せ。

(四) ケース・ウォーカーの個人的印象——治療法を講ずるに參考となるべき事を記述せよ。又被救済者の面せる問題に對してケース・ウォーカーの評價を記するのであるが、之は被救済者の態度又は性格或は又社會的環境に照してなざるゝものである。之等を記入せよ。

社會經歷書はケース・ウォーカーが常に用ふる、謂はゞ解説圖(Chart)である。ケース・ウォークには一般のもの(Generic Case Work)と、各種の特殊のもの(Specific Case Work)とがあるが、之等各種のもの、經歷書を比較するに、重要點に於ては、驚く可き共通性乃至統一性が存することを發見するのである。即ち右に掲げた諸項目は、其強調の差こそあれ、如何なる種類のケース・ウォークにも該當するものであるから、如何なる場合にも之に依ることが出来るのである。

(四) ケース・ウォークの機能 (Functions)

ケース・ウォークの職能は之を簡潔に述ぶる事は困難である。専門家の間にも意見の相違ありて、一致點を見出す

事必ずしも容易ではない。然し乍ら多數の實際家及研究家の先づ一致したる處にては、凡そ之を三種となす事が出来る。即ち

(A) 社會的醫術——恰も醫者が患者に對する如き方法及び精神を以て社會的困難(社會病)に陥れる個人又は家族を凡ゆる方面より調査し以て適當なる救済策を講究し實行する事。

即ち社會的困難に遭遇せる者の全面的研究をなし、以て彼等を再び自主獨立の人間たらしめん事を圖るのである。社會事業施設の數及び種類は決して少からず、猶益々増加する一方であるが、何れも偏面的である。然るに個人の問題や困難は決して爾かく偏面的なものではない。必ず個人的、社會的又は肉體的、精神的等の各方面より成るを常とする。ケース・ウォークは個人々の困難を全面的に又綜合的に研究すると共に、之等多種の社會事業施設の力を藉り之等を調和せしめ協力せしめて、被救済者の失はれたる、又は今迄有せざりし自主獨立を賦與せんとするものである。斯くケース・ウォークの第一の職能は個人の救済を自主獨立の挽回と云ふ點迄遂行する事である。彼等の自主獨立を其究極の目的とするは勿論であるが、更にケース・ウォークは此職能遂行の途上に於ても、飽く迄も被救済者の自主獨立なる活動又は協力を促がさんとするものである。之は更にケース・ウォークの實際的過程の研究の處に於て詳しく考察する事とする。兎も角もケース・ウォークの第一の職能は經濟的に社會的に「疾病」に罹りたるものに對して、恰も醫者が其患者に對する如く其社會的診察及社會的治療をなすものである。即ち之等兩者の場合共に専門家と受救者との關係を有する譯である。

(B) 社會事業教育——出来る丈多くの篤志家又は有志團體の協力を得る事が、社會が其限られたる社會事業的施設を以て、益々増大し行く社會問題に對處し行く上に必要なるは勿論である。故に多少の犠牲を拂ひてもケース・

ウ・カーは社會人の社會事業教育をなさねばならない。

七八

ケース・ウ・カーの最も根本的にして又特異的原理は社會事業の正しき理論及實際的方法に關して、社會大衆を教育する事に依つて、被救済者の救済を完うすると云ふ事である。社會一般大衆は社會事業と慈善との區別に就いてさへ明確なる知識を有しない。況して正しき救恤の技術等に關しては殆んど盲目と云はるゝ迄に無智である。ケース・ウ・カーは之に協力する凡ゆる篤志個人及團體を、ケース・ウ・カーとして向上せしむるといふ點に迄其目標を押し進めねばならないのである。此點より見て専門的ケース・ウ・カーが確立せられて後始めて、方面委員制度の如きものも其運用の圓滿發達を望み得るものと謂ふを得るであらう。斯くて最も科學的なる社會事業たるケース・ウ・カーを、最も大衆的なる民衆運動に迄發展せしむるを以て其第二の職能となすのである。

(C) 社會問題の原因の除去——個人の種々なる困難は決して唯單に個人的原因のみに依つて生ずるものではない。

ケース・ウ・カーは遂にケース・ウ・カーを要せざる社會の實現を其理想とせねばならない。

個々人が如何に潔癖なりと雖も、暗黒なる長屋を健康なる住宅となす事は不可能なるが如く、社會の状態を改善するにあらざれば個人の問題は正當に又人道的には解決出來ざるものである。ケース・ウ・カーが眞に其職能を發揮せんためには、社會問題の根幹迄掘下げて其眞の原因となれる事象を除去すべく努力せねばならない。即 時に特別委員を設け、又は附帶的事業を起すなど種々なる方法に依りて出來るだけの事を此方面になすべきである。

(五) ケース・ウ・カー遂行の過程 (Processes)

以上我々はケース・ウ・カーの職能に就いて簡單乍ら考ふる處があつた。次に我々は此等職能を遂行する實際的過程

程を考察すべきである。之にも凡そ三種ある。之等は或時は各獨立的に、或時は相混合して用ひらるゝものである。然して之等三種の過程を實行するケース・ウ・カーの分野は、特に社會的個別治療 (Social Case Treatment) と稱される。左は即ち之等の過程である。

一、被救済者自身が彼自身の救済のために、必要な事實及自己の可能性等を明確に認識するやう、彼を指導し援助する事。

二、被救済者を社會生活へ再調整さすために、有効なる社會的資源——教育的、宗教的、産業的、醫學的等——を動員活用する事。

三、前記の諸資源中活用可能なるものを以て、被救済者自身が社會生活のプログラムを自發的に立て、又實行し得る能力を發達せしむるために、彼を指導援助する事。

之等は要するにケース・ウ・カーの職能を他の言葉に依つて云ひ換へたに過ぎない。然し乍ら茲に特に讀者の注意を惹かんと欲する一事は、前にも一言したる如くケース・ウ・カーは被救済者の自主獨立（又は自己支持）と云ふ事をどこ迄も尊重するの一事である。自主獨立を挽回する爲には其方法が自主獨立ならざる可からざるは云ふ迄もない事である。然し乍ら過去に於て慈善事業及社會事業は唯皮相なる感傷主義に囚はれ、又救済とか援助とかの語義のみに束縛されて、天降りの被救済者の爲に何物かを與へ、又何事かを爲しやる事のみに没頭した。然し乍ら我々は金品救恤や世話を無限になすことは出來ない。他方我々がなし得る事は被救済者の自主獨立の再獲得である。而して一旦之さへ成し遂げ置けば被救済者は永久に安全である。而して此故にこそケース・ウ・カーが「動くキャンパス」を以てする「藝術」なりと稱せらるゝ所以である。此場合キャンパス自らが畫家の一筆の動き毎に共に動き、藝術的

表現に協同するのである。之はケース・ワークに於ては參與の原理 (Philosophy of Participation) と名付けられてゐる。之がために被救済者の罹れる社會病の病名、性質、原因等は飽く迄も明確に被救済者に説明され理解されてゐなければならぬのみならず、之に對する社會治療の計畫、遂行の方法、其目標等も亦被救済者に明瞭に知らされねばならない。而して此の認識及理解を根底として彼等の正しき協同が期待し得らるゝのである。之れに加へて社會的諸資源の動員活用がなされるのであるが、此等諸資源は社會の凡ゆる人物、團體等一切のものより成るのみならず、諸科學の提供する智識及技術は凡て之れケース・ワーク遂行の必須要件となるのである。特に生物學、醫學、經濟學、教育學、法律學、社會學、心理學、精神衛生學等は最も重要性を有するものである。ケース・ワークは無論之等凡ての科學に對して専門家としての知識又は技術を有せねばならないと云ふのではない。然し乍ら少くとも此等各分野に當嵌まる事象に就いての判斷を誤らず、之等の事象が起るに及んで、夫々適當なる専門家の協力を得る丈の能力を有せねばならないのである。

(六) ケース・ワーク遂行の諸方法 (Methods)

被救済者が自ら正常なる社會的活動をなし得る能力の増進を助成せんが爲、即ちケース・ワークをなすには左の如き方法を用ふる。

(A) 社會診斷 Social Diagnosis

1 面會 Interviewing——之に依りてケース・ワークに用ひらるゝ資料の大部分を得、又之を通して治療の大部分を効果的に遂行し得るのである。此「面會」に於て重要な事はケース・ワークが面會者の感情を害ふこ

となくして必要な凡ての情報を得、又これに依りて面會者の全幅的協力を獲得し得るが如き關係を確立し、且つ面會者と、ケース・ワーカー、代表する社會事業團との關係を少しも害ふことなく、また出来る丈短時間内に出来る丈多くの事實を獲得し得る手腕を有すること等である。

2 照會 Referring——主として社會事業情報交換局 Social Service Exchange or Social Service Clearing House へ他の社會事業團體にて被救済者が過去に於て受けたる救済の有無を先づ照會することを謂ふ。

3 調査 Investigation——廣義の社會診斷は調査を其内容の大部分となす。故に之は別に獨立の研究課題として考究すべきものであるが、要するに之は被救済者の各方面を細目化 Particularize して調査し、社會經歷書 Social Case History として記録する事である。

4 觀察 Observation——被救済者又は其他の者に對して、直接質問をなさずして、主要なる事實を把握するに要する特殊なる技巧を謂ふ。

5 資料の使用 Use of Documents——社會經歷書其他種々なる特殊なる記録文獻等を、最も效果的に作成すること、之等 科學的使用に要する才能を謂ふ。

6 ケース討議 Case Discussion——ケース・ワークは斷獨的行動を慎む。ケースの進展に關して重要な事態の發生したる場合又は重要な對策を決定する前に全ケース・ワーカー其他と討議をなす。

7 分析 Analysis——資料中よりケース・ワークに有用なるものを然らざるものから區別し、之等を各々の意義に従つて分類し、使用に適するやうに組織しておく事を謂ふ。

8 評價 Evaluation——資料、關係人物、團體等のケース・ワーク遂行のために有する價值を決定する事を謂

9 診断 Diagnosis——狭義の診断とは、多くの資料に基づき、之等の提示する問題を突きとむることを謂ふ。即ち社會經歷書作成の上診断的要約をなす。而して診断は繼續的のものであつて、何時にてもケース・ウオーカーが獲たる新事實に基づき、問題の眞意を判定しようとする度になさるゝものである。

(B) 豫後 Prognosis——之も醫學から採用した術語である。之はケース・ウオーカーが種々なる問題に就いて何がなし得らるゝかと云ふ事を豫測する場合に用ひらるゝものである。而して其形式は「決定された或る事態の性質に照して、斯々の事が起つたとすれば、又は起させるやうにすれば、斯々の結果になるであらう」と云ふが如きものである。

(C) 社會治療 Social Treatment

1 參與 Participation——被救済者をしてケース・ウオーカーが感ずる困難を理解せしめ、之に對する策を講ずるに當つて最大限度迄協力せしむることである。(前項八〇頁に詳論せる處を参照せよ。)

2 計畫 Planning——ケース・ウオーカーに於ける努力を最も經濟的に又效果的ならしめんとすものである。又計畫を記録に残すことに依つて、之等の計畫に基いてなされたる種々なる事柄の眞價を確め得るに便ならしむるものである。

3 組織 Organization——熟練したるケース・ウオーカーが診断、豫後及治療の計畫等を效果的になさんとて講ずる種々なる方法を謂ふ。而して之は又ケース・ウオーカーに於ける諸慣例を適用する場合及部分に對して人々の協力を仰ぐ際等に生ず可 事態及關係等をも示唆するものである。

4 諸計畫の統一 Integration——前項「組織」の一部といへる。即ち個々の計畫を評價し、實行的價値に従つて統一することである。

5 養子縁組 Adoption——兒童保護ケース・ウオーカーに於て、養子希望の家庭を求め、又養子縁組に關する交渉及法律的諸手續をとることである。

6 救恤金 Relief Allowance——應急的又は繼續的に救恤金を支給するに要する事務及び技術を謂ふ。

7 再教育 Re-education——失業者、疾病恢復者、精神衛生的被救済者 (Psychiatric Cases) 等の才能に應じて性格的に又は職業的に再教育をなすを謂ふ。

8 監督指導 Supervision——前掲「參與」の角度からケース・ウオーカーに於ては特殊の監督指導が被救済者に對してなされねばならぬ。

9 輸送 Transportation——收容のため其他種々なる場合、施設の管轄區域内外への輸送は極めて頻繁に行はるゝが、如斯場合に要する技術及事務を謂ふ。

10 移囑 Transfer——他の社會事業施設への移囑である。

11 院内保護 Institutional Care——我國の救護法、母子保護法制度等に基づき特に院舎に收容して保護を加ふるの要ある場合に要する一切の手續を謂ふ。

12 收容 Commitment——被救済者等が院内に收容され又は社會施設の保護下に置かるゝ場合、其責任を負擔せしむるに要する方法手續等を謂ふ。

13 事後的保護 After-care——追及 Follow-up と共に近來特に重きを置かるゝに至つた。被救済者の完全なる自

主獨立迄に拂はるゝケース・ウオーカーの努力を謂ふ。

以上はケース・ウオーカーに於て特殊の意義を以て用ひらるゝに至つた方法のリストである。此リストは完全なものとは云へないが、同時に之等の方法の内、如何なる種類のケース・ウオーカーに於ても全然不要なりと云ふが如きものはない。ケース・ウオーカーの進歩とは即ち之等の方法の内容が豊富になり精練化さるゝ事を意味するのである。

(七) ケース・ウオーカーの實務 (Services)

以上我々はケース・ウオーカーの職能を論じ、且つ其遂行のために用ひらるゝ方法に就て考へ來つた。然し乍ら所論稍々概念的であり、讀者には猶ほケース・ウオーカーの本質に就て明確になり得ざる點もある事と思はるゝを以て、予は最後に米國クリヴランド市の家族ケース・ウオーカー事業團たる慈善聯盟 Associated Charities に於て日々實際なされつゝあるケース・ウオーカーの實務 services を表示して讀者の参考に供し度いと思ふ。

(A) 經濟的

- 1 職業の推與及就職拒絶
- 2 職業の獲得
- 3 職業に關する調整——賃金の増加、より好適なる職業への轉業、労働状態の改善等の要求及獲得
- 4 信用貸借——家主、商人等に對して
- 5 負債調整——負債の棒引、支拂延期、支拂條件の調整等
- 6 業務に關する助言

7 恩給(主として軍務に關するもの)

a 申請

b 許可を受け費途に關して指導す

- 8 生活費の補給——但し夫が一人前の仕事をなし居るも生活費不足なる場合
- 9 補償金の獲得——産業上又は交通上の負傷等に對して

(B) 肉體的

- 10 身體検査
- 11 治療——主として内科及外科醫術に關する事柄
- 12 營養に關する監督指導
- 13 齒科の手當
- 14 眼科の手當
- 15 耳科の手當
- 16 扁桃腺手術
- 17 出産前後の處置
- 18 兒童の健康に關する指導
- 19 病氣回復期の手當——回復期ホームに於ける手當、回復期間の生活保證其他
- 20 院内保護——病院入院及兒童の收容以外のもの

21 埋葬

(C) 心理學的

22 精神衛生學的検査——市立病院、精神病舎等に於ける患者の経過の觀察等を含む

23 メンタル・テスト

24 精神病及神經病に對する手當(監禁に依らざる)

25 院舎收容——癲癇病院及低能者收容所等を含む

26 收容不能者に對する處置——放置し置けば社會に累を及ぼすも、法律上收容し得ざるものに對して

27 收容施設不足の場合の處置

(D) 教育的及行爲の調整に關して

28 個人的習慣の再教育

29 家族員相互間の問題の解決

30 親縁者との關係の強化

31 教會に對する關係の強化

32 セツルメントへの紹介

33 夏期キャンプ又は休暇の機會の給與

34 其他の娛樂的又は文化的機會の提供

35 託兒

36 學校に於ける問題の解決

37 職業輔導

38 勞働し得る兒童(十六歳以上)に對する措置

39 獎學金の獲得

40 語學教授(移民に對する英語)

41 擴張課程(講習會等)

42 職業教育

43 兒童教養相談

44 家政に關する教導

45 家出及家族不養に對して

a 家出者の搜索

b 拘引狀の獲得

c 家族扶養命令の獲得

d 家出者及家族不養者の留置又は收容

46 正式裁判手續

47 非公式裁判手續

48 兒童委託——施設又は委託家庭へ

第六章 ケース・ワークの分析的研究

- (E) 環境の調節其他
- 49 良環境への轉出
 - 50 家主に依る住宅改善
 - 51 保健局に依る處置
 - 52 良近隣地區への轉居
 - 53 輸送及國外追放
 - 54 市民權獲得
 - 55 應急住居の獲得
 - 56 法律相談
- (F) 金品救恤
- 57 慈善聯盟よりの支給——「制限」及「無制限」救恤、及特に被支給者の指定なき特別基金の使用等
 - 58 他よりの救恤の獲得——被救済者の親戚、友人、雇主其他より
 - 59 其他の世話實務

之等は該慈善聯盟の月次統計カードに記載されたるものなるを以て、此種ケース・ワークに於て遂行さるゝ實務項目の一切を包含せるものである。而してクリーヴランド市の慈善聯盟は、米國にても最も完備せるケース・ワーク施設として有名なるものなれば、右リストを以て家族ケース・ワーク實務の代表的のものと云ふ事が出来るであらう。

(八) ケース・ワーク實行の指導原理 (Philosophy)

ケース・ワークを實行するに當つては、一般的に個人の又は社會の責任に關して、或はケース・ワークの被救済者及社會に對する倫理的責務等に關して、何等かの指導原理が存することを必然的に知るのである。本章第六項に示された、ケース・ワーク遂行の方法は、皆斯くの如き責任感に依つて指導さるべきものであるし、本章第九項に述べられた、ケース・ワークと社會的資源との關係を、程度の差こそあれ、左右するものも亦斯くの如き原理でなければならぬ。更に本章第一及第二項に於て論ぜられた、規準とか、或は之よりの背離等の觀念は、「一般に容認された標準」とか、「望まじき社會行爲」とか云ふものに依據するものであつて、吾々は之等に依つて、善惡何れにせよ、社會的に價値のある事柄を認識し、且つ之等の價値に依つて、ケース・ワークの目的を正しいものになし得ることを知るのであるが、斯くの如き觀念は、とりもなほさず、ケース・ワークの指導原理をなすものに他ならないのである。

ケース・ワークは、ケース・ワークの窮極的目的を知り、且つ社會進歩の諸原理に従つて、善處し得るために、又總ての専門的行爲及他との接觸に於て、自らを適宜に指導し得るために、諸々の社會的價値に就いて、充分の研究考慮をなし、且つ之等を把握し居るを必要とする。即ち左の如き實際問題は、之等根本的指導原理を基礎として其解決に當らねば、眞の解決は不可能なことを知るのである。

- 一、被救済者の個人として有する權利とは如何なるものであるか。
- 二、被救済者は其の家族に對して如何なる責務を有するか。

- 三、如何なる事情の場合家族の離散を不可とすべきか。
 - 四、如何なる事情の下に於て、家族の解體をなすべきか。(即ち斯くすることが、被救済者のため、家族員のため、各種關係集團のため、又社會全體のために如何なる價值があるか。)
 - 五、如何なる場合に強制は許容されるか。
 - 六、如何なる場合に、又如何なる限度に個人の不能は社會の責任となるか。如何なる場合本人の責任となるか。
 - 七、生存(Existence)と云ふ事以上に、個人の如何なる要求を社會が充たす責任が社會に存するか。即ち教育、健康診断、知能検査、職業輔導、娛樂等に關し、社會は如何なる責任を有するか。
 - 八、疾病その他の不調整に陥れる者のため、如何なる場合、又如何なる程度に社會環境が變改されねばならないか。
 - 九、如何なる場合ケース・ワーカーは被救済者の秘密を洩らしてもよいか。
 - 十、ケース・ワーカーは法律の勵行に對して如何なる責任があるか。
- 右は何れも眞面目に考ふる時は、深く社會機構に迄關連を有するものである。然るに今日迄此等の指導原理に關して、ケース・ワーカーの専門的立場からの研究は、極めて僅かよりなされてゐない。實の處吾々はその研究の重要なを痛感して居るのに止まつてゐるのである。今やケース・ワーカーにとつての最大課題の一つは此等指導原理の研究といふことである。

(九) 社會的資源の活用 (Community Resources)

ケース・ワーカーの實行に際しては、ケース・ワーカー自體の領域以外の、種々なる社會的資源と連絡し、之等を

活用し、且つ此等との關係を持続することが重要であるが、此等資源には凡そ次の如きものが含まれてゐる。

學校、教會、寺院、裁判所、會社工場、保險會社、共濟組合、醫師、醫療機關、其他教育、娛樂、法律、社會福祉、保健等の進歩發達に資するために存する種々なる團體及各官衙、社會立法等。

此等社會的資源の意義を明瞭にせんためには、右を更に細別し且つ各々の使用法を説明し、以てケース・ワーカー以外の者が、此等を利用する場合、各々の性質及差異が明瞭となるやうにしておかねばならない。然し目下の處斯くの如き細別は地方的事情等に依つて、異なる處もあるので、茲では之を試みない。今後充分の研究が進められた場合に始めて標準的のものが作成し得らるゝであらう。

更に注意すべきことは、此等の社會的資源には常に新しいものが加はつて來ると云ふことである。最近數年間に於ては安全第一運動とか、都市緑化運動等が、直接間接ケース・ワーカーと關係を結ぶやうになつた。又戰時等に於て種々なる團體や施設が、利用されることは云ふ迄もないことである。

(一〇) 科學及經驗の應用 (Science and Experience)

本書第二章「ケース・ワーカーの前提としての社會病理學」に於て、ケース・ワーカーが如何に他の諸科學と協力すべきかに就いて、充分考察したのであるが、之等以外にも力を借り來るべき多くの科學的智識及び之等以外の經驗の存すべきは明かである。

ケース・ワーカーは其の取扱ふ種々なる問題の理解、及び此等の解決に要する、有効適切なる方法及過程を進歩發達せしむるため、ケース・ワーカー自體が獲得したる經驗以外に、他の専門的分野に於て用ひられて居る手段及び既

成科學からの種々なる智識を得ようとする。即ち第二章に於て詳論した、宗教、道德、生物學、醫學、心理學、精神衛生學、經濟學、社會學の外に、教育學、法律學等が比較的多く應用されるのである。

ケース・ワークの將來は、其れ自體の科學的進歩發達に負ふべきは云ふ迄もないことである。即ちケース・ワークの科學性は、一面ケース・ワークが、各種の問題に對して、科學的態度で對してゐるか否かと云ふこと、他面、茲に掲げたやうな、諸科學部門を如何に應用してゐるか、又應用しようとしてゐるか云ふことに依つて決定されるのである。吾々の知る限りでは、未だケース・ワークに應用せられた概念的、或は事實上の科學的資料は、纏められても、系統立てられてもゐないのである。現今一般に用ひられてゐるケース・ワークの用語、例へば收入、生活標準、遺傳、行爲、動機、家計、營養、知能等の如きものは、他からケース・ワークに借用されたものであるが、借用された後、ケース・ワークが特有なる技術的用ひ方をなした結果、今や殆んどケース・ワーク獨特の概念、又は少なく共、印象を有するに至つたものである。然し目下の處では之等の用語が有するやうになつた新意識を明確に述べることは困難である。此點に於ても、ケース・ワークの研究が大いに要請されてゐるのである。

(11) 社會個別治療 (Social Case Treatment)

ケース・ワークは被救濟者が自分の行爲を何等かの原因に基いて、自ら組織統制して行けない、即ち種々な意味に於いて自己支持力を失ふと云ふ點迄、社會生活の諸規準から背離した時に始めて被救濟者の生活に入り込んで來る。問題は唯貧困、疾病、犯罪性等それら自身ではなくて、之等に依つて被救濟者が人格的獨立即ち自己支持の力

を有するか、有しないかと云ふ點にある。故にケース・ワークは何處迄も被救濟者が、斯かる意味に於て再び社會生活を遂行し得るやうに其科學的智識、經驗、技術等を傾倒してケース・ワークをなさねばならない。

本章第五項に既に述べたやうに、此の終極的な目的を達するために、ケース・ワークは凡そ三種の過程を、或る時は各獨立的に或る時は混合して用ふる。之等三種の過程を實行するケース・ワークの分野は、特に社會個別治療 (Social Case Treatment) と稱される。此等の過程を便宜上今一度左に記する。

- 一、被救濟者を社會生活へ調整せしむるために有用なる社會的諸資源——教育的、宗教的、産業的、醫學的等を活用する事。
- 二、被救濟者自身が彼自身の救濟のために、必要なる事實及自己の可能性等を明確に認識せしむるやう、彼を指導し助くる事。
- 三、前記の諸資源中、活用可能なるものを以て、被救濟者自身が社會生活のプログラムを立て、又實行し得る能力を發達せしめるために、彼を指導する事。

右を遂行するに當つて、更に極く手近かな目的や方法が隨時必要になつて來るは無論の事である。即ち健康の回復、親縁關係の修復、教育上の妨害の除去、經濟的生活狀態の改善、犯罪的傾向の抑制等は、如何なる場合に於ても先づ取られねばならない手段である。然し此等一切の遂行する、段階に於て、常に被救濟者の終局の福祉、即ち彼の自己支持力の回復又は發達と云ふ事を、ケース・ワークの念頭から離れしめてはならない。何となれば被救濟者が負ひ得る、或は負ふべき責任を、ケース・ワークが代つて負ふ事は、往々被救濟者の自己支持の回復發達と云ふ最終の目的を達する妨げとなり、或は之を不可能ならしめたりする事になるからである。然し他方被救濟者が自ら理

解し能はぬ如き、治療の目的やプログラムを彼に提供し、或は強制しても効果は何等得られないであらう。例へば被救済者が経済的に非常に苦しみつゝある時に於ては、ケース・ワーカーは其事實を認め、速かに其経済的救恤をなし、然る後に相互の意志の疏通を計り、より恒久的のプログラムに取掛るやうにすべきである。故に有効なる社会治療に於ては、被救済者が種々なる責任を負担し得るに至る迅速度や能力を、ケース・ワーカーが適確に観取し得る事が必要である。斯くの如き被救済者の能力を過重視する事も過軽視することも共に有害である。

ケース・ワークに於ては普通統計カードに、治療に要する種々なるサービスを種別し表示して居る（本章第七項ケース・ワークの實務の項参照）。然し斯くの如きサービスは、實は治療の荒骨組を示すに止まるものに過ぎない。其の血となり肉となるものは、ケース・ワーカーと被救済者との間に存する動的な関係や、各々が有する種々なる要求を充足させたり、更に遂には被救済者の人格の最高の發達を完成せしむるためになさるゝ相互的働き合ひの内にこそ見出さるべきものである。即ちケース・ワークとは、ケース・ワーカーが一人の人格的存在と交渉するに要する概念や方法である。而して治療に於ては各ステップ毎に被救済者を理解する事、即ち彼の有する社会關係に對する概念など、社会生活に於ける諸規準の原理などとの關係等が重要な問題となる譯である。

斯くて我々はケース・ワークが一の藝術であると云ふ事を、其治療の分野に於て特に立證して居ると斷言出来ると思ふ。社会的治療に於て科學的智識と經驗と訓練とが混然融和して表現さるゝは、全く藝術に於けると同様である。即ちケース・ワークの中、治療に於てこそケース・ワーカーの有する智識の各々が、實に彼の熟練に依りてのみならず、又實に彼の天才的能力に依つて使用され、更に調和されて、被救済者を通じて表現されるのである。唯茲に我々の特に注目すべき一事がある。それはケース・ワーカーの此の「藝術」的表現に於ては、彼の「キャンパス」

は被救済者である。それは活ける人格的存在である。決して靜的な又受動的な死物ではないのである。即ち被救済者なる活ける「キャンパス」が又ケース・ワークなる藝術的創作に参劃し共働するものとなるのである。之を「參與の原理」と謂ふ事は既に前述せる如くである。

此の被救済者の参劃共働とは、彼をしてケース・ワーカーの感ずる困難を感ぜしめ、之が對策を講ずるに當つて、最大限度迄なましめる参劃共働の事を謂ふのである。實際の場合に於て、殊に家族に對するケース・ワークに於て、此参劃共働はケース・ワーカーと被救済者との最初の接觸から、最後のそれに至る迄繼續してなさるべきものである。此の参劃共働の必要なる事、有效なること、或ひは望ましきものなる事を知るは左迄困難ではないが、之を實行せしめる事は甚だ六ヶ敷い事である。而して参劃共働は原理的概念として重要なのみならず、必ずケース・ワークの個々の場合に於て遂行されねばならないものである。

社会個別治療の實際的方法を講じ實行するに當つては、必ず被救済者の参劃共働が要求される。例へば「職業の獲得」と云ふ事はケース・ワーカーの僅かな一部を成すに過ぎない。他の大部分は被救済者が喜んで其職業に就く事、その職業に於て發揮さるべき彼の能力、適性等に依りてこそ形成さるゝのである。或ひは又「不健康」なる問題の場合、ケース・ワークに於ける「診断」とは、唯單に被救済者を診療所に同伴すると云ふ事のみではない。實に被救済者自身が、彼の心中醫師の診察を受け又治療に參與せんと欲を起さしむる事を意味するのである。更に「家族關係の再建」なる場合に於ては、唯家族員を再び同じ屋根の下に連れ戻すと云ふが如き事以上、遙かに重要な事がなされねばならないのである。即ち家族員各々が斯くの如き家族關係の再建の社会的及び個人的價值を充分認め、家族内に於ける關係の圓滿なる運行のために努力し、又其妨害となれるものを極力除去せんとする精神を起さし

むる事を意味するのである。斯くの如き態度の涵養は、實にケース・ワークと被救済者との参劃共働それ自體に依りてのみ可能となる。如何なる種類のケース・ワークに於てもケース・ワークの被救済者に對する、又は後者の前者に對する人格的感化影響が、社會的治療に於て最重要素となつて來る事に變りはないのである。社會治療の有効性はそれが被救済者と同様にケース・ワークに影響を與ふる程度に依つて計測され得ると云ふも過言ではない。社會事業は究極に於て人格の交流作用である。ケース・ワークが被救済者との接觸に依つて彼自身の人格的發展の氣呵を與へられないならば、彼は未だ眞のケース・ワークなりとはいへないのである。

斯くの如くケース・ワークの最重要性は、寧ろ見えざる又表面的に測り得ざる處に存するが、而かもケース・ワークの眞價は之に依つて決定されるのである。ある婦人は彼女を救済した婦人ケース・ワークに就いて、「彼女は眞に私を勇敢なものに力づけてくれた」と云つたが、他方此ケース・ワークが此婦人の事を語る中に「かの全く失望せる母親のうちに勇氣が滾々と湧くが如くに甦つて來るのを見た時、私の心の踊るのを禁じ得なかつた」と云つた。人生凡ゆる困難を突破して、雄々しく再生の道を踏み出さんとする此母たる婦人の生命力は何處から來るのであらうか。それは番に障害物の除去や、ケース・ワーク側のみから來るのではなく、被救済者たる此母の有形無形の参劃共働から來たものに他ならない。唯機械的な道具としか思はれない種々の方法や知識も、眞に創造的な精神を以て用ひらるゝ時は、そこに豐潤なる色彩と温かさや生命其ものが湧き來つて、個人と彼の環境との諸關係は如何やうに破壊さるゝも、再び新しき創造として生れ出づるであらう。之こそケース・ワークに於ける最大快心事と云ふ事を得るのである。

(二) 特殊ケース・ワークに於ける規準的過程 (Standards of Case Work Practice)

最も進歩せる特殊ケース・ワークは、とりもなほさず、一般ケース・ワークを各特種の分野に於て實行してゐるものに他ならない。ケース・ワークと特に稱せられてはゐるが、實は凡ゆる方面の種々なる團體や施設に於て、何等かの形にて、又或る程度迄、行はれ居るものであつて、唯ケース・ワーク團體に於ては、専門的になされ居るといふに止まる。故に種々なる團體に於てなされるケース・ワークが、その團體の相異に依りて、ケース・ワークの性質が必然的に異るといふ丈のことである。特殊化されざるケース・ワークなるものは全然存在せずとはいへないが、甚だ少數に止まる。又一般的ケース・ワークをなせる團體も漸次分科化され來たりつゝある。

故に特殊ケース・ワークとは前述の一般的ケース・ワークの内容を形成せる諸事項を、特殊の分野に應用せるものに他ならないことを知るのである。一面に於て、此ことは特殊の内容を一般的ケース・ワークに附加するといふことを意味する。實際に採用又は補充するに當りては、又各分野の特種な要求が決定的に働く故に、特殊分野の要項を擧ぐることは、一面に於ては一般ケース・ワークのある方面の強調と徹底的發達を意味するが、同時に特殊分野特有のものゝ發達をも意味する。前者の例としては、醫療ケース・ワークの場合、醫術の知識を特に要し、従つて之を最も發達せしめ居るが如きであり、後者の例としては、「兒童委託先の資格條件を決定する能力」があるが、之は兒童福祉事業に於て特殊の發達をなしたものである。特殊ケース・ワークの各分野に於て其完全を期するには、少くとも左の如き事項を辨へてゐなければならぬ。

- 一、一般ケース・ウォークの内容全般
 - 二、一般ケース・ウォークの内容中のある特に必要なる部分の徹底的發展應用
 - 三、他のケース・ウォークの分野に於ては、全然又は殆ど關係なき事柄にて、自己の分野に於て特に必要なること。
- 左に掲ぐるは各種の特殊ケース・ウォークの分野に於ける右第三項に記したる事の代表的なもの、實例である。
- 各種特殊ケース・ウォークに於ける特有の必須事項

A 家族福祉事業 (Family Welfare Work)

- 一、家族結合のため最も重要な諸要素に關する知識
- 二、移住が家族自體の上に、或は暫時家庭を離れ居る個人等に及ぼす影響に關する知識
- 三、家政に關する一般的知識
- 四、民族的又は國民的文化の種々なる特徴又は其影響を利用し得る才能
- 五、一つの人口區域から他のそれに個人が永久に移されたる場合生ずる結果に關する知識
- 六、經濟的失脚の結果生ずる心理的變化の理解とそれに善處し得る才能
- 七、家族への救恤金品給與に必要な熟練
- 八、自己の過失に依らずして怠惰の習性を得るやうになつた者の心理の理解と其處遇法
- 九、失業者救濟機關の具有又は之との連絡利用
- 十、大規模金品配給の諸問題に善處する技術の獲得及應用

B 兒童福祉事業 (Child Welfare Work)

- 一、家族結合に必要な最少限度の諸要素に關する知識
- 二、兒童の收容及び收容兒童の權利に關する法律及法律上の手續に關する知識
- 三、兒童のケース・ツリートメントに於ける「強制」の巧妙なる利用法
- 四、教育的訓練及實地經驗に依り左の事項を把握し居ること
 - a、兒童自身の家庭に比して委託先が有する特徴及缺陷の理解
 - b、ケース・ワーカーのたてたる計畫及その遂行の結果を、被委託者が如何様に理解し居るかを知る力
- 五、兒童に對し適當なる委託先の全貌及價値を想定し得る力
- 六、兒童の將來のために其親又は家族との關係を持続又は再建するに要する才能
- 七、兒童に對する種々なる刺戟及び彼の之等に對する反應を認識する能力

C 訪問教師事業 (Visiting Teaching)

- 一、訪問教師の學校全體に對する地位及び他の諸行政機關との關係に就ての知識
- 二、普通教師と兒童間の問題——教室内外を問はず——を特に心理的に理解する能力
- 三、兒童又は父兄に接する場合、訪問教師と學校との關係の利用及び其得失を判斷する能力
- 四、教室に於て當該兒童の知らざる内に、又教授の妨礙とならずして兒童を観察し得る能力
- 五、兒童の救濟をなすに當り、彼の家族の他の者をして、彼のみが特に偏重され居るが如くに思はしめざる技巧
- 六、學校に對する父兄等の批判を巧みに捌く能力
- 七、特殊學校（知能低き兒童等のための）に於ける級別、轉級、轉校、進級等の手續に關する知識

- 八、失望せる又は臆病なる兒童に對し適當なる學課を課し、或ひは特別進級をなさしむる等の方法に依り、個人的ケース・ワークをなすために、他の教師と協力し効果を擧ぐる能力
- 十、學校の要求又は方針に即し適當なる記録を作成すること。

D 醫療・社會ケース・ワーク (Medical Social Case Work)

- 一、社會的事象と健康に關する事象との相互關係——特に之等の一時的相互交渉の分野に基ける醫學的・社會的治療と其根據となる診斷をなす技術及び才能
- 二、右第一項の事柄を他の社會事業團、被救濟者及び被救濟者の集團に説明し得る能力
- 三、醫師と如何に協力すべきかを知り且つ實行する能力
- 四、病院内に於けるケース・ワークの知識及び技術
- 五、回復期にあるもの、世話及び監督指導
- 六、肉體的不具者に器具を使用せしめ又は職業輔導をなすこと
- 七、慢性疾患者及び不能者に對するサービス（特に適當なる施設への收容に關する事柄）
- 八、次の如き方法に依り個人又は集團を傳染病より防護すること
 - a 罹病者個人又は集團に、防疫に關する理論又は方法を教示すること
 - b 法律、諸規定、官衙、診療所其他の保健施設の利用
- 九、次の如き方法に依り保健衛生の進歩充實を計ること
 - a 罹病せる個人又は集團の教導

b 公共保健諸施設の利用

E 精神衛生的社會事業 (Psychiatric Social Work)

- 一、診療所に於ける検査と、兆候及び原因とされる社會的事實との相關々係の分析に基きたる精神衛生的・社會的診斷及び治療の過程を樹立すること
- 二、精神衛生的、心理學的及び生理學的に發見せる事柄の社會的解釋をなすこと及び治療の遂行の場合、「動機」及び原因的事象等を取入れ、又被救濟者が此等の事を理解せるや否やを洞察する能力（之は被救濟者のみならず關係せる家族員、教師又は他の人々の場合にも適用さるゝことである）
- 三、ある精神衛生的の問題に關して精神衛生的、心理學的及び生理學的の考査を補ふために、各種の經歷書の形式に依り社會的資料を蒐集し、又兆候的行爲に依りて提示されたる問題を明瞭ならしむる能力
- 四、種々なる態度を示す者に接し、或ひは個人的關係の問題を處理するに、精神衛生學者よりも精神衛生的社會事業家がより效果的に之に當り得ると思はるゝ場合は、後者に於て前者の理論の適用を自由に變改又は取捨する事があるが、此場合に要する技術は特に重要なものである
- 五、他の専門的領域に於ける知識又は方法を精神衛生的社會事業に應用し得る能力
- 六、神經諸疾患及び精神病に對する病院、診療所、低能者收容所、裁判所等、收容に依りて個人の「背離」を治療する社會施設に關する知識
- 七、他の社會事業團の有する價值を個々のケース・ワークを通じて自己の事業團の職員に理解せしむる技術
- 八、精神病、犯罪性又は反社會的行爲に對して個人又は集團を防衛するために、精神衛生的社會事業の内容を應用

し得る能力。

(注意——個人の性格的背離に特別の注意を拂ふ處であれば、病院たると其他如何なるタイプの社會事業たるとを問はず、精神衛生的社會事業家は働き得るのである。而して彼等の職能には表面的診断から、積極的社會的調節に至る凡ゆる程度のものがある。)

F. 司法保護事業 (Probation Work)

- 一、刑法及び刑事上の諸手續に關する實際的智識、少年犯罪及び家族關係に關する法律及び家族關係に關する法律及び諸手續に關する知識
 - 二、凡ゆる刑罰の形式の歴史的及び現今行使されつゝあるものゝ知識
 - 三、犯罪を産む社會的原因及び状態に關する知識
 - 四、反社會的集團及び其集團的犯罪行爲の理解及びそれらの打破又は矯正に要する知識及び技能
 - 五、精神的異常性の犯罪に及ぼす影響に關する知識
 - 六、裁判所の職權の聰明なる行使又は保護司の有する司法に關する知識を應用する技術
- ケース・ワーク各分野の完全なる表を作る事は困難である。事實茲に掲げたる六種の他に職業指導、無宿者のための事業、少女保護事業等にも、同様に、既にケース・ワークに於ける獨立の分野が與へられてゐる。又ケース・ワークをそれがなされてゐる主體に依つて區別する傾向もあるが、政府、産業、宗教的團體等に依りてなされるケース・ワークの如きは即ち此例である。
- 最後に附言すべきことは社會的災害其他突發的危機の場合ケース・ワークは、往々其理論又は方法を其通り應用

し能はざるに至ることがあるが、之はケース・ワークが有せし標準を棄てたといふべきではなく、寧ろケース・ワークの伸縮性を實證するものといはねばならない。故に斯くの如き場合は、此事を充分意識して、出來得る丈急速に常態に復せるケース・ワークをなすべきである。

第七章 ケース・ウォークの應用

一 社會立法とケース・ウォーク

(一) 社會立法時代來る

今期（昭和十一年）の臨時帝國議會は庶政一新、國民生活の安定を標榜して組閣された廣田内閣の試金石とも云ふべきものであつたが、此議會に於ては、國民大衆の生活向上に關する立法は、唯、彼の退職積立法案を全く骨抜き案として通過せしめたるのみにて、國民の期待は全く裏切られたのであつた。而して國民は一自由主義議員の極めて抽象的な又自己反省もない時局批判的質問演説に依つて、僅かに一杯氣嫌にさせられたに止まつた。而して又今日の時代的寵兒は統制であり、又は實力的に引摺らうとする行動主義なるかに思はれる。社會立法の如き今日に於ては甚だ影の薄い存在としか思はれないやうである。

然し乍ら我々は猶社會立法の時代が來りつゝある事を否む事が出来ないものである。我國に於ても近年種々なる社會法の發布實施を見たのであるが、社會事業に直接關係を有するものゝみにても彼の救護法の如き、兒童虐待防止法の如き貴重なるものが立法化されたのであつて、更に廣義の社會立法に至つては、其數決して少ないとは云へないのである。パーバラ・N・アームストロングは一九二〇年以來世界六二ヶ國に於て總數二三六の社會保險的立法を見たと言つてゐるが、之等の内譯を示せば、

労働者補償法	一一九
保 健 法	二六
養老保險及年金法	四九
寡婦及孤兒保護法	一一三
失業 保險 法	一九

である。又北米合衆國に於ては昨年（一九三五年）中央政府第七十四議會に於て「社會安定法案」Social Security Bill なるものが通過した。此法案たるや極めて龐大なるもので、一九三五—一九三六年の間に中央政府より各州へ補助支出することになった割當金總額は實に左の如き巨額に達した。

養 老 救 護	四九、七五〇、〇〇〇弗
盲 人 救 護	三、〇〇〇、〇〇〇弗
貧 兒 救 護	二四、七五〇、〇〇〇弗
妊婦小兒衛生補助	三、八〇〇、〇〇〇弗
跛 兒 救 護	二、八五〇、〇〇〇弗
兒 童 福 祉	一、五〇〇、〇〇〇弗
公 共 衛 生	八、〇〇〇、〇〇〇弗
計	九三、六五〇、〇〇〇弗

而して之等の法律の實施のため從來存在した兒童局衛生課の他に新たに社會安定局なるものを設置したのである。

斯くして現代は原始的慈善事業の時代から救護事業及び救貧法の時代を通過して、社會保險的社會立法の時代に迄進展して來て居るのである。彼の私設慈善事業萬能を標榜して來た米國フーヴァー大統領は、其在任中の恐慌を私設の慈善事業のみに依つて克服し得と揚言したのであるが、其後間もなく、米國は前述の如く眞剣なる社會立法をなしたのである。又ソヴェット・ロシア及びドイツに於ける社會立法の數の多きこと、又其内容の豊富なることなどは驚くべきものであるが、之等は即ち明日の日本が此點に於て如何にあるべきかと云ふ事を示唆するものと云へるので、我々は今期議會の貧弱なる收穫に依つて失望する必要はないのである。即ち今我國にも社會立法の時代が華々しく到來した事は争はれない事實である。

(二) 行詰りか社會事業

近來社會事業家達から社會事業行詰りの聲を聞くのである。之等の社會事業家は必ずしも無爲無策の人々ではない。若し無爲無策の人であれば何等其處に自己反省がなく、従つて何等の行詰りを感じる事もなく、唯、自己に課せられたる仕事をコツ／＼となし居るのみである。故に行詰りを救く人々は、實は社會事業界に於ても有爲なる指導的地位にある人々である。又今日社會事業家程、協議會とか研究會とかを多く持つ人は無いのではないかと思はれる位であつて、従つて社會事業家は常に他の人々のなし居る事を參考として、又出來る丈の事は自己の事業にも應用しようと考へて居るのであるから、彼等社會事業家の内少なく共指導的地位にある人々は、其精神的視野も可成りに廣く、従つて相當の見識を有するものと云はざるを得ないのである。斯くの如きが指導的社會事業家の地位であるにも拘らず、

猶且つ彼等が行詰りを感じるとすれば、よく／＼の事ではなければならぬ。我々は彼等が唯一概に社會認識が足りないとか、己が事業に對して熱意が不足してゐるとか、通り一遍の批判を下す事は出來ないのである。況して近來は幾多の篤志家より年々多額の助成金が社會事業施設に交付せられて、彼等は非常に潤はされて居るのである。更に又昭和七年以來救護法が實施されて、幾多の救貧的、防貧的社會事業施設は財政的に大いに恵まれて、近來目醒ましい躍進振りを見せてゐるものもあるのである。斯くの如く社會事業家自身の立場から考へても、又彼等を圍繞せる幾多の事情から考へても、社會事業は洋々たる未來をこそ有するやうに見ゆるのに、斯くの如く行き詰りの聲を社會事業に眞面目に従事せる指導的人士から聞くのは果して如何なる原因に依るのであらうか。

(三) 轉換期にある現代

我々が社會事業の行詰りに就て考察する前に先づ考へねばならない事がある。それは行詰りは獨り社會事業のみが打突かつてゐる問題であるかと云ふ事である。私を以て云はしむれば、現代は萬事が行詰れる時代であつて、社會事業の行詰れるのも、實は此の一般の社會的行詰りの事象の一反映とも云ふべきで、社會事業が斯く時代の反影であると云ふ意味に於て、之は寧ろ喜ぶべき現象ではないかと思ふ程である。

試みに現代の我國の經濟的狀態を見るに、我國生産品の海外への活潑なる進出があるが、之が果して一般國民生活の安定と云ふ點から云ふて、如何なる程度に役立つて居るか云ふと、極めて疑ひなき能はざる處である。況して諸外國の民衆の生活安定と云ふ國際的立場より考ふる時は、全くのデッドロックに打ち當たりつゝあるのではないかと思はるゝ位である。政治的方面を考へても資本主義機構内に於て各階級の人々が矢鱈にもがいてゐるのみで、之亦全

く行詰りを來たしてゐるのである。更に既成宗教に對する國民の人望は殆んど全く去つてしまつてゐる。既成宗教團は新時代に適合すべき理想を示し得ず、唯、時勢の變遷に茫然自失せるが如き有様である。茲に於て此間隙に乗じて幾多の類似宗教が徒らに跳梁跋扈するの實情を我々は見せつけられてゐるのである。更に道德の領域に於ても從來のものゝ權威は全く認められなくなり、他方新しい道德が未だ樹立されても居らず、全く混沌として、之亦行詰りの状態を呈して居る譯である。殊に性道德に關しては既に彼のリンゼー判事が云ふごとく、「近代青春の反逆」(The Revolt of The Modern Youth)が現はれ、舊來の家族制度の大支柱とも云ふべき男女貞操の觀念や、一夫一婦制度迄もが根本的に震撼せしめられ、既に友愛結婚や試験結婚などが提唱されては居るが、未だ唯、一、二の示唆たるに止まり、到底指導原理を示す迄には到つて居ない。斯くして性道德も行詰りを來たして居ると云へるのである。

斯くの如くして現代は實に萬事行詰りの時代であつて、決して社會事業のみが獨り行詰つて居るのではない。然し乍ら他の言を以て云へば、行詰りは實に現代の過渡的様相の一断面をこそ物語るものであつて、社會事業の行詰りに就ても我々が此意味に於ける時代的觀點から考へる時に全く新しい意義を生じ來たるものであり、従つて我々は唯單に悲觀したり歎聲を發したりするには及ばざるのみか、却つて大いに慶すべき事とも思ふ譯である。(註・日支事變勃發に依つて事態は大いに變化したが、此項に論じたる事を如何程訂正すべきであらうか。)

(四) 社會事業の新生面打開

斯くの如く時代的に社會事業の行詰りに就て考へる時に、我々は徒らに悲觀するの要を認めない者であるが、又同時に徒らに樂觀に走る必要もないのである。行詰り自體は無論善いものであり得る筈がないのである。唯我々が前

途に於ける打開と云ふ立場から考へる時にのみ有望な現象となつて來るのである。故に我々は社會事業の前途に就て、大いに深謀遠慮を廻らすの必要に迫られて來るのは云ふ迄もない事である。即ち行詰りの後に來るものに就て、今日より深く洞察し、出來るだけ打開と新しい發展の準備工作をなし置く事が重要事となつて來るのである。

社會事業行詰りの解剖をする。何が社會事業の行詰りの根幹的原因となつてゐるか。私は先づ社會事業に於ける素人主義——アマチュアリズムと云ふ事を擧げ得ると思ふ。他にも色々原因があるであらうが廣い意味で専門的に發達してゐないと云ふ事が大きな原因をなして居るのではあるまいか。今日迄の社會事業家は決して社會事業家としての専門的訓練を受けた人ではなかつた。専門的訓練を受けようと思つても其機關なく、受け得られなかつたのである。社會事業は官吏や教育家の隱居仕事なるかの如く考へられ、又彼等の下には、社會事業に對する認識も技術も興味も使命感もなき人々が働いて居たのである。外國に於ては大學や専門學校等の學生がボランティアとして、盛んに社會事業に奉仕して來たのであるが、彼等の素人的奉仕が又社會事業の行詰りの大なる原因となつてゐる事も争はれない處である。我國に於ては凡てボランティアの奉仕家を得る事甚だ困難であつて、今日迄彼等の養成確保に成功した社會事業施設は殆んど無いと云つてよからう。然し例へ之に成功したとしても、却つて其ために行詰りを、より深刻に感ぜしめた事であらう。今日の社會は一介の素人が取扱ふには餘りに複雑なる問題を、個人的に又社會的に生ぜしめて居る。之等の問題を取扱ふには又特殊の智識や技術を要するのである。明日の社會事業は何處迄も技術的でなければならぬと云ふ一事は明かな事であらう。

(五) 社會立法と社會事業

次に近來我國には救護法や兒童虐待防止法や母子扶助法等の社會立法がなされ、大衆的に社會的困難に陥れる者の救済に當らうとしてゐる。斯く大衆的救済を目的とする社會立法がなされる、と云ふ事は、社會事業の技術化と云ふやうな事とは凡そ對蹠的な傾向のやうに見ゆる。即ち社會問題が深刻化して來て救済を要するものが大衆的に生ずるので、小規模の社會事業では最早や追付かなくなつたのに對し、一律に救済をしようとする社會立法の發達進歩は寧ろアマチュア的に、簡単に、機械的に、事務的に、多數の者を救済する事を意味するかの如くに見ゆる。斯くて私が科學的とか技術的とか稱して、其發達を希求してゐるやうな社會事業は、恰も却つて不必要になつて行きつゝあるかのやうに見受けられる。

然し乍ら我々は此事態には更にもう一つの重要な一面がある事を見逃してはならない。前述したやうに米國に於ては龐大なる社會安定法を發布したのであるが、其實施に當つては、永く公私の社會事業の遂行の技術的根幹をなしてゐたケース・ワークが活躍し得るやうに仕組まれて居るのである。

又ソヴィエト・ロシアを除いて最も社會法の發達してゐる獨逸に於ても、社會保險と扶助金制とが大衆的救済のために立法化されてゐるが、之等と相俟つて所謂アシスタンス法と稱せらるる救護法が種々なる形を取つて實施せられ、意識的に無意識的に、ケース・ワークを應用してゐるがごとき事實を見る時、社會法の發達進歩と技術的社會事業とが如何に相離る可らざる關係に於て、既に行はれて居り、將來も如何に相互依存的に發達するであらうかと云ふ事を知り、又想像する事が出来るのである。今我々は左に獨逸に於ける之等社會法が如何に技術的社會事業特にケース・ワークを根柢として實施されて居るかと思ふ事を観察したいと思ふのである。

(六) 獨逸に於ける社會立法とケース・ワークとの協同の例

獨逸に於て近年公共的福祉制度として發達して來た經濟的救済法に、社會保險(Social Insurance)、恩給(Pensions)及救護(Assistance)の三種がある。社會保險は失業とか養老とか其他各種の範疇的事態に對する救済を意味し、年金は兵役其他の公役に對する報酬を意味するものなるは勿論の事であるが、之等に對し救護は個々の被救済者を圍繞せる夫の事情に即して、最も効果的と思惟する、方法に依つて彼等を救済せんとするものである。之即ちケース・ワーク其物に他ならないのである。此のアシスタンスの原則に基いて實施されて居る法律の數は決して少なくはないのであるが、其の内主なるものを簡単に述べて見よう。先づ一八八一年の居宅救護資格法(Relief Domiciliary Qualifications Act)は、如何なる者であれ獨逸市民たる以上は、必要あらば自己の居宅に於て、生存に必要な救助を受け得る事を保證せるものであつた。而して之が實施に當つて、彼のエルバフェルト制度が代表的活躍をなした事は周知の事である。然し此法律は其適用の範圍狭く、經濟的救恤に止まつたので、其後屢次各種の社會保險法が制定されて、之を補ひ又保健的及び兒童福祉的社會事業が幾多創始せられて、愈々此法律の缺陷を充たしたのである。

降つて歐洲大戰勃發するや、出征軍人の家族を救護するの必要を生じたのであるが、此種の救護事業は既に一八八八年に發布されたる救護法に依つては到底不十分なる程大いなる必要が起り、茲に先づ民間より驟起して起つたのが「全國婦人奉仕團」(National Women's Service)であつた。而して此奉仕團は専らケース・ワーク的に出征軍人家族の救護に従事したのである。更に此大戰時に於て、國家の高度の産業動員が行はれ、愈々救護を要するもの、數は著しく増大し、従來の救護法にては不備なる事甚だしく、民間社會事業施設のケース・ワークの活躍は頗る目醒

ましきものあり、傷病兵と云はず、寡婦や孤兒等に到る迄、此種民間社會事業の力に依つて大いに救済されたのである。他方法的にも種々なるものが企てられたが、其内特に有名なのは彼の「重傷廢兵救護法 (Severely Wounded Ex-Combatants Act) であつて、此法律に依り企業家に、大小を問はず、各々其分に應じて若干名宛の重傷廢兵を雇傭せしむる事となつたのである。

又廢兵たるを論ぜず、傷病軍人回復後に於ては各施設を通じて職業の紹介に努め、戦没軍人遺族の場合に於ては、子女の職業指導及び一般教育の機会を保證し、特に孤兒の場合には必ず何等かの職業教育を授け、少なく共、亡父在世中と同程度の生活をなし得るやうに救護の徹底を期したのである。更に此種ケース・ワークは立法化され、傷病兵及び戦没者遺族の爲廣汎なる家族福祉事業をなす事となつたのであるが、今其法文の重要點を記すれば左の如くである。「社會福祉事業施設は戦傷病者及び其他戦争の結果生じたる要救護者 (War Dependents) のために、施設自らの行爲及び指導に依りて彼等の救済をなし、以て公務上蒙りたる傷害又は生活支持者の死亡に依る經濟的惡結果の除去をなすか、又は少なく共彼等自らが更生獨立するやう指導をなすを其職責となすべきものである。即ち戦傷病者の場合に於ては、彼等をして再び職業に就き、健全なる經濟生活に入り得るやうになさしめ、戦没者遺族の場合には寡婦が自ら其一家を支へ又其子女が各々の教育を全うし、又孤兒の場合に於ては各々の才能に應じて其の處を得るやうになしやるを以つて第一義的目的となすべきである。而して全獨逸國民の生活標準の一般的低下を防ぐため、出來る丈戦傷病者及び戦没者遺族が出征以前に其環境、教育、才能に依つて獲得すべかりしと同様の地位を得るやうになすべきものである。」

右と同じ精神に依つて一九一八年十二月には「職業獲得に依る失業問題の除去」運動の恩恵に浴する事能はざりし者のために、新たなる救護法實施され又、強制母乳育児のため給與金法制定せられ、更に一九二〇年には養老其他の年金受領者がマルク價暴落のため蒙れる困窮の解消を目指して、特別基金が設定され、之は一九二二年に法律化されたのであるが、此法律に依りては年金受領者以外の者もマルク價低下に依りて困窮せるものは、等しく救済する事を許したものである。更に、一九二四年四月に制定された獨逸聯邦福祉法令及び聯邦兒童福祉法は、共に其根本原則をケース・ワークに置いた。又現行の獨逸共和国少年福祉法の第一條には

「如何なる獨逸國の兒童と雖も健全なる肉體的、精神的及社會的訓練を受くるの權利を有す」

と規定されて居るのであつて、若し之が脅かされるやうな場合には、國家が干與して其目的の遂行を期する譯である。更に進んでドイツに於けるケース・ワークは唯だ貧困者にのみ適用さるゝと云ふ域を脱したのであるが、一九二四年の新法律に於ては、

A 兒童の救護は彼の家族の經濟狀態の如何に係らず之をなすこと

B 保險金又は公金受領者以外の者も等しく救護法に均霑す

となつてゐる。又 Reichsgrundsätze なる特別法があるが、之は要するに救護の個人的適用の徹底化を義務化したものたるのみならず、又其方法や長期に亙るケース・ワークの場合等の事をも制定したものである。即ち此法律に依つてケース・ワーク遂行に必要なる技術の應用が百パーセント迄許容されたのみか、夫れを應用すべき事を命令したるものと云ふ可きである。斯くして獨逸に於ては、あらゆる社會法の遂行をケース・ワーク的に徹底的になさんとしてゐる事を充分我々は識る事が出来るのである。(Methods of Social Case Work in Germany; Report of First International Conference of Social Work, 1929, Volume II 46)

(七) 結 語

凡そ如何なる社會的困窮に陥れる者でも之を救済するに大體二種の方法が考へられる。其一つは社會法の如く多數の者の共同的に陥れる同様の問題を抽出して、之を同様に救済せんとするものである。即ちAと云ふ問題に陥れる多數の者に對して一樣にA₁と云ふ救済法を講ずる大衆的救済法が之である。然し之等多數の人々は等しくAなる問題に遭遇して居つても、之等の人々の背景は必ずしも同一であるとは云へない。即ち或者はA+B, C, D 或者はA+E, F, G 更に或者はA+H, I, Jと云ふ風に異つた背景に於いてAなる問題に陥つて居るのであると云ふ場合には、彼等の救済は自ら異なつて來なければならぬ。即ち彼等の救済法はA₁+B₁+C₁+D₁, A₂+E₂+F₂+G₂ 又はA₁+H₁+I₁+J₁と云ふやうに異ならねばならない。又同一の個人の場合に於ても、此等の背景の内の一要素でもが變更した場合は、救済法も亦之れに伴ふて變更されるべきであらう。而して斯く個人を多くの要素 相關々係に於て、又時間的に種々なる事柄の蓄積して居ると云ふ立場から觀て、彼の救済をなすのがケース・ワークなのである。故に社會法が其使命を完全に遂行せんとすれば、如何してもケース・ワークの協同を要する。ケース・ワークなき社會立法は原始的慈善事業と大して異なるものではない。何となれば夫れは人格の多面性、複雑性を忘れたるものであつて、決して完全なる使命を果し得ないものである。私は斯かる立場から考へても、ケース・ワークこそ社會事業の技術化を通じて社會事業の行詰りを打開して、益々之を進歩發展せしむるものであると信ずるものである。

二 ケース・ワークとしての虐待兒童の保護

(一) 序 言

朝鮮には總督府直轄の感化院に關する施行條令が行はれてゐるのみで、兒童虐待防止法は無論、救護法も未だ實施されてゐない。私は今夏(昭和十年)休暇を利用して朝鮮に來たり、元山に滯在中、機會を得て同地對岸十三湮の永興に總督府立永興學校なる少年感化院を參觀した。左に「松田學園」なる同校々報中より一在校生の作文を轉載する。

サーカス團

第二學年

x x x x

私が九つの時に父母が私にお前はもう學校にも行かれないから、こんどよい所にやるから行くかといひましたので私はそんなによい所なら行きませうといひました。
父母はそれでは行きなさいとおつしやつてつぎの日朝早く着物をよういして其家に行つて見ますと小さい人がたくさん居ました。

私はお父さんにこゝはどこですかとききましたら、この家はサーカス團とおつしやいました。それで私は此家がいよいよといひました。それから間もなく汽車にのつて大田に行きました。そこで少しばかり、げいのけいこをして居ましたが其の中に一月二月たつてけいこをする時にやらなければ細い長いむちでなぐるので私はこんなひどい所なら來なかつたがと思つた事もありました。又こないやな所に居らないで、逃げようとした事もありました。まゝがまんしてこゝに居つてしんぼうした方がよいと思つたこともあります。

それから間もなく内地に行つて十個所位まわつて、こんどは支那の方に行つて二年間まわりまわつて居ました。其うちに、げいにもなれて来て二つ三つぶたいに出て、げいをするやうになりましたが、その時は大へんはづかしかつた時もあります。

こんどは仁川に船でわたつてから全州に行つて、そこでも、げいをしてから朝鮮ぜんたいまわつて居るうちに、とてもむづかしいげいをする事になりました。この時は大へん困つた事もありました。

けれどもしつかりげいを習つてゐますが、とてもひどいので私は一へんにげて私の知つてゐる家にとまつて居ましたが、いつまでもゐるのは、わるいと思つて京城の自分の家に歸つて見ますと、お父さんは酒によつて居つたので、私をなぐりましたが次の朝になると、お父さんはお前はもう一度サーカス團に行つてくれとおつしやいましたので私はお父さんと一しよにサーカス團に行きました。それから満洲に行つてから、そこでは、てつぼうのけいこをならひ始めてから手の皮がむけて血がだん／＼出て来るので私はたまらなくなつて又にげた事を今だにわすれませんでした。

此文章には或ひは本人又は他者の手ごころが如何なる點迄加へられてあるか予は詳らかにしない。然し乍ら此の代表的虐待少年の告白を讀みて誰か彼等の悲境に同情の涙を禁じ得るであらうか。予も之がケース・ウ・イクに於ける「本人の陳述」欄の好適例なる事など忘れ、巻をおほふて長嘆息を洩らしたのである。

(二) 兒童虐待防止法の人道主義的動機

近刊の某誌上「……を語る夕」なる座談會記事中、京都の舞妓に關して

「……、この間行きましに處、舞妓が八十人位は居るだらうと思つたのが、三十五人位しか居りません——大抵幼年保護法に引懸つちやつてね。」

「幾つ位までですか。」

「十三位まで。ですから一番見習ひの教育訓練を受けるに良い時分が駄目になつちやつた。……」

といふ面白い會話を見た。予はユーモアを解するには人後に落ちざる自信を有する。然し乍ら、之等懷古主義的センチメンタリストの文士達が述べる愚痴の繰言は、曾つて英國に於て、富豪達がいたいけな少年に、煤煙で殆んどつまつてゐる煙突の中を、身を以つてブラッシュとなつて下から上迄掃除をさせ、何等憐憫の情を起さず、子供にあらざれば掃除の出来る煙突を珍重し、自分には何等の痛痒も感ぜざる如き僅かなる改造費の支出を拒んでゐた時、煙突掃除器が發明され、かのベネット保護法が提案されて煙突の掃除に小兒を使用する事が出来なくなつた時、彼等の發した泣言と、全然同一視さるべきものである。兒童虐待防止法は家庭に於ける虐待は別として、主として輕業とか曲馬と云ふが如き危険なる業務、或ひは不具の兒童を見世物に出すと云ふが如きこと、其他街上に於て物を賣るとか、藝をなさしめ物乞をなすとか、其他所謂「門つけ」等の如き風俗上又兒童の心身に非常なる悪影響を誘發する虞れある行爲をなしたる場合に、發動さるゝ法律であつて、極めて表面的であり、人々の同情に訴へ易き事實、或ひは國家社會の體面上打捨て置き難き事柄の防退禁止を目的として發案せられ、實施せられたるものと云ひ得る。即ち一言にして之を謂はゞ、十九世紀以來の人道主義の發露に他ならないのである。此の動機は此の法律が提出されたる第六十四議會に於て、山本内相が「是等の事實は何れも兒童の健康を損ひ性能の發達を沮むは勿論國家の將來に償ひ難き損失を與へるものである」と訴へし事に觀ても明かである。

(三) 兒童虐待防止法實施の徹底化

現行法の適用を受く可き虐待兒童の境遇は悲惨である。座談會にて誰が何云はうと斯くの如き兒童は我國より其影を掃されねばならない。然し乍ら彼等の數たるや極めて僅少である。或者は稱して一萬二千人と云ふ。未だ全般的に保護の途を有せざる癩患者の五萬人も存するに比して考ふる時に、一層兒童に對する國家的乃至人道的立場を理解することが出来るであらう。然し乍ら兒童虐待防止法の動機が封建制度の遺物としての兒童に對する感傷主義からであらうと、或は彼等の數が如何に小なりとも、吾々は此法の價值を疑ふ者では決してない。何となれば此等少數の兒童に對する法律の忠實なる運用は、必ずや大いなる波紋を描いて、或は徒弟及び小商店員、或は幼年労働者のために、現行法よりも更に更に廣範圍に互つて、此種の社會立法をなすの誘因となるべきは明かであるからである。故に兒童虐待防止法の運用は我國將來に於ける社會立法の先驅的事實として、輝かしき存在價值を有すると云はねばならぬ。此意味に於て、昨年（昭和九年六月）開催されたる第三回全國兒童保護事業大會中、特別委員會が決議したる内の第二項「兒童虐待防止法普及徹底に關する件」に關して

「……違犯者の事實を各府縣に周知せしむるは之等事實の反覆を防止するの一方法と思惟せらるゝを以て此點に關し中央に於て考究せられ度き事」

とあるは、決議者の眞意の奈邊にあるかを問はずとも、猶極めて有意義の事と云はねばならない。予は前に此法の適用を受くべき兒童の少數なるを指摘した。然し乍ら若し吾々が、此少數なりといふ事實を以て、此の好ましき社會法の徹底的運用をなすための好機會なりとするの觀察をすれば、本法の意義は最も深きものであると云ひ得るのであ

る。さらば吾々は如何に本法を徹底的に運用すべきであらうか。

(四) ケース・ワークとしての虐待兒童の保護

虐待防止法の徹底的運用の必要なること前述の如しとすれば、果して吾々は如何なる意味に於ての徹底的運用をなすべきであらうか。吾々は既に虐待兒童發生の原因に就て、現狀に就て又保護の結果に就て、相當精密にして正確なる統計を有する。統計學の社會事業への應用は開始せられて既に久しい。又犯罪少年の場合等に於て、第一回の不良行爲をなしてより後、彼等の進む過程の研究も相當に科學的になされつゝある如くである。更に又所謂社會踏査の技術も進歩して、種々なる社會問題の實相を示したるものも尠なくない。之等は既に各種社會事業に用ひられて、特に之等の運営に役立つてゐる。然し乍ら吾々が虐待兒童の保護の場合に特に意を用ふべきは、彼等兒童自身の永年の虐待より蒙りし肉體的、精神的不調整の再調節と、之等の同一兒童に於ける又は他の兒童に於ける虐待の反覆の防遏でなければならぬのであるが、之等の最重要責務の遂行には、唯單なる統計や現在の事實の踏査などのみにては充分ではないのである。無論之等の有用なることを吾々は否むものではない。予は昨年の兒童保護事業大會が前述の如き決議をなし乍ら、其分科研究會に於て虐待兒童の保護の問題に就て何等研究する處なかりしを遺憾に惟ふものである。然し乍ら予が茲に最も高調し力説せんと欲することは、既に保護を加へられつゝある者は勿論、未だ其恩恵に浴せざるものをも合せて即ち全國一萬二千の全虐待兒童に對してケース・ワークを應用して、其保護を全うするのみならず、少年審判所等に於てなす可くして未だなし得ざる犯罪少年の保護、或は一般家族問題、夫婦問題等の解決等に於ても未だ全く行はれざる處を率先して行ひ、以て之等他のフィールドに或は刺戟となり、他山の石とならんことを希ふてやまぬものである。

開城の少年刑務所が昭和七年度に於て釋放せる少年三百名の内、改悛して圓滿に父母の手許に引渡したるものは僅か十三名(四%強)に過ぎず、反之全く改悛の狀認められず、再び惡の生活に復歸したる者の數は百五十名(五〇%)に達するといふ。今や吾々は如何なる者の救済又は保護をなさんとする社會事業にても、何とか茲に局面の打開をなすにあらざれば、之等の事業の存在の意義は近く喪失するに至るのではないかと憂ふるものである。故に若し虐待兒童の保護事業が此重大事實に覺醒し、社會事業界に於る一新生面を打開くにあらざれば、本法の價値は全く没却せらるゝのみならず、徒弟及び小商店員保護法、幼年労働法の充實等に對する先驅的法律としての使命も果し得ざる事となるであらう。而して予は此局面打開をなすものゝ最有力なるものゝ一つはケース・ワークの應用にありと確く信するものである。

(五) ケース・ワークとは何か

ケース・ワークの定義や本質に就て今更詳論する必要もないであらう。然し乍ら讀者の便宜上予は茲に其定義の二三を擧げてケース・ワークの性質を大體明瞭にして論を進め度いと思ふ。先づデヴィン(Edward T. Devine)は其著「社會事業」中に「社會ケース・ワークは一般的教導、忠言、財政的援助、激勵又は訓練を要する個人を救済する事を其職責となす。即ち此等の個人が經濟的、社會的境遇に在りて彼等は如何なる困難に遭遇し居るか、又彼等の肉體或は精神的狀態及び才能、品性、資材、環境等は如何なるものなるかを研究し、此等の中誤れるを正し、又彼等の正常なる成長發達に缺く可らざる要素を提供せんとする企てを謂ふ」と定義して居る。即ちケース・ワークに於ては、困難に遭遇せる個人を救済するに當つて彼等自身及び彼等の屬する社會的、物質的環境を研究して以て彼等

の困難と此等ものとの因果關係を明かにし、必然的に救済法を見出さんとするものであるが故に、社會學を始め他の社會科學其他の諸科學の認識及び應用を其内容とするものなる事は明かである。次にワツソン(Frank D. Watson)の定義を見るに「社會ケース・ワークは異なる個人のために異なる事柄をなすに要する技巧(Art)である。而して此等をなすには此等個人人の福祉と社會のそれとが一致するやうに、人力の及ぶ限りを盡すものである」となつて居る。之は個人及び彼等の遭遇せる困難の社會的性質に關して大いに暗示せんと努めて居るものであつて、簡單なるも、猶素朴なる慈善と科學的社會事業乃至ケース・ワークとの區別を明かにせるものと云ひ得らる。更にケース・ワーク大成の「母」なるリッチモンド(Mary E. Richmond)はケース・ワークを過程(Process)として定義して「社會ケース・ワークとは人々を各個別々に社會的環境に適應せしめんと意識的努力に依りて、彼等の人格の更生發展をなさしむるために用ひらるゝ種々なる方法及び過程を謂ふ」と稱して居る。此場合の社會的環境とは唯他の人々と云ふが如き狹義のものではなく、廣く人間の生活に影響を齎す可き物質的のものを含むと解さるべきものである。リッチモンドの主張せんとする點は、ケース・ワーク過程に於て最も重要なる事は、社會的事實(Social Evidence)の蒐集及び解釋といふ事である。而して出來得る限り客觀的態度を以て之等の事實に對處する事である。此點に於ては彼女の後繼者の或者等が全然精神分析學と迄は行かずとも、甚だしく心理學的傾向を有するのとは全く對蹠的な地位にあると云はねばならない。更に彼女は社會的事實の細別に非常なる努力を拂つて居る。彼女は曰く「診斷(Diagnosis)は單に分類かも知れない。故に唯此の「診斷」一語のみにては餘りに範疇的であつて社會的だとは云へない。即ち我々は社會的困難又は此等に遭遇せる個人に唯レッテルを貼りつけるのみにては、何等眞の價値はないのである。彼等の問題は全く個々別に取扱はれねばならない」と。ケース・ワークの内幾何が細別であり、幾何

が概括であり得るかは猶研究すべき課題である。事實に於て既に餘りに細別化するの危険なるを指摘せる者もあり、又種々なる「困難」の理解のために科學的に設定されたる「規準」を認めやうとする傾向が漸次現はれ居ることも事實である。

(六) ケース・ワークを如何に應用すべきか

以上吾々は三つの定義に依つてケース・ワークの何たるかを稍明かにするを得たと思ふ。然し乍ら今少しく具體的に其内容に就て理解せんがためにハルバートの示す處を記する。彼は一般的ケース・ワークの内容を左の如く分類してゐる。(L. A. Halbert: What is Professional Social Work?)

一般的社會ケース・ワークの内容

- 1 家族又は個人の過去経歴及び現在の状態の調査
- 2 社會診断と社會治療——事實 解釋と此等に對する方策の考案
- 3 個人を教導して治療のプログラムに於ける彼自身の果すべき役割を果たさしむること
- 4 他の人々より必要なる協力を得ること
- 5 治療遂行の監督指導
- 6 諸治療方策の統一
- 7 當該個人の有する方策と彼の家族員又は團體員の有するそれ等との統一
- 8 事件記録 (Case Records) の集輯

而して之等をなすに當つて終始一貫吾々の持すべき態度は、被救済者の「自己支持」(Self Support)なるものを中心と心掛くべき事である。此點よりケース・ワークの内容を分析すれば、

一、被救済者自身が彼自身の救済のために必要な事實及び自己の可能性等を明確に認識せしむるやう彼を指導し助くる事

二、被救済者を社會生活へ再調整させるために有用なる社會的諸資源——教育的、宗教的、産業的、醫學的等を活用なさしむる事

三、前記の諸資源中活用可能なるものを以て、被救済者自身が社會生活のプログラムを立て又實行し得る能力を發達せしむるために彼を指導する事等が

ケース・ワークの重要職務であるが、常に被救済者自身の能力の許す限り、彼自身に依りて凡ての事をなさしめ、ケース・ワーク遂行中彼の奪はれたる又は未發達の「自己支持力」を或ひは奪還し、或ひは再建發達せしむ可きである。ケース・ワークを虐待兒童の保護に應用する個々の過程及び方法を茲に詳述する餘裕を有しないが、要するに恰も醫師が患者及び患者の屬する社會的集團の人々の協力を得て全き治療をなすが如くに、ケース・ワークは社會病理學の示す處に従ひ、社會診断 (Social Diagnosis) 及び社會治療 (Social Treatment) をなすものなりと云ひ得るであらう。故にケース・ワークは唯社會事業の一般を知ると云ふ如き事文にては、彼は未だ其資格を有する者とは云へない。少なく共生理學及び醫學、心理學及び精神衛生學、經濟學、社會學、宗教及び道德等の諸方面より被救済者を診察し、又治療をなすために必要な文の智識と技術とを自身有するか、或ひは容易に獲得し得る如き地位にあるものでなければならぬ。而して之等をなすには詳細なる記録 (Social Case History) の取り方及び治療の項目及び方

法等に就いて既に相當纏まつたものがあるから、此等を参考とし又は使用すべきである。更に社會事業の各分野に於いて應用すべき獨特のケース・ウォークなるものは存在しないものである。前掲の諸事項、例へばケース・ヒストリーも數十の項目に細別さるのであるが、一項目といへども如何なる分野に於ても不必要といふが如きものはないのである。無論或る項目は或る分野に於て特に重要な意義を有し或る他のものは、さまで重要でないといふが如き事はあり得るであらう。しかも現在さまで重要ならずと思はるゝものが、何時重要性を帯び来るやは、活きたる人間が動く環境に生き居る以上全く豫測し得ざるものである。然し乍ら社會事業の各分野にケース・ウォークを應用するに當つて、特に必須なる事項のあるべき事は推察するに難くないのである。左に兒童福祉事業の部に特有の必須事項を摘記しよう。

兒童福祉事業に於けるケース・ウォーク必須事項

- 1 家族結合に必要な最少限度の諸要素に關する知識
- 2 兒童の收容及び收容兒童の權利に關する法律及び法律上の手續に關する知識
- 3 兒童のケース・ツリートメントに於ける「強制」の巧妙なる利用法
- 4 教育的訓練及び實地經驗に依り左の事項を把握し居ること
 - a 兒童自身の家庭に比して收容所又は兒童委託先の有する特徴及び缺點の理解
 - b ケース・ウォーカーのたてたる計劃及び其遂行の結果を委託先の人々が如何やうに理解し居るかを知る能力
- 5 兒童に對し適當なる委託先とは如何なるものか、其の全貌及び價値を想定し得る能力
- 6 兒童の將來のために其親又は家族との關係を持続又は再建せしめ得る能力

- 7 兒童に對する種々なる刺戟及び彼の此等に對する反應を認識する能力及び之等を巧みに利用する能力及び之等に附加して

- 8 兒童が何等の社會的「烙印」を捺さるゝ事なくして適當の處置を隨時に採り得る能力

(七) 結語——全虐待兒童の保護にケース・ウォークを

以上予は虐待兒童の保護に於けるケース・ウォークの意義と役割を論じて見た。ケース・ウォークたるや實に廣汎なる内容を有するものであり、殊に虐待兒童の保護といふが如き特殊の分野に於ては、突込んで研究すべき具體的事柄の多々あるを予は知つてゐる。然し乍ら本論の目的はケース・ウォーク自體の研究よりも、虐待防止法の普及と其運用の徹底とを期して考究するにあると予は信じ、専ら本法運用に當る人々及び此方面に興味を有する人士の参考ともならんかと考へ、旅行中資料乏しく極めて粗雑なるを顧みずして之を論述したのである。全國僅々一萬二千人の虐待兒童に對して、徹底的ケース・ウォークに依る保護をなし、其結果を一萬二千のケース・レコードとして獲得することは、吾に之等一萬二千人の虐待兒童のために幸福事たるのみならず、此一事業の完成に依りて獲たる吾等の新しき「武器」に依りて、全國に幾十萬と存在し、然かも本法の恩恵に浴し得ざる他の「虐待兒童」にも大いなる幸福を約束し、更に我國の社會事業が原始的慈善事業の域を遙かに脱して、超時代的存在價値を有する全く科學的のものとなるの日を近き將來に來らしむる事を意味するであらう。

三 母子保護法とケース・ワーク

(一) 他の文明諸國には立ちおくれ

母子保護法が愈々昭和十三年一月から實施さるゝ事になつた。眞に慶ぶ可き事である。十八・九世紀から婦人の解放は叫ばれ、特に近來は母としての婦人に就て、色々と論議されてゐるし、又二十世紀は兒童の世紀であると迄云はれてゐるのに、今日漸く、母子保護法の如き重大なる社會立法の實施を見んとしてゐるのは、寧ろ餘りに其遅いのを憾む位である。一九〇二年、米國に於て、シーオドア・ルーズベルト大統領の在任期中、白亜館に於て開催された、兒童福祉事業に關する會議は、兒童は出來る限り、親の膝下にて養育さるべき者である。唯單に經濟的理由のみで此原則を破るべきでない」と云ふ決議が採擇され、聲明された。そして其後此原則は母子扶助に適用されて、一層具體化され「良き母が其子女に對してなし得るやうに、他の如何なる者も、又如何なる施設も、なし得るものではない」と云ふ思想となり、之が漸次法制化されて、近代社會立法中の第一の大立物なる、母子保護法となつたのである。即ち今日世界の文明國と云はれる程の國では、殆ど皆、何等かの形に於て、母子扶助の法律を有し、然らざるものは、他の方法で社會的に其方法を講じてゐるのである。米國に於ては、一九一一年にイリノイ及びミズリーの兩州が先づ母子扶助法を制定し、其後二ヶ年後に二十州、十ヶ年後に四十州が同法を有して居り、一九三四年迄には、デューチア及び南カロライナ州を除いて、全部の州が、之を制定し、更に華府、アラスカ、ハワイ、ポート・リコ等の屬領にも各々異なつた形のものであるが、母子扶助が立法化されてゐたのである。又ドイツは一九一一年に、新西蘭は一九一二

年、丁抹は一九一四年、加奈陀は一九一六年、伊太利は一九一九年、白耳義は一九二四年、英國は一九二五年、佛國は一九三〇年に夫々本法を施行したのである。斯くて漸く一九三八年より實施せんとする我國は、餘り威張れる譯ではないのであるが、我々は猶其の途に制定實施さるゝに至れる事を大いに慶ぶものである。

(二) 母子保護法の目的

母子保護法は、足手まとひとなる子供を抱へて、寄るべもない母親に差伸べられるゝ温かい救ひの手である。本法制定の理由に、

「國家の將來を擔ふ者は兒童であり、兒童の健全なる發育は一に其の母の力に俟たねばならない。故に母たる者の子女教養の任務は、誠に崇高にして、重大なものと言はねばならない。而して母をして此任務を完ふせしむるものは、家計を維持し、妻子扶助の地位にある夫の責任であることは言ふ迄もないが、夫を失ひたる場合又は夫が傷病等の爲、勞働不能に陥つたやうな場合には、母は子女教養の任務に加へて、更に家計維持の任務を負はねばならず此兩任務を兩つながら完ふすることは容易の業ではない。我國社會の實情を見る時、斯る不幸な母子の貧窮に憫む者甚だ多く、生活の爲子女を犠牲にし、或ひは子女教養に追はれて、生活不能となり、終に悲惨なる母子心中の如き結果を惹起する事例多き事は、世人の良く識る所である」云々

とあるが、中央社會事業協會の調査に依れば、昭和五年七月から、同七年六月迄の二年間に、四九三件の心中事件があり、此内六三・五％は母親が主體となつてゐる所謂母子心中である。而して此種の心中は逐年増加する一方で、昭和十一年一月から七月迄の七ヶ月間にさへ、既に一二一件の母子心中があつたといふことである。此等の寄邊なき母

親に對し、子供に對し、温かい愛の手は伸びて、彼女等の子女を其膝下から引離す事なしに、養育せしめようといふのが此母子保護法の中心目的なのであるから、我々は其制定實施を大いに慶賀して然るべきである。殊に今迄は、斯かる場合は孤兒院などに子女を收容するなど、母子が社會的名譽を傷けられたり、或ひは子女が教養上種々の危険に曝されたりする虞れの多い場合も少なくなかつたのに、本法に依る時は斯かる事も少なく、救済保護の實を完ふし得る可能性が非常に多くなつた譯であるから、之は全くの良法律と云ふべきである。世界の文明諸國が競ふて之を實施したのも、我國に於て其制定の遅かつたのを憾まれるのも、寧ろ當然の事と云はねばならない。

(三) 母性愛は萬能か

然し乍ら本法にも不滿の點が決してなくはない。少なく共將來、其眞の目的を達成せんためには、大いに反省し、改善進歩せしむべく努力するの必要が多々あると私は思ふのである。今左に之等の中一つ丈に就いて考察を廻らし度いと思ふ。

先づ此母子保護法的前提となつて居る思想「温かい母親の膝下で」と云ふ事に就いて考へて見る。此事の根底には「凡ての母親は母性愛を有す」而して「母性愛は子女教養の唯一の要素である」と云つた建前があるのではあるまいか。若し然りとするならば、我々は餘りに樂觀的に物事を考へては居ないか、反省する必要があるやうに思はれる。私は今、母性愛の存在や、其強い力を否定してしまつて、往年のやうに、數百千の兒童を一と所に集めて、救済せんと試みたやうな、非文明的な慈善事業に還れと云つてゐる者では無論ないのである。併し他方、如何なる母親でも母親でさへあれば完全なる母性愛があつて、彼女等から其子女を引離さずに置きさへすれば、彼等の救済扶助は完ふされ

ると考へて、本法が制定實施されようとしてゐるのであるとすれば、我々は大いに反省する必要があらうと私は考へるのである。

私は完全なる母性愛といふやうなものが、本能的に人間に備はつてゐるものだとも、又後天的にも、容易く斯かるものが母親に與へらるゝものだとも考へる事が出来ないのである。一概に我々は母性愛と云つて居るが、之には種々な別があるのでなからうか。無論子孫の繁殖を希ふところに生れた子であるから、其子供を立派なものに育て上げたいと念じ求むるのは自然の數であらう。然し乍ら、斯くの如き、漫然たる事を云はず、事實に就て深く考察して見ると、實際に於いて、母性愛なるものが完全なものとして人に傳はつてゐるものでも、又與へられるものでもない事が判る。例へば、新婚後未だロマンチックな夢も醒めやらぬ間に生れた子供は兩親特に母にとつて、往々にして色々な意味での「厄介物」である場合がある。ましてや女給などの場合にあり勝ちな、全く「希望されざる」妊娠の結果の出生兒の如きに對して、果して斯くも見事な母性愛が湧然と湧き起るものか如何か、疑問である。又子供は次第に長するに及んで、母の精神的厄介物となる。人の前で母を批評したり、母の傳統や他の重要視せるものを蔑視したり、母の信仰を嘲弄したりするのである。斯かる場合にも隱忍して、母性愛を以て、子供を立派に育て上げた實例がないではないが、あれば新聞種になる程である。如何に稀有の事であるかを物語るものでなくて何であらう。もし母性愛なるものが、嚴として存し、子女の出生以前に又はそれと共に、湧くが如くに生ずるものであるならば、子供は如何なる場合にも斯く厄介視される筈がない。若し斯かる母性愛が凡ての母に備つてゐたら、世に不良兒などといふものは存在しない筈である。更に我々は社會的に考察して見る必要がある。

家族制度が未だ自給自足の經濟單位として存在した時代に於ては、子女の出生は即ち生産力又は勞働力の増加とい

ふ事を意味し、従つて之は一家の繁榮を意味するものとして、大いに慶祝されたのである。然し翻つて産業革命を経たる現代資本主義經濟社會にあつては、無産大衆にとつて、子女は「負荷」である。特に夫婦共稼ぎの家庭に於ては、幼児程足まとひとなる厄介物は又とあるまい。斯かる経験を代々繰返し居るうちに、無産階級の母は、其子女に對して、自給自足經濟社會時代の母とは、餘程異なつた心持を抱くやうになるのではあるまいか。サンガー夫人の手許へは毎日子女の出生に依りて受くる種々なる苦痛と恐怖を訴へた書狀が幾通も届くといふ事であるが、其代表的なものを一つ左に擧げて見よう。

「私は未だ二十三歳なのに、六歳を頭に三人の幼児の母になつてゐます。やがて四人目が生れようとしてゐるので、私は近頃すつかり衰弱して、體重はすつかり減つてしまひました。三年前結核のために、シカゴから、此コロラド州に來たのですが、大根畑に雇はれて、唯食べて、生きて居る丈の生活しか出來ません。處が又此妊娠です。今度生れる子はキツト病弱なのに違ひありません。どうしたら良いでせう。至急御教示下さい。云々。」

斯かる場合、若し假りに母性愛なるものが根底的に何處かにあるとしても、其職能は全く發揮せられないであらうし、あつてもなきが如きものであらう。更に無産階級の母に限らず中産知識階級者の間にあつても、子供が厄介視せられる。米國の某著名大學の卒業生同志結婚する者は、全然子女を有せざるか、子女をもうけても、其數を極めて小に、一人か二人に限るので、彼等の人口は次第に減少すると云はれてゐる。完全なる母性愛があるものなれば、子女を欲しないなど云ふ事は考へられない。然るに子女よりも、他の學問的或ひは文化的事柄により大きい關心を持つて、子女の出産を希望しないといふが如き事は何を物語るものであるか。茲に於て我々は唯母性愛の存在といふ事だけで凡ての事が解決されるやうに樂天的に考へてはゐられなくなる。

(四) 本能的母性愛があるとしても

例へ本能的に母性愛なるものが存在して居るとしても、之は他の人間の諸種の本能(本能とは何かといふことに就ても種々なる説があつて、必ずしも意見が一致してゐる譯ではないが、それは此際姑く問はない)と同じやうに、可變的なものである。凡て本能的諸傾向は、程度の差はあるが、可變的なものとされてゐる。例へば人間は苦痛を避くるのは本能的傾向である。然るに之が性的衝動と結んで、或場合所謂マソヒズムとなり、他から苦痛を與へられて喜ぶ傾向に變化する。又文身や纏足の風習の如きは、寧ろ其等をなすために經驗する苦痛の故に、益々魅力を發揮する場合が多い。又食物に對する慾望は本能的のものである。然し或場合は人間は如何に空腹であつても、食することを欲しないことがある。野蠻人の或種族に於てはタブーとされてゐる食物に對して非常に強い反抗的態度を取るのであるが、左に其實例を記する。

「ニージーランドの、ある高位にして極めて神聖な酋長が、其食物の残りを路傍に捨て、おいたことがあつた。そこに、若い強い空腹であつた奴隷が通りかゝつて、之を見、直ちに食した。奴隷が食し終るや、驚いた目撃者がそれは酋長の食物であつたことを告げた。この知らせを聞くと、此若者は俄かに打倒れ、烈しい痙攣に襲はれ、次の日没前に死んでしまつた。」(フロイド著「トーテムとタブー」吉岡永美譯八三頁)

又性的本能に就いて考ふるに、母と娘との餘りに親しい永い生活の結果、娘は結婚又は異性と性交を忌避するに至る場合がある。此他種々の社會的風習や傳統や流行の如きものが、人間の種々の本能的傾向を様々に改變してしまふ實例は枚擧に遑のない程である。斯く觀する時、母性愛なる本能的傾向が假りに母に存在するとしても、決して不

變のものでなく、環境的に大いに變改されるものであり、又全然それが其能力を發揮し得なくなる場合さへもあり得ることを知らねばならない。即ち母性愛は寧ろ我々が培ひ育て、のみ其力を發揮し得るものであると斷ぜざるを得ないのである。母子保護法は此點を無視しては決して其効果を收めることが出来ないであらう。然らば如何にして其眞威力を發揮させ得るであらうか。

(五) 徹底的保護とは

我が母子保護法は、唯所定の金品を與へたり、醫療を施したり、埋葬でもしてやること丈を以て満足だとはしてゐない。即ち第七條に「市町村長は扶助を受くる母に對し其の子の養育上必要な注意を與ふことを得」となつてゐる。然して之は強制的なものでも、此法律に違反しないやうにと云ふが如き消極的なものでもない。積極的にも子の養育上必要と認むることは、大いに注意してやつてよいのであらう。然し乍ら唯母の膝下に置きさへすれば、自然に發する母性愛に依つて子女の教養は完うせられるといふやうなことを考へてゐないで、母性愛の聰明なる發動に依る教養をねらつてゐるものと見るには、何としても此一條丈では物足りない。例へば寡婦の場合に就て考へて見るのに、寡婦になつたといふことは、生活不調整の進展途上の數多の不運の最終の一つに過ぎない場合は決して少くはないのである。即ち夫の死亡前に既に存した種々な問題の最後の一幕である場合が多いのである。之等の問題の内多數種を擧げて見ると、低賃金、貯蓄又は保險の缺除、負債過多、慈善への依頼心、居住状態の不良、榮養障害、移住に伴ふ困難、子女及び親自體に於ける素行上の問題、及び家庭生活に於ける道德的弛緩等がある。然して多くの場合、此等の問題が種々に組合されて存在してゐるのである。特に寡婦は家計と子女の教養とに永く當つてはゐた

のであるが、子女の教養には、夫の有する權威的地位が相當有力に働いてゐたであらう。此の父の存在といふことが心理的に子女に及ぼす影響は大きい。今寡婦が亡き夫に代つて、此心理的ギャップを充たすといふことは、可能な場合もあるが、不可能なる場合も少くないのである。此外家計の維持に於ても、或る場合妻は夫から月々一定の額の金を支給されて切り盛りをやつてゐたとしても、家政全般に互つて、或は子女の教養の根本方針等に關しては、全く夫に委せ切りであつたといふやうなことから、一と度び夫の死亡に際會するや、家政や教養の針路を見失ひ、或ひは之を全く誤るといふやうなこともあり得るのである。更に今や獨力にて生計をたてて行かねばならなくなつた母としての寂寞と失意、子女に對する威信を失はないうやうにとの努力と緊張、其他年長子女の監督に伴ふ心勞、近隣者との交際上の苦慮、同居人等との折合ひ上の諸問題等、本法の適用を受くべき母の直面する困難には仲々深刻なるものが多いのである。斯く考へ來る時に、母子保護法の使命は果して、若干の救恤金品の支給や、醫療や埋葬の世話を法規に従つて、千遍一律になしてゐて、後は所謂母性愛の發露に委せてよいと云ふやうなものであらうか。我々は母子保護法が、唯單に、其適用に當つて、消極的な「注意」を被保護母子に與ふるに止まらずして、之等種々な問題の解決に於て、又一家の健全なる更生及び建直しのために、積極的に指導援助するの域に迄進むのでなければ、本法の價値は充分發揮され得ないと思ふのである。

(六) ケース・ウォークの應用

茲に母子保護法實施にケース・ウォークが提携しなければならぬ理由が存するのである。「ケース・ウォークとは、個々人と社會的環境との間の調整を個別的に、又意識的に示し、以て個々人の人格の發展に資する諸過程を謂ふ」

(Richmond, Mary E., What is Social Case Work? pp. 98-99) と定義されてゐるのであるが、其發達は歴史的に(一)無思慮の救恤(二)吝嗇なる救恤(三)更生の計畫を有する救恤、及び(四)個人の又は家族の問題の解決に於いて、恰も現代の醫術に於けるが如くに、救恤を以て醫術に於ける藥餌の如き位置を有するに過ぎぬとなす、救済保護の全體系であると主張するものと、此等四つの段階を経て發達したものである。ケース・ワークの實行に於て、此醫術との同類視は、更に一步を進めて論ずることが出来る。即ち被救済者の救済に必要な事項の注意深き分析を以て始められ、治療に關する計畫の樹立と其實行の監督指導をなし、患者の協力を必要とし、充分の素養を受けた専門家にあらざれば、なすことが出来ないなどの諸點に於て、此等兩者は全く相等的なものである。具體的にケース・ワークが母子保護の場合なし得る事柄の内主なるものは、醫療及び入院手續の手助け、家計及び家政の監督指導、子女の教育に關する種々なる世話、娛樂及び社交の指導、教養、裁縫、健康等に關する教導などの外的、機械的の世話を通じて被救済者個々人の人格の更生及び發達、並に家庭生活の圓滿なる進行と充實から更に進んで、被救済家族が、再び社會の有用なる成員として貢獻するものとなるやうに指導援助をなすことである。

凡そ如何なる社會的困窮に陥つてゐる者でも、之を救済するには大體二種の方法が考へられる。其一つは多數の者の共同的に陥つてゐる同種の問題を同時に取上げて、之等を同時に同様の方法で救済しようとするものである。公私の社會事業に於ける集團的社會事業や、社會立法に依る救済は此部に屬するものである。而して今一つは、例へ同種の問題に遭遇して居ても、個々の困窮者は、何れも相異つた個性を持ち、異つた環境の中に住んで居り、又他の異つた問題との組合せに於て、此抽出された問題に遭遇して居るのであるから、之に對する對策は又自然に相異つた複雑なものでなければならぬとなすものである。即ちケース・ワークは此部に屬するものである。

而して此等二者は相提携し協力してのみ其各々の目的は達せらるゝのである。母子保護法は斯かる意味に於いてケース・ワークの協力に依つて、始めて其眞使命を果し得るものと言はねばならない。況して母子保護法に依つて、國民の品質を低下せしむることなく、益々向上せしむるためには、之に依つて唯に人間の生存に必要な救恤などのみをなして以て足れりとなすが如きは甚だしき誤謬である。社會立法の目的は決して消極的な、糊塗的なものであつてはならない。國家社會の進歩改善のための、大なる動力となるべきものでなければならぬのである。

(七) 結 語

夫に死別又は生別し、寄邊なくされたといふ母であり、等しく貧困に悩まされつゝある母には相違ないが、母子保護法が働きかけんとする母子の種類は千差萬別である。子女の數や年齢の相違に依る困窮の差は救恤金品の額に依つて自由に取扱ひ得るであらう。然し乍ら、此等の母や子女の才能や缺陷を考慮に入れて保護をなすことが出来たならば、保護は一層徹底し、被保護者のみならず、社會の福祉は大いに増進するであらう。母性愛は持合して居ても、之等の母は多くの場合、其世間は狭く、家庭生活の運営に對する訓練に於て缺ける處多く、與へられた扶助金を聰明に使用することは要求するも無理なやうな場合も多いであらう。其他子女の教養、家庭生活の文化的向上等に至つては、無理想、無方針、無能力なる場合が少なくないであらう。斯かる多種多様の問題や、個性や、環境を持つ母子に對して、唯一様に、凡ての母に母性愛ありとして、唯僅かの救恤金を給付して、能事終れりとなすことは、我々の與し能はないことである。母子保護法はどうしても、ケース・ワークを取入れねばならないのは、斯かる高遠なる理想を母子保護法に對して有するが故である。

社會立法は大衆的であり、ケース・ワークは個人的であり、従つて之等兩者は一見矛盾するものなるかの如くに見えるかも知れないが、之等は全く車の兩輪の如く、共に發達すべきものである。今後の社會事業は社會立法プラス科學的、技術的、社會事業でなければならない。私は新たに實施せられんとする母子保護法が、斯かる意味に於ても、近世社會立法中の最も偉大なるものとならんことを希求して止まないものである。

四 軍事扶助に於けるケース・ワーク

(一) 序 言

非常時來れば非常の手段を採る、戰時到れば戰時特別方策を講ずる。之はあたり前の事である。私達は何事をなすにも自分の主観や獨斷に囚はれて、徒らに獨善的な理想主義や、安價な英雄主義や、盲目的な「小兒病患者」に惰してはならない事は云ふ迄もない。須らく時と場合とを凝視し、認識し、客觀狀勢に即したる對策を講ず可きである。然し乍ら凡そ何事にまれ、一大事を成遂げんためには、唯心情の高揚や、熱血の迸流と云ふやうなことのみに足りない。心情が高揚されるればさる程、聰明なる叡智がそれ丈多く協力し、共働せねばならないのである。況して現實が混迷する危惧のある時、現實を把握して、之に囚はれず、之に批判的接觸をなすことの重要なことは明かなことである。之は戰鬪に直接携はるものと、背後にあり、各自の立場にあつて邦家のために粉骨碎身するものとの間に何等の隔差のあるべきものではない。

社會事業は永く社會の病的事態に處するものとして存在し、發展して來た。天災地變、戰亂、社會的異常狀態等に

處するものとして、其使命を遂行せんとして來たものである。謂はゞ社會事業は非常時の所産であつて、社會事業には非常時なるものはないとも云へるであらう。故に今日の如き、國家を擧げての一大非常時に社會事業が愈々其機能を發揮し、能く其職責を全うすべきは之亦贅言を要せざる處である。近代の國際戰爭には特に國家總動員といふ事が重要視される。然し乍ら、之は國家の諸々の機關が、其れ自體の職責を擲つて、直接戰鬪行爲に参加すると云ふ事のみを意味するものではない。多くの場合に於て、國家總動員と云ふことは、國內の諸々の機關が平時に倍して機能し能率を上ぐることを意味するのである。特に國家非常時に際し、人心稍もすれば動搖し、混迷に陥らんとする時に、曉の明星の如く、國民の進路を示すのが眞正宗教の使命であり、一時の興奮狀態に捲込まれることなく、國家百年の基礎を築き上げるの識見を以て青少年の指導に當るのが、教育の大眼目であるが如く、戰爭に依りて生ずる種々なる大小の事態に對して應急の處置を採ると共に、常に社會の永遠の福祉や進歩發展に着目して、確固たる方針とプログラムとを以て社會に奉仕するのが、戰時に於ける眞に愛國的なる社會事業家の最大責務でなければならない。

(二) 物質的扶助と精神的扶助

戰時及び戰後に於て社會事業家が最大關心を拂ふべきことは何であるか。云ふ迄もなく、戰死將兵の遺族及び戰傷將兵及び其家族に對する扶助事業である。之に對しては既に軍事扶助法其他の社會立法があるではないかと云ふ人があるであらう。然し此等の對大衆的な、普遍的な、規則的な經濟的保護又は扶助のみで、果して之等の人々の問題が凡て解消し得らるゝものであらうか。之等の法律の運用に直接間接關係ある手續などに關しても、相談に應じ、指導を要することが多々あるであらうが、之等の外面的、形式的處置(之を Mechanical Therapy と謂ふ)のみでは足りない

する考へは、必ずしも近來科學的社會事業のみの獨占物ではない。かの中世の最大の聖者アシンのフランシス（1223—1293）の如き、奉仕事業をなす場合は貧富を問はず、精神上の悩みに至る迄解決することを主張し、實行したのであつた。又ベルギーに在住したスペイン人ホアン・ルイス・ヴィヴェス（Juan Luis Vives）は一五二五年、ブルヂ市の上院へ建白書を提出し、救濟事業の要諦を論じて、物質的救濟よりも道德的、精神的援助の、より重要な事を指摘した。爾來歐洲に出現した先覺者は、英國のチャルマースと云ひ、デニスンといひ、オクテヴィア・ヒルといひ、ドイツのエルヴァフェルド制度の創設者達といひ、フランスの聖ヴィンセント・ド・ポールといひ、皆人間の遭遇する困難を、唯經濟的に止めず、進んで心理的に、社會的に、或ひは宗教的にさへ處理せんとした處に、各々其特徴を現はし、後世社會事業の進歩發展に非常な貢獻をなしたのである。

全國民が興奮して國家に身を以て忠誠を盡した勇士と其家族とに萬歳を浴びせ、チャーナリズムが彼等を讚美してゐる間は、異常なる緊張と興奮とで、彼等の將來には唯齋薇の咲きつめた道のみが横たはつてゐるやうに感ぜられるかも知れないが、人心の興奮がさめ、チャーナリズムが、彼等から顔を背け始めた時に、社會事業家の仕事が始まるのである。否、それ以前に深く考へ、豫め其時のために準備を整へて置かねばならないのである。戦時の勇士をして、永く國家の勇士たらしむるために、又勇士の遺族をして、永く國家の誇るべき家族たらしむるために、國家は、社會は、温かき援助の手をさしのべねばならないのである。此精神的、内面的處遇の方法を Deeper Therapy と謂ふのである。

(三) 軍事扶助に於けるケース・ワークの強調點

ケース・ワークに於いてはメリー・リッチモンドの所謂「社會診斷 Social Diagnosis」を最も重要視する。此診斷といふことは醫術から借り來たものである。醫術に於ける診察は醫師の五官に依る患者の現在の狀態の觀察と、質問に依る病氣の經過の聴取とに依つてなされるものであるが、醫術に於いては、診察及び診斷の中心を病氣の原因及び現在の兆候等に置くのである。即ち患者の肉體的缺陷や、困難や、問題となれる事態を非常に重要視する。故に之等の背後にある原因の探求といふことが又重要視され、之がなされた後に原因の除去と云ふ建前から、種々の治療法が講ぜられるのが普通の良き醫療のなすことである。之は非常に進歩した醫術である。然し乍ら醫術に於いても既に一般健康とか抵抗力の増進といふが如き、積極的手段に於いて、研究が進められ、疾病そのものに對する治療よりも、全般的健康の増進といふことに注意するやうになつて來た。而して近來は個人的及び社會的衛生や、衛生學が長足の進歩をなすに至つたのであるが、猶醫術そのものに於ける中心點は、今も肉體的缺陷そのものにあるのは昔日と同じである。

社會事業に於けるケース・ワークは醫術から、術語や技術を借用したが、又此の缺陷中心の思想をも採用してゐる。ケース・ワークに於いては、社會的困難を社會病となし、之に對して社會治療をなさんとするのが、從來取來たつた普通の態度であつた。故に社會診察に依つて詳細なる調査をなし、被救濟者の遭遇せる困難と其原因とを究明することに非常な努力を拂ふのである。之がために或ひはケース・ワーク施設事務所に於いて、或は被救濟者の家庭に於いて、時間と努力とを費して調査し、その記録は往々にして、百頁を超過する大部のものとなるのである。今日に於いて此調査が適正なる方法でなされ、真相及び眞の原因が明かにされた時には、いつもケース・ワークは良き結果を報告してゐるのである。

然し乍ら此調査といふことは、餘程適當に行はれないと、弊害が非常に大きいものである。醫術に於いては調査する事が、主として肉體的方面であるし、醫師に對する社會的評價も略決定されてゐるが、社會事業家の場合、殊に若きケース・ウォーカーの場合に於いては、調査をなすが故に眞のケース・ウォーカーをなし得ない場合も往々にしてあるのである。調査は往々被救済者を不快ならしめる、焦立たしめる、反感を持たしめる。然るにケース・ウォーカーは唯規則づくめに、形式的の事をなすのでなくして、内面的な、精神的な點迄掘下げて、被救済者が更生し、再び獨立の人格者として、又有爲の社會人として、自立し得しむるを以て、終局的な目的とするのであるから、不要なる調査をなしたり、調査の方法を誤つたりすることに依つて、被救済者の反感や焦躁の念を挑發するが如きことは極力之を回避すべきである。

然らば戦死傷病軍人家族の扶助に於いて、ケース・ウォーカーが特に強調せんとする處は何か。之は即ち被救済者の缺陷と其原因とを過重視せず、寧ろ彼等の特徴、才能、長所等を發揮せしめて、應急の救護がなし得ざる恒久的扶助をなすといふことである。普通のケース・ウォーカーに於いても、近來は困難の兆候や原因を調査すると共に、被救済者の有する長所や才能を發見して、出来る丈之等を活用して、自力更生をなさしむるやうに努むるやうになつて來た。即ち商業簿記に於て、負債と資産との兩欄を設けて財産勘定を表示するが如く、ケース・ウォーカーに於いては、被救済者の個人的及び環境的不利條件を負債 (Liabilities) として列舉細録すると共に、必ず彼等の個人的に社會的に有利なる條件を資産 (Assets) として對照的に列舉細録するのである。例へば、

負債

資産

母親の病弱

母親 子女に對する愛情

母親側親戚の貧窮

母親の聰明性

子女の幼少なること

子女の孝養心

母親の職業的不熟練

近隣人の好意

の如くである。此様な場合に於いて母親の病弱は、彼女が醫師の忠言を理解し、醫師や訪問看護婦等の指導に忠實に従ひ得る可能性に依つて、遠からず克服され得るであらうし、親戚に此一家を援助し得る者なしとしても、近隣者の好意は大いなる力を此一家に與ふるであらう。軍事扶助法に該適すべき家族に於いては、普通のケース・ウォーカーの對象となるべき家族よりも、遙かに多く、此等の「資産」を有するものである。第一に國家の精銳の家族であり、社會的依存階級に屬するものでなく、適當なる扶助を與ふる時は、再び國家の中堅たるべき家族であつて、精神的缺陷等を有せざるを常とする。更にケース・ウォーカーに於いて大いに重要視する社會的「資産」を多く持合せてゐる。親類縁者中に聰明なる相談相手や經濟的援助をなし得るものがあつて、被救済者が、一寸したプライドや感情から、彼等に接觸しない丈のやうな場合も多いであらう。かゝる場合にあつては、ケース・ウォーカーの第一の着眼點は之等の「資産」であるべきはいふ迄もないことである。普通のケース・ウォーカーに於いて、從來、ともすれば、醫術に於ける診察のやうに、缺陷や困難中心であつたのを、百八十度轉廻して、「資産」中心、長所強點中心になるべきことは、唯斯くなすべき事であるのみならず、寧ろ自然の數であると云はねばならない。

(四) 友情を以て終始す

ケース・ウォーカーが眞に其職責を全うせんとすれば、機械的調査や、形式的扶助に終つてはならない。之等の Me-

chanical Therapy は或場合、或程度迄必要であるかも知れないが、多くの場合不要であつたり、有害であつたり、有用であつても限度のあるものである。人格者としての被救済者の處遇に於いて、之等よりも遙かに重要なものは精神的扶助である。Deeper Therapyである。而して此精神的扶助に於いて、第一歩であり、最後迄働らき、最大役割を演ずるものは「友情」である。ケース・ウ・カーに於いては、面接 (Interviewing) の要諦を此友情の獲得及び保持に於いて見出すのである。故に例へば被救済者の家庭を訪問し、其目的が何か必要事項の調査にあり、従つて、種々なる質問をなさねばならないとしても、ケース・ウ・カーは決して、無味乾燥な、或ひは天降りの「訊問」をするが如き事はなさないのである。反之例へば故人の遺品などに目をとめて、故人の追憶談に耳を傾け、共に或ひは喜び、或ひは悲しみ、一家の友として、一家より愛せられる自己を發見せねばならない。斯くする事に依つて、必要な事項は適當なる時期に、問ふに落ちず、語るに落つ的に調査し得らるゝであらうし、訪問員が辭去する際には、惜別の情となつて、今から得たる友情が永續のものなる事を確め得るであらう。此友情の確立は、聽て扶助のプログラムの遂行に當つて事毎に其效能を現はし、被扶助者は非常なる精神的激勵を何時の間にか受け、此ケース・ウ・カーと共に、如何なる困難をも突破し得べしと云ふ確信と勇氣が勃然と湧いて來るであらう。斯くて世間は最早一家を顧みなくなつたとしても、ケース・ウ・カー一人の存在は一家を更生せしめ、聽て一家は再び國家の中堅のものになりつゝあるであらう。斯くしてケース・ウ・カーは何物にも優つた實質的精神作興運動を、見事に、恰も藝術的傑作品を仕上げるやうに完成し行くのである。之が一片の法律の施行のみで出來る事であらうか。自覺なき素人的社會事業家の手に合ふ事であらうか。軍事扶助法が完備し、愛國婦人會などの民間の軍事扶助團體や施設の多數存在する今日、私敢て軍事扶助に於けるケース・ウ・カーの重要性を主張する所以は實に茲に存するのである。

此のケース・ウ・カーに於ける精神的要素の重視といふことは、最近に於て特に強調されたのである。ケース・ウ・カーのテキストには始めから書かれ、いつも口に唱道された事ではあつたが、今や此事を飽く迄も強調せざるを得なくなつたのである。歐米に於いてケース・ウ・カーが行はれ始めてから、既に半世紀近くになる。軍事扶助にケース・ウ・カーを用ひたのは歐洲大戰以來である。ドイツに於いては、歐洲大戰當時に一八八八年に施行された救護法の不十分なるを痛感して、軍事扶助の徹底化に乗出したのが、全國婦人奉仕團 (National Women's Service) であつた。之れに引續き重傷癆兵救護法 (Severely Wounded Ex-Combatants Act) が發布され、身體の不自由なる癆兵に迄一種の職業的保障を與へたのである。其後 Reichsgrundgesetz の他種々の社會立法制定され、軍事扶助其他に於いてケース・ウ・カーを主とする救護事業や施設が非常に進歩したのであるが、未だ所謂 Mechanical Therapy 的發展に止まり、ケース・ウ・カーに於ける精神的要素や「資産」中心の社會治療等の強調は餘りなされなかつたのである。然るにケース・ウ・カーが「完成された」と稱する米國に於いては漸くケース・ウ・カーの再吟味と再評價とをなす時期に達し、社會事業界や社會學界に於いて、ケース・ウ・カーの實際のケース記録に依る、ケース・ウ・カーの實績に關する研究がなさるゝやうになつた。其内でも最も大規模な調査をなしたのは米國ハーヴァード大學出版部から刊行されたシェルドン・グリック夫妻の報告のそれである。此報告に依れば、マサチューセツ州コンコード市の少年感化院は此種の施設中最良のものとして知られてゐるにも係らず、一九一七年より一九二二年迄の間に取扱ひたる男女少年一千名が釋放されて後五ヶ年目に、其内九百二十三名の成績を調べたる處、此内七〇%の者は三・六回檢擧され、而かも此等の内三分の二は相當の重罪を犯して居たのである。而して之等に對するハーヴァード大學リチャード・カボット教授の批判に依れば、之等の少年少女達の傳統や經歷が、數年間のケース・ウ・カーを以てしても如何ともなし難

き程深刻なる影響を、彼等に與へてゐた事を物語ると共に、今日迄のケース・ウォークの方法が根本的に改善されるべき必要ある事をも立證するものである。而し又カボット教授は、ケース・ウォークの内最も改善されるべきことは、調査と治療との相互協同の排除又は不足といふ點であり、特に調査本位から、友情本位のケース・ウォークに轉向するの必要性を示してゐると云つてゐる。

私は此他に此等犯罪少年の感化院よりの釋放後に於ける、社會生活が、彼等の幼少時の永い生活中に築き上げた、犯罪傾向又は犯罪を誘發し易き諸々の缺陷と呼應して、再び彼等を犯罪生活に陥れたものであると考へる。故に社會制度や、習慣や、その他の社會的要素が改善さるゝ事なしに、唯數年間のケース・ウォークのみに依つて、之等の少年少女達を改善せんとするのは、百年河清を待つに等しい不可能事であると思ふ。然し兎も角も如何なる社會事業であつても、社會環境を考慮に入れずに、唯個人的原因及び對策のみに囚はれて居ては、良き結果を得るの困難なる事を指摘するに止めて、本論文の主題たる、軍事扶助に於ける、ケース・ウォークの強調點、即ち友情本位のケース・ウォークの重要性に關する例證として此調査及び其批判を、茲に紹介したことを明かにし度いと思ふ。

(五) 結 語

ケース・ウォークは最近に至り、メリー・リッチモンド等に依つて唱道せられた、社會調査や社會診察の過重視より漸次方向を轉換して、被救済者の長所強點を中心とした、積極的な建設的なものとなり、被救済者との協同工作といふことを益々重要視するやうになつて來た。従つて個々の事實の「棚卸し」的調査よりも、心理的、精神的方面を尊重するやうになり、或る場合は、全く調査を省略して、友情の確立といふ點から、先づ救済のプログラムに取掛り

救済の進展中に調査の實效をも收むるといふ、從來のケース・ウォークとは多少順序を變へたものになつた。私の觀る處では、此種の新しいケース・ウォークは軍事扶助の中心的指針となるべきものである。軍事被扶助者を、國家社會の立場のみならず、個人的立場より充分尊重し、其有する可能性の觀點より、恒久的に建設的に、扶助をなすべきである。

然し乍ら、之は決して唯感情的に好意を以てさへなせば、軍事扶助ケース・ウォークが完成されるといふ意味でない事は勿論である。ケース・ウォークの理論及び技術に就て専門的訓練を充分に習得し、且つ之を實際經驗に應用したる専門家のみ、よくなし得る處である。斯かる意味から、民間有志團體たると、政府當局たるとを問はず、軍事扶助に當る者は、専門的ケース・ウォークの研究をなし、軍事扶助が決して、官僚的、機械的、規則的、形式的のものに墮する事なく、將來再び國家の中堅として、國家社會に寄與貢獻するものとしての被扶助者を充分尊重し、彼等の長所を中心とし、精神的人格者として處遇する積極的ケース・ウォークがなさるゝやう、又此ために政府及び民間施設に依てケース・ウォーカーの養成が一日も速く創始せられん事を希求して止まざるものである。(一九三七・一〇)

五 醫療社會事業に於けるケース・ウォーク

(一) 醫療社會事業に於けるケース・ウォークの職能

一九二五年米國病院協會が發表した研究報告中に於て、醫療社會事業に於けるケース・ウォークの職能は左の四つに別けられてある。

- 一、患者の生活状態（個人的及び社会的）を調査し、其結果を醫師に報告す。
 - 二、醫師と協同して患者の健康に關係ある社会的素因を明かにし、社會診断をなす。
 - 三、前項の診断に基き醫師との協同に依り、患者の進むべき目標を定め、其目標到達のために、ケース・ワーク及び患者が各々如何なる役割を果たすべきかを決定す。
 - 四、以上決定された事を實施し、患者の治療を達成し、同時に他の社会的困難の解決をなす。
- 要之、醫療と併行して、種々なる社会的條件の合成としての患者が直面せる種々なる問題を解決するのである。即ち患者の疾患の原因を肉體的方面以外にも求め、之等の除去に依つて、疾患の治療を容易ならしむると共に、治療達成後の患者の社會生活に於ける更生を計らんとするものである。

(二) 醫療社會ケース・ワークの起源及發達

現今行はれてゐる醫療社會ケース・ワークは、今より約三十年前、米國マサチューセツツ州のゼネラル病院に於て初めて行はれたものであるが、同様なるものが、それ以前佛國及び英國に於てなされてゐたのである。即ち佛國のカルメットが結核の診療をなせる際、結核患者の治療には、先づ彼等の家庭生活、その他一般環境の改善が重要な事に着目し、患者の家庭訪問をなしたのに始まる。然して之と略ぼ同時に、英國に於ても、或る精神病院に於て、快癒退院したる者のために訪問部を設け、時々患者を其家庭に訪問して、異状あれば醫師に報告することにした（一八八〇年）。又其頃英國の一治療病院に於て、患者の經濟事情を調査するの制度を設け、家庭訪問を始めたのである。之等の醫療事業が採用した手段には、(一)疾病の豫防、(二)疾病の治療、(三)患者の經濟的社会的事情の調整の三者が相協

力してゐるのを見るのである。其後かの家庭救護協會 (Family Welfare Association) が創立され、ケース・ワークを科學的に發達せしむるや、醫療事業にも益々取入れられて、醫療社會ケース・ワークの進歩を見たのである。其後米國に於ても家族救護協會が大いにケース・ワークを採用し、今世紀初頭（一九〇五年）に到り、ハーヴァード大學のリチャード・カボット教授は前記佛國及び英國の病院社會ケース・ワーク及び家族救護協會の事業を研究し、其知識を基礎として醫療社會ケース・ワークを米國に於て始めた。然してアイダ・キャノン女史等の協力に依り、斯業は遂に今日の盛況を來たすやうになつたのである。

(三) 聖ルカ國際病院に於ける醫療社會ケース・ワーク

東京聖ルカ國際病院に於ける醫療費減免の施療患者は一日二百名乃至二百五十名に達する。而して彼等の大部分は方面委員及び醫師會からの紹介に依りて來院するのであるが、此等の他種々なる個人又は團體からの紹介に依るものも少なくないのである。彼等は皆同病院の社會事業部に登録し、醫師の診察及び處置を受けたる後再び社會事業部に於て、醫師の指示を明確に理解し居るや否や、其他の事情を調べらる。而して醫師の指示に従ひて、充分治療を達成すべき諸條件の排除せる者は、醫療社會ケース・ワークの對象として、改めて登録さるゝのである。之が同病院に於ける社會ケース・ワークの第一の階程であるが、之を撰別會見 (Sifting Interviewing) と稱してゐる。此の會見で、之以上社會事業部の手を要せざる者と、直接醫療に關係ある事柄のみに關して世話をなし、治療の終止と共にケース・ワークも終止すべきものを短期ケース (Short Case) の部類に入れ、更に長期に渡つて徹底的にケース・ワークをなすべき者を普通のケースとして救護をなすのである。此社會事業部員は米國人の主任者の下に七名の邦人婦

人が醫療の部類に従つて、内科、外科、小兒科、耳鼻科、産婦人科に分れて患者を分擔してゐる。之はケース・ウ・カーが常に醫師と密接なる關係を保つ要あるが故であるが、ケース・ウ・カーは社會關係を重視するが故に、若し患者以外の同一家族員が、治療を受ける事になつた場合等は、醫療の科目に關係なく同一のケース・ウ・カーが擔當するのである。一人の部員は平均四十名のケースと二十名の短期ケースを分擔してゐる。患者は主として京橋區民であるが、全市各區からも來る者があるので、地區に依つては、科別で擔當が決定さるゝ關係上、随分遠隔の地迄訪問に行く事もあり、多忙なるべきは想像に難くない。經濟的救恤は主として方面委員を煩はし、救護法の適用に俟つのであるが、法的に救護金の支給を受け得ざる場合もあり、同病院社會事業部としては、別に豫算はなきも、篤志家の寄附金等より成る基金中より、金品の支給をなして居るが、其額は月々六、七十圓に達してゐる。今左に此社會事業部員が取扱ひたるケースの實例を極く簡単に記する事とする。

ケース實例 (その一)

姓名 ○崎千鶴子 (十五歳)

一、當社會事業部に於て取扱ふ様になつた経路

(イ) 昭和十年七月廿二日外科の醫師より左足切斷の爲入院の必要ある患者として當部へ廻さる。

(ロ) 患者の父親は方面事務所からの貧困證明書並に特に方面委員からの現在の窮狀を詳細に述べてある手紙を持つ、入院及びその費用に就て相談に來る。

二、家庭の狀況

患者は十五歳になる女子にて、數年前に母と妹に死別し、父親と共に芝區濱松町の或るブラッシュ屋の二階六

疊間を借りてゐたるも、本人は患部の痛みの爲、日夜泣き叫ぶので近隣の人達から苦情を持込まれてゐた。

父親はクリーニング店の雇人であるが、終日終夜娘の看護に追はれ働く事も出來ず生活にも窮してゐた。

三、病氣に對する親の責任觀

父親は斯くの如き病氣になつた原因は親にある様に思はれると云つてゐる。それは娘が四歳の時、母親が天理教の熱心な信者で、大和の天理教會へ娘を伴つて行つた折、宿舍の階段から轉落し、それが完全に治療されなかつた故と父親は確信してゐる。依て自身最善の努力を娘の爲にせねばならぬと述べてゐる。

四、經濟狀態

(イ) 父親の収入は月に廿圓位 (食事つき)

(ロ) 入院費に就て

一日卅錢位が入院費として支拂ひ得る最大限であると云ふ。併し病院は右の支拂を受けても、その負擔額にはさしたる影響を受けぬので、それだけの誠意があるのならば、それを他日義足購入の日までに日掛貯金にする事をすゝめたるに、患者入院の日より父親は之を實行す。

勿論入院費は無料である。

五、入院

(イ) 見舞者は父親以外に殆んどなかつたので社會事業部員が度々病室訪問をなす。

(ロ) 作業治療部に依頼して、一面彼女の不具に對する悲しみも忘れしめ、他面何か手藝等を習得せしむる事とした。(作業治療に關しては本章第七項参照)

S Form 1
 Med. No.
 O. P. D. 134
 S. S. D. No.

ST. LUKE'S INTERNATIONAL MEDICAL CENTER
 HOSPITAL DEPARTMENT
MEDICAL-SOCIAL RECORD

Referred by 醫師
 For 入院

Surname	崎 千 鶴 子	M ^F	Age	15	Date	7-22-1937.	S	M	W	Sp	Dv	Ds
Address	東京市芝區〇〇町〇〇番地	Religion	天理教(家族)	Education	尋小、五、中退、							
Nativity	新潟縣高田市	Yrs. in Tokyo		Prev. Address								
Occupation	ナ	Employer	ナ	Wk. condition Wk. hours								
Floor	二 階 間 借	No. of Rm	1	No. of T.	六	覺 睡						
Open at	西	Light	普通	Air	普通	Sanitation	普通					
Prev. Treatment	濟生會病院(外來ノミ)其前後最密ノ醫師					Date	7-1935.					
Key	Family	Kin	Age	Occup.	Grade	Income	F. Income	Health	S. S. F.			
1	久 〇 郎	父	45	クリーニング店員	中學中退	20-25圓(食事ツキ)		良				
2	千 鶴 子	患者	15									
		母死	(五年前)	三十四歳ノ時	結核性腹膜炎ニテ)							
		妹死	(八年前)	四歳ノ時	腹膜炎ニテ)							
Lodgers	ナ シ											

Relatives, references, etc.	Relation	Address		Key		
〇 山 〇 雄	従兄(父の甥)	高 田 市	(職業ナシ、 家族子供ト二人)			
〇 本 〇 め	叔 母	〃	(職業一駄菓子商、 娘ト二人暮シ)			
Rent	間代 10圓	Bath	50 錢	Ina.	Saving	Cloth.
Water	H-cut			Benef.	Drink	Food
Gas	1 圓	H-dress		Dues	Smoke	(父) 2 圓
Light	Carfare			Debt		
Fuel	Tuition			Other D.		Clinic fee
Diagnosis	左足趾ノ結核性關節炎	By	中 村 外 科	Prognosis	良、 但シ永久不具ヲ免レズ	療 施
Doctor's Recommendation	切 断					
Problem Presented	① 母親ナク片親ノミノ少女 ② 病氣ノタメ義務教育ヲ終了セズ ③ 經濟的ニ恵マレズ、補助シ得ル親類縁者ナシ ④ 永久的不具者					
Social Diagnosis						
Patient's Attitude						
Resources	Interested Ind.		Agency			
Tentative Plan	① 無料入院 ② 後日義足購入ノタメ父ニ貯金ナス、ム ③ 作業治療ヲ受ケシム ④ 退院後ノ監督指導	Disposition	9-15-1936	振光ホーム	入所ヲ許可サル	
Remark	Worker 梨 名					

(ハ) 父親は次第にキリスト教に興味をもち始め、娘もやがて信者になる事を希望す。先づ聖書を與ふ。

六、退院及び義足

父の雇主と面會せるとき、雇主は退院後その自宅で起居させても良いと好意を示したが、其處は階上が住居になつてゐる爲、片足の娘には不便であるので、退院後は(入院期間約三ヶ月)父の知人で天理教會を經營して居る處へ預ける。

或る日、其の後の様子を見に其處を訪問した時に、所在なきげに、仕事もなく淋しがつてゐたところだつたので、編物を教へて歸る。

退院後三ヶ月経つて醫師より義足を使用しても良いと云ふ許可が出たので、三十錢貯金と社會事業部の基金中から幾分補助し、註文して作らす。

七、入院期間中に知り得た娘の性質及び態度

(イ) 陰鬱で馴れ難く、子供らしさを失ひ、戀愛小説の如きものを耽讀し、作業治療部で試みた年齢相當の遊び、讀書、手藝等には少しも興味を持たず病衰した者の如き態度であつた。

(ロ) 併し身體の恢復と共に性格は次第に明るくなつて來、物事に對し僅ながら反應を表はすやうになつて來た。

八、ケースとして永く繼續して來た、又してゆかねばならぬ理由

(イ) 母なく無智で盲目的愛をもつた父親へのみ此の娘をまかしておくことは、義足を満足に使ひ得る迄の身心共にの苦痛に堪へかね、此を使用せぬ様にならしめる處れがある。

是の實行として、永い期間(義足が出來上つてから約四ヶ月)に使用せずに藏つておいた義足を、娘の身體に適

ふ様にするため、公衆衛生看護婦に依頼し、義足店へ連れて行き、娘の希望通りに調節した。又年頃の娘に必要な生理上の注意を與へてもらふ。

(ロ) 職業の問題

一、最初、和服裁縫師として身を立てさせ度いと云ふ父親の希望と、本人もそれが好きであると云ふので、義心に富む或る裁縫師の處へ内弟子としてもらふ事を依頼す。

最初襦袢を縫はせて先の見込みがあるや否やを試してもらふに、將來裁縫師としてゆくだけの技術は認めぬし、又義足では座つて爲す仕事には不向きであるからと言つて斷はられた。

二、手足の不具者達に職業の再教育を授ける啓成社へ問合せたるに、滿十八歳に充たぬため入處資格が無かつた。

三、最後に此の娘の環境、反應少き性格及び永久的に課せられた不具者の立場と、父親の希望とにより、宗教的雰圍氣の中に生活する事が本人の平和な生活ではないかと考へ、昭和十年九月より搖光ホームへ委託す。搖光ホームは日本聖公會英國宣教師社團の經營になる、孤兒や、不幸な家庭にある少女達のホームである。此處にて此の娘は中絶せる義務教育の補充を受け、又職業教育(ミシン、刺繡)を授けられ、暖い家庭的空氣の中に漸く毎日を送る事が出来る様になつた。

(ハ) 父親は搖光ホームへ託してから全部經濟的負擔をホームのみに掛け、依頼心が強くなり、自尊心を失ひつゝある様に思はれるので、適當に時期をみて注意をしてゆく必要がある。

九、搖光ホームへ入所後

(イ) クリスマスには贈物を社会事業部より送った。

(ロ) 昭和十二年の復活祭に洗禮を受け、当社会事業部主任が教母となり教名を與へ、又當部より祝ひとして帯を送った。

今少しく此ケース・ウォークをなすに當つて採用した方法に就て述べるならば、

- 一、診費療を決定するに當つては、先づ此娘の將來を考慮に入れてなされた事を指摘せねばならない。即ち診療費を免除する代り、父をして一日三十錢宛貯金せしめたのであるが、斯くする事に依つて、社会事業部が、患者達に對して有する關心の眞實なる事を知らしめ、以て彼等の社会事業部に對する信任を持つに至らしめた事と、貯金に依つて義足を購入し、以て此醫療をして、娘の恒久的救済策の一部とならしめた事である。
- 二、作業治療部の利用に依つて、患者が永久に不具者になつた事に對して悲歎と失望とに沈湎せしむるの機會を減少せしめたのは、患者に對する精神的處置の第一歩といふを得るであらう。
- 三、患者側の貯金と社会事業部よりの補助とに依りて義足の購入をなした。
- 四、退院後最も失望の烈しき時期に、患者の歩行練習の監督指導をなし、或は褒め、或は激勵して、彼女の友となりたる事。
- 五、(イ)彼女の將來に就て、(ロ)同居人中に男子ありたるを以て、必要な生活指導をして、過ちなからしめ、(ハ)特に彼女に取つて宗教的信仰の必要なるを指摘し指導したる事。
- 六、搖光ホームに於ては彼女自身をして自由に修業課目を取らしめて、獨立的生活の愉悅を味はひ得る機會を與へし事。

- 七、ホーム入所後も、出来る丈接觸を保ち、彼女が孤獨ならざる事を感じしむるやうに努めた事。
- 八、父と協議の上、彼女が責任感を失はぬために、月々支給する金額を出来る丈少額に限つた事。

ケース實例 (その二)

醫療と同時に社会的にも應急の處置を要する患者に接したる場合、敏速に而かも悠々せまらざる態度を以て、適切なる處置を講ずるために、社会事業部員が如何にして、常に種々なる問題の解剖をなし、自己の有する考へや意見を明確に表現し、或ひは之等を自己の内に整理し、正確なる認識と鋭き觀察力と、偏せざる批判力と、細心の注意と、溫き友情とを具有せねばならぬかを示すものとして、左の實例を茲に掲ぐるものである。

姓名 小 ○ 力 (二十八歳)

患者は沖仲仕にて、本船より材木を荷揚げ中、誤つて材木を引上げ中、フックを顔面に強く打つゝけ人事不省に陥りたる爲、當病院に運び込まれたる者にして、彼は中等教育をうけたるも、二年前家出し、遂に人夫に轉落、築地の人夫部屋に起居中此の災厄にあへる者。

入院に當つて問題になつた事——重傷。入院當時は、生命の程も覺束なく、身寄りもなく、萬一の場合の引受人がない。

取扱摘要

十月十四日

當病院事務所が閉つた後重傷患者として入院

十月十五日

二人の友達が方面カード持参にて當社會事業部に相談に来る。昨日怪我と同時に、本人の行李の中より捜せし本籍地大阪府に打電せしも、未だ返電に接せず。費用の點等にて途方に呉れ、當部に來りし由。

醫師の許可を得て社會事業部員が病室に本人を訪問。偶々部員が同郷人なりし爲、「當院に勤務してゐるものですが、お怪我をなすつたとか」と、簡單に見舞ひ、其の反響をまつ。本人は見知らぬ部員に對し、非常に疑惑的にて且重傷の故か、口を聞きたがらない。六、七年前家出して其後一切交際を斷つてゐるため、家の事は全然不明と云ふ。深く追及せず。

十月十六日

朝、部員彼を病室に訪問。何故斯くも親切なのかと云ふ疑念を持たさぬやう、たくまな自然さであるやう、特に氣をつける。

「中學校は何方でしたか」、「二中」、「私の弟も二中へゆきました」と、打解けて話し出し、少し窮屈な糸口を解く。部員は曾て外國に在りし時、外傷にて長く入院せし経験有り。肉親の愛から自ら離れ、他郷に在りて重傷を負ひ、孤獨の感に愈々頼りない寂しさを味つてゐるであらう彼にどう響くかと、當時の部員の心境を話してみる。彼も亦肉親の情に飢えてはゐるらしいが、男の意地も手傳つてか、今更親には何も言へぬと云ふ。

部員が自分の事務所に戻るや間もなく彼より電話有り、直ぐ來て呉れといふ。再び病室に引きかへし、種々と話し合ふ。未だ躊躇してゐる模様歴然たり。市内の親戚の有無を質す。横濱の〇〇と云ふ印度人商會に實兄が居り、日本橋堀江町に木〇〇と云ふ叔母が有る事を聞き出す。右の場合、彼に(一)調べられてゐると云ふ觀念を與へぬやう、(二)次々氣持がほぐれるやう(イ)難しい横文字の商會の名を聞き返したり(ロ)紙に書きつけたり、(ハ)叔母

の名を聞いたりしないやう注意す。

之に依り社會事業部は、俄然得た曙光の糸を手繰り、仕事の端緒につく。

一、右印度人商會の住所を電話帳にて調べ、電報を打つ(午前九時半)。同時に詳細なる書面を兄宛に書く。

二、夕刻まで待てど兄からの返電に接せず。

部員叔母訪問、地名變更。番地も戸主の名もなく捜査不可能かと思はれたが、交番の盡力にてやつと判明。玄關より訪ふに、内部に聲はあれど、鍵かけて返事なく、一旦引返したが、思ひ返して、再び裏口より訪ふ。自分は聖路加病院に勤務の者、偶々一昨日入院せる重傷患者小〇が同郷の者なる事、身寄りがない事を聞き見舞にゆきたるところ、貴家の御親戚の由なるも、事情有りて通知せられぬと申し居り、生命には別條なきも、なかなかの重態にて彼の淋しさの程も思ひやられ、知らせに來た事を告げる。先方でも打解けて病狀などを聞き返へし、他人の親切に感謝し居れり。話すところに依れば、二年前迄同家に同居、逐電後も時々無心してゐたが、自由労働者になつてゐる事を知り、非常に驚く。部員の頭には費用の問題も藏されてゐたが、故意に觸れない。

十月十七日 休日

十月十八日

彼より電話あり部員病室に訪ふ。昨日叔母面會に來りし由。患者が曾つて同家の孫娘と結婚するのを嫌つて家出した事など先方から話す。此頃より病勢も重症の域を脱し、部員に親しみをもち、信頼せるものゝ如し。

母及び兄にも逢ひ度いから手紙をかいてくれと依頼さる(一昨日すでに當方にて投函)。

十月十九日

兄から社会事業部に来信、明日の休日に面會に来ると。

十月二十日(日曜)

十月二十一日

彼から電話あり、部員病室にゆく。

昨日、母、兄夫婦など面會に来て、非常に嬉しかったと嬉々として話す。費用も兄が負擔する故心配せず、折れた齒も癒せと言はれしも、業務上の過失なれば、過去の例では、雇主が當然責任を持つべきで、勿論雇主もこれを承知してゐる。しかし本人の家庭が非常に貧困なる事をいへば、病院側にしても考慮し、相當減額さるべき模様なればしか申し居れと、雇主より入智恵されし事を部員に打明ける。

十月二十二日

部員雇主を訪問、(一)親兄弟が判明した事、(二)退院後の雇傭、(三)費用の事、以上三點を話す。先方の答、(二)に對しては雇はぬ、(三)に付ては十圓負擔する。其の十圓も月賦返済の金を、自分も借りてくるんだと云ふ。重ねて、小〇の親が出来ないのかの間に對しては答なし。

十月二十三日

小〇の心境も徐々にほぐれ、家からも歸れとの手紙なれば、退院後は過去を清算し、歸宅したいといふ。

十月二十四日

雇主に來院を乞へど、病氣と稱して來らず、部員再び訪問す。部員が私用にて横濱にゆく序に親元に立寄り、費用の點話してみるが、雇主に意見有りやを質す。雇主は親元には言はないでほしいが、雇主にて六十八圓の内五十圓

負擔する故、他は減額して呉れといふ。立替金でなく、全然雇主側の責任として拂ふ。即ち退院後、小〇方に請求せぬ事を條件に彼の希望通りにする。

部員小〇の兄を横濱に訪問。右の事情を話し、小〇今後の職業の事を依頼。勿論兄も快く彼を引受け、同店に勤められる様盡力する事を聞き、部員もほつとす。

十月二十六日

退院、其後度々本人及家族の者より手紙有り、兄宅より同店に勤め、平和な生活に入つて居る由なり。

右の結果

- 一、適當なる治療を何の不安もなく醫師をして與へしめた事。
- 二、一家和合を齎した事。
- 三、出すべき責任者から金を出さしめた事。
- 四、患者の頑固な心を和げた事。そして社会事業部員に信頼を持たした事。
- 五、雇主に、病院への保證人になつて貰ひ、退院後の身柄を家族に持たせた事。

ケース實例(その三)

以上掲げたるケース實例は何れも其要點を示したるのみにて、ケース・ウォークの技術の内容に就ては、語る處極めて少ない。故に最後に同社会事業部にて取扱ひたる他のケースの細録をなして讀者の参考に資し度と思ふ。(之は第六章第三項中社会経歴書の梗概を適用したるものなる故に讀者は右梗概を参照あり度し)

一、一般的記録

- (一) 姓名—〇藤〇明
- (二) 生年月日—明治二十七年五月四日(當時四十二歳)
- (三) 現住所—東京市深川區内某木賃宿
- (四) 本籍地—東京市芝區〇町一丁目十二番地
- (五) 宗教—神道
- (六) 附託者—東京市保健館
- (七) 附託の理由—昭和十年十二月四日腎臓炎にて入院、行旅病者として處遇すべき者なる處、方面館が時間外にて既に閉鎖後にて止むを得ず當部に附託されたるものにして、約三週間の入院治療を要するも其資力なし。
- (八) 通告者—
- 1 本人の父—頗る老體にて、患者より顧みられず過去二ヶ年程は往來なし。老衰して記憶力乏しく、患者に對しては大いに憤懣を感じ、親子の關係なしとまで極言す。耳遠く會話困難、部員に對しては協力的にて、申立ては凡て正直なりと思はる。
 - 2 従姉—父と同居、其陳ぶる所之亦信憑するに足るものゝ如し。
 - 3 〇〇電氣會社人事課〇〇氏及同會計課同僚、患者は同會社に十五、六年間勤務したる爲め、患者は同會社内にて良く知られ、部員は種々なる情報を得、又協力を與へられた。
- 二、家族に關する記録
- A 父—七十三歳、士族の出、永く警察に勤め、退職後は〇〇家の護衛となり、老齡のため隱退す。生活は常に裕

福で、教養ある中流家庭の程度のものであつた。父側の祖父母其他の親縁者に就ては不明。

B 母—千葉縣の富裕なる農家の出。仲々の元氣者にて男勝り。萬事テキパキと事を運ぶ、やり手型。野心家にて一家に君臨し、家政の切盛りは一切彼女がなした。理財の才もあり、常に相當の臍操りを持つてゐた。父(彼女の夫)は、彼女の斯くの如き性向を好まず、彼女に對して甚だ冷淡なりしたため彼等夫婦間の生活は圓滿にあらず。

C 子女—患者の他に兄が一人あつたが幼少の時死去して、其後は患者一人となる。父は彼に對して極めて嚴格にて、武士的に教養せんとしたが、父との間の和合せざる母は其不満を洩す法なく、僅かに患者を溺愛する事に依つて、代償を求めようとした。然し母は患者に對しても常に支配的で、萬事彼のためにしてやるといふ風なれば、患者は男性的鍛鍊を受くる機會なく、極めて女性的な性格の所有者となる一方であつた。母は患者の才能少なきに失望し、彼に頼るが如き氣持はなかつた。彼女は姪のために千葉縣に土地を買つて持つてゐたが、老後は寧ろ此姪に頼らん事を欲してゐたのである。

D 家庭生活—患者は幼少の頃主として芝區の本籍地に住んだ。此處は廣大なる〇〇邸なるを以て、患者に取つては望んでもなき良環境といふを得るであらう。生活は常に裕福にて、物質的には何等不自由なかりしも、父母の性格の不一致より、母の患者に對する變態的愛情が禍ひして、患者の女性的性格を築き上げて行つたのである。

E 社會生活—永き警察官生活を経て〇〇邸護衛となつたのであるから、相當の社會生活をなしたに相違なく、轉職等なく、右兩地位に永く勤続したのであるから、相當の交友もありたるものと想像さるゝも、具體的の事は不明である。唯だ〇〇邸内に居住するやうになつてからは、餘り社會生活の方面に取立て、云ふ程の事はなかつたものらしい。

三、患者自身に關する記録

A 發育

1 出産前—從姉の言に依れば、出産前兩親に何等健康上の問題起らず、父母間不和なりしため、母胎に相當の精神的動搖はありたるならんも、勝氣の母の事とて、胎兒に影響するほどの事はなかりしものと思はる。少く共外面に表はれるやうな異狀は認められなかつた。妊娠中酒精、劇毒藥の服用等なく、出産は兩親にとりて、喜びと希望とを以て待望された。十ヶ月にて安産。

2 乳幼児期—母乳あり、出産後體重は平均的のものなりしも、成育は遅い方であつた。即ち歩行、言語の使用等は少し宛遅れたが、發齒等は普通。母は此期より彼を溺愛し始めたため、彼の女性的性格の基礎は此時既に据られつゝあつたと云へやう。度々前述せる如く、父は嚴格に彼に對し、母は甘やかすといふ風であつたが、幼少の頃には、外面的には、素行上何等の問題を提供する事もなく、唯霸氣なく、女性らしく、溫順なりし爲、母は彼を全く良い子と思惟し、優柔不斷の風ありても、何も之に對してなす處はなかつた。

3 健康—麻疹その他の小兒疾患は一通り罹つたが、餘病の併發其他の面倒なく、榮養可良、肥つて丈夫であつた。母は勝氣者にて、彼を溺愛せるにも拘はらず、之等の疾患は、當然罹る可きものと考へ、一向苦にせぬ様であつた。然し乍ら本人は兩親特に母の注意の焦點となつた事は疑ひなく、精神的には之等の小兒疾患は相當の影響を母子共に與へたと思はれる。

現在彼が罹れる精神的疾患に就いては大いに云ふ可き事あり。彼は一種の性格破産者ともいふべき者である。即ち理性的には一人並みに成育せりと思はるゝも、感情及び意志の方面に於いては、如何にも子供らしく、又臆

病にして、獨立心及決斷心乏し。特に目立つ事は彼は舉動、趣味等凡て非常に女性的である事である。言語及び歩行等は全く女に等し。虛榮心強く、外觀を飾り、美貌を誇り、禿頭を非常に氣にする。自分では中肉中脊の好男子なりと自惚れてゐるが、實は瘠ぎすである。物を云ふ時は囁く如く、時に激怒する事あるも表現は女の如くフク、イルカ顔色を赤らめる位で、決して大聲を發する事などなし。見え坊なる處から物を云ふ時は、なるべく聴衆の多い事を喜ぶ。現在ルンペン同様の境涯を非常に悲しみ居るも、自他共に之に觸るゝを喜ばず、自分は過去の生活を回顧しては享樂してゐるといふ風である。但し〇〇電氣會社の同僚等は、彼を極めて正直者とのみ評し、彼の現在の狀態に就いて語つても信用せぬ程であつた。

此の女性的なる彼の行爲は心理的異常性の表現であるが、肉體的には性的に何等の異狀は認められぬと醫師が證言してゐる。外見的には、オド／＼して居り、猜疑心が強い等の點から、自演や過房等の影響が推察されるが、之等を確認するものは見當らず。性病等の痕跡も更になし。結局母に對する執着 (Mother Fixation) 故の性格異常者であると推察される。此女性的傾向が母に對する執着の極端化したものである事を立證する事は前掲の如く數々あるが、更に彼はいつも母から貰つた瑪瑙の時計を肌身離さず持つて居たが、或時金に困つて遂に之を入質したのを非常に悲しんで居たのである。彼は會社に出勤する時は何時も大島紬の着物に角帯を締め、雪駄をはくといふ風變り者であつた。會社の自分の机の抽出には女の化粧品が一通り揃つてゐた。斯かる性格異常者なるも、生に對する執着は強く、自殺を試みた事もなければ、他の人に怨恨を抱いて危害を加へやうなどゝした事もない。

B

學歷—小學校を普通の成績で卒業後東京市内の某私立商業學業に入學した。凡ての學課を忠實に勉強したが、

特に珠算を好んだ。其他學校の生活に對し特に興味を有することもなく、生徒の諸種の活動に自分から参加するといふでもなく、極めて平凡な生徒として終始した。萬事母の言に従つてなし、教師に對する好悪等なく、従つて學校教師の故に其學課を好いたり嫌つたりすることもなかつた。知能を測定した事なきも普通の處であらう。卒業後直ちに〇〇電氣に入社した。

C 習癖—極めて潔癖、括約筋の操縱等肉體的習慣の發達は普通、夜尿の經驗記憶になし。性に關する興味を始めて持つたのは何時頃であつたか記憶せず。兩親より性教育を受けし事なし。性に關する談話等を兩親と交はせし事なし。異性との間は親密である。〇〇電氣では女工達と親しくしてゐたが、肉體的の關係を結んだ者は一人もなかつた。恰も同性に對するが如き交際であつた。他方同性に對しても同性愛の如き關係の者なし。過度の自瀆に關する證跡なし。爪を嚙んだり、指を嘗めたりする習癖なし。食事、睡眠等に特に異狀なし。前述せる如く言語は極めて女性的で、囁くやうにいふが、吃音その他の異狀は認められぬ。

D 職業的經歷 〇〇商業を十九歳にて卒業すると共に〇〇電氣に入社し約十五年間勤続した。父が〇〇邸に居りたる關係上、良きつてを得て就職したのである。永く會計課に勤務した。仕事に忠實であつたが、特徴もなければ、特別の才能を示す譯でもなく、自分は仕事を好んでやつてゐるやうであつたが、他からは凡庸なる事務員として、大して問題にされない存在であつた。女性的な事は無論認められてゐたが、それも別に取立てゝ問題にされる程ではなかつた。最終給は百五十圓であり、萬事順調に進んだが、經濟不況時となるや、別に個人的理由もなく他の者等と共に大量解雇の内に混つて退職せしめられたのである。無能といふのが唯一の理由であらう。在任中何等の失態もなく、同僚との折合も悪くはなかつたから。

E 交友及び趣味—友人らしい友人なし。全く孤獨であつた。幼少時は女兒と遊んだのみならず、〇〇邸にて其の令嬢のお相手となつて茶の湯、生花等習ひ、之等を非常に好んだ。長じて後は骨董品いちりをなした。一般に綺麗なものが好きで、同時に賑やかな生活を追求した。芝居、寄席その他の觀覽物も好んで行つた。讀書に興味なし。

F 結婚生活と現在の家庭の狀態—家人の撰定で〇〇家より、やす子を迎へて大正十一年七月結婚した。極く普通の日本式の結婚であつた。やす子は親戚の人々に依れば、しつかりした、良い婦人との事であるが、患者自身は彼女に就いて多く語るを好まず。然し彼の曰ふ處を綜合すれば、やす子は、良妻型の婦人にて、患者の派手好みや、遊び好きの性格とは對立的な行き方であり、患者が芝居や身の廻りの事に金を費消せんとするのを止め、節約して行かうといふ風があつた。之が患者にとつては非常に窮屈であつたらしく、同時に彼の性格から、妻の内に母性を求めてゐたのに、妻はそのやうな意味では彼に満足を與ふる事が出來ず、遂に五ヶ年位の結婚生活の後昭和二年一月離別したのである。然かも母が又もと／＼通り彼の世話をすることになつたので、彼は何の不自由も感ぜず、再び獨身生活を續けた。結婚生活中母が夫婦生活の妨害をなしたといふ事は認められない。又夫婦生活の性的方面に異狀や缺陷があつた譯でもない。要之患者の Mother Fixation は心理的に猛威を逞ふして結婚生活を破滅に陥れたといふ事が出來よう。子女なし。患者は子供を欲せず。然し何故に子供が出來なかつたか、其原因不明。

G 性格及び行爲上の諸問題—患者の性格に關しては、本經歷書全體が之に觸れてゐるので、今茲に反覆しない。唯だ失業後彼がなした事を時間的に述べて、彼の行爲上の諸問題を一瞥することにする。

〇〇電氣解雇の時、彼は退職手當として約二千圓を受けた。父は多少の貯蓄あり、借家を二三戸有し、母も事毎に貯へたる臍繰りを有する等から、彼は失業を一向苦にしなかつた。一つは彼が自ら凡庸の器たるを知つてゐて、豫て覺悟をきめてゐたのもあつたらう。解雇された當日も女工達を連れて遊びに行つた位であつた。暫時は氣樂な生活が続いた。然し今より四年程前に母が死亡したのは流石に大打撃であつた。生活の事、家庭の事を考へて再婚せんと考へが生じた。然し適當なる婦人も見當らず、一人の婆やを雇ふた。財政上の基礎を定めんと考へから、貯金其他を整理し、八千圓の預金證書を以て、大工に依頼して田園調布に借家五軒を建て始めた處、如何なる譯か八千圓が事實に於いては無い事判明し、建築中の家は大工に抵當に取られ、剩へ文書偽造で訴へんと威嚇され、彼は無一物となつて父と従姉の家へ逃げ歸つた。暫くして、滿洲に行かば何か良い事もあらうと漠然たる事を考へ、金策のため千葉の母の實家へ赴いたが、農家に纏つた現金がある筈なく、無爲に東京へ歸つて來た。今更父の許へは歸り度なく、豫て持つてゐた指輪その他の貴金屬や寶石類を賣つて生活し、段々金に困つて木賃宿に泊つたり、公園などで夜を明かすやうになつた。此間時々廣告配りなどの仕事を得て、一日五十錢から七十錢位の収入を得た事があつた。斯くて今回腎臟炎に罹り、行旅病者として當病院に來た譯である。

四、社會治療—前述せる如く患者は行旅病者として方面委員の救護を受く可き處、方面館が閉鎖時間後なりしたため當院に附託されたものにて、當初は方面委員の協力を仰ぎ、本人の將來に對する計畫を聴取し、腎臟炎恢復退院後の手當等に關し注意を與へる位に止める心算なりし處、患者の性格異常の原因に迄掘下げて研究したる當社會事業部及び部員に對して患者が非常に信頼し來り、疾患の治療以外に何かと世話する事になつた譯である。今患者に對する社會治療を項別に示せば左の如し。

(一) 退院後引取人なきため豫定の三週間以上に當院に入院せしめ置き(都合五週間)、此間齒及び扁桃腺の治療をなす。

(二) 退院後回復期の手當に關し、種々注意を與へ、本人の將來に對する希望及び計畫に基き、方面委員と協力し救護の方策を講ず。

(三) 〇〇電氣會社に於ける、同僚、患者を知れる女工等に本人の現状を報じたる處五錢十錢の寄附集り、六十圓九十五錢に達したれば、之を更生資金として本人に渡す。

(四) 患者が會て宿泊せる自助館の館員とも協議し、救世軍更生館に入館せしむる事とした。

五、其後の経過—更生館に於ては紙撚り等の仕事をなして回復期を過したが、人の悪口を盛んに云ふやうな事から、度度問題を起し評判も悪くなつた。此後某埋立地に於いて人夫仕事をなした。此頃當部を訪ね、埋立人夫中には随分悲惨な者あり、自分は見かねて色々救助してやつてゐる。そのために金が入用なりとて借金を申込んで來たりした。此事は全然虚構とも思はれないが、他面彼自身の行爲に關して、思はしからぬ點も續出し、現に更生館を出るやうになつたのも、同館で人のものを盗んだ故である。今夏(昭和十二年)當部を訪れて來たが、非常に瘠せこけて、相當ひどい肺結核に犯されてゐた。彼は或るつてに依りて某肺結核療養所に入院することになつてゐたが、所員に向つて、自分は何時にも聖ルカ病院に入つて手厚い治療を受ける事が出来ることになつてゐると豪語したりした關係上、同所にも入れず、其後部員等の計らひで、行旅病者として市の養育院に入院し現在に及んでゐる。

同院に於いて此種患者として充分の榮養を攝り、治療を計る事は困難であらうと思はるゝのに、本人は今に至るも「見え」第一にて、食養の事など考へざるためか、病勢は悪化の路のみを進みつゝある譯である。部員の觀察にて

は、患者の如き重患であり乍ら、猶其性格異常性に禍ひされて、病氣の治療も思はしく行かざるは、誠に遺憾なる事ではあるが、止むを得ざる事にて、將來に對する見通しは全く暗黒なりと斷ぜざるを得ない。

六 失業者救済に於けるケース・ワーク

(一) 失業の社會性と個人性

今や日支事變のため國家總動員の戰時體制下に祖國日本を發見する。出征應召の人員は巨萬に達し、戰線に出動せざるものは、不具廢疾者にあらざる限り、或は軍需工場に、食糧會社に、或は又公共事業に吸収せられて、失業問題などは、我國から其姿を消したやうな觀がある。然し乍ら、斯くの如き状態が永久に続くものではなく、一度び戦火おさまり、平和が我國及び東洋に来る時、我々は再び必ず大小の失業問題に直面せねばならぬであらう。此の小著の目的は時事問題を取扱ふものでもなければ、唯或る特別の事態に處する事業や、技術を考察するものでもない。現今幸ひにして我國に失業問題なしとするも、本著が此近代に於ける最大の社會問題たる失業問題に觸れる事なしに終結さるゝ譯には行かない。他日再び我等を襲ふであらう失業氾濫期に於けるケース・ワークの役割に就いて、今から考究し置く事は甚だ重要な事と云はねばならぬ。

抑々近代の社會問題としての失業は個人的な原因から生ずるものではなく、國家的或は國際的經濟的變動の波に乗つて生ずるものであるから、我々は失業者に對して、最早や個人的蔑視や、批難の態度を以て、接する餘地は殆んどない譯である。勿論、ある個人が或る職業に適材であるか否か、勤勉誠實であるか等の問題が介在しないと斷言は出

來ないが、近代失業問題の特異性は其超個人性にあるので、其故にこゝ失業問題對策として、専ら失業保險制度が最も強く提唱せられ、且つ既に廣く世界各國に於て實施せられて居る譯である。

然し乍ら、既に第七章第一項「社會立法とケース・ワーク」中に於て詳論したやうに、社會立法は總て大衆的であり、機械的であり、普遍的である。失業問題は大衆的で、普遍的であるが、之れに襲はれた失業者達が、いつ迄も、機械的に、抽象的に又範疇的に取扱はれてゐて、何等の面倒なく、社會生活を續けて行けるものであらうか。機械的な刺戟に遭つても、心理的に反應するのが、人格を有する人間の通有性であらう。而して此の心理的反應は各人各様に異なるものである。此の各人各様に異なる個人の問題を取上げて、各人各様に救済するのが即ちケース・ワークである。前掲「社會立法とケース・ワーク」中に於いて論じた事より考ふれば、社會立法は異なつた個性を有し、異なつた環境中にある人々が、唯失業と云ふ同一の問題に遭遇したといふ理由を以つて、一樣に同様の救済法を講じてやれば、それにて萬事解決済みと簡單に考へてはならないのである。失業といふのは、各人の異つた要素中の、唯一つの問題であるに過ぎない。此一つの問題を抽出し來たつて、多數の失業者を同様に取扱ひ、失業保險金の支給と云ふ、簡單なる處置を講じて、能事終れりとなしてはならない。之丈にて簡單に解決し得らるゝものは、それでよいが、それ以上に問題が残る事をも考へ、徹底的に救済すべきが、ケース・ワークの職責である。故に他の如何なる社會問題とも同じく、失業問題の對策中にもケース・ワークは取入れられ、大いに其効果を發揮すべきものである。

(二) 失業者に對するケース・ワークの特異性

然し乍ら、近代の失業問題は、社會的不能力者や、所謂依存階級などの人々が陥るものではなくして、個人的に又社會人として、何等の缺陷のない人々が遭遇するものである。それ故に、かの軍事扶助に於けると同じく、多くの場合餘りに詳細なる調査をなす必要なく、就職の斡旋をするものである。事實に於いて、人數が非常な多數に昇るので、標準的なケース・ワークをなしてゐる事が、許されない場合も多いが、それは普通のケース・ワークの領域には入り来らないものとして、失業問題に對するケース・ワークの最少限度の特別必須事項に就いて考察し、經濟的變動期のために聊か備へる事とし度い。左に便宜上一九三〇年の世界的不況時に米國に於て試みられたる失業者に對するケース・ワークを紹介して参考に供する事とする。

A 失業者に對するケース・ワーク施設の資金

州、郡、市の如き公共の施設の場合を除いて、米國のケース・ワーク施設の資金は私設事業資金として獲得せられた。併し失業問題が深刻化するに従ひ、政府當局より補助金の交付を受けた施設は、調査された三十三の内十五に達した。二十四施設は共同募金又は類似の募金運動より特別の資金を支給された。七施設は自ら特別寄附の募集をなしたが、事實殆んど全部の施設が平時よりも多額の寄附を得た。而して唯一施設が、借入金に依つて此事業に當つたのである。然し公共よりの補助金を得るのは近來の一般的傾向であつて、米國七十五都市に於いて、一九二九年には、失業者に支給した金額の六十%が公共の補助であつたのに、一九三〇年には七十二%に昇つてゐる。然し之は必ずしも私設社會事業の公共社會事業への没入を意味するものではない。此公共資金の比率は其後又低下の道を辿り始めたのである。之は州郡市等の一般租税の收納額が減少したが故であつて、之は社會政策の全般的進歩に依つて解決せらるべき問題である。

B 人事問題

財政よりも一層困難なるは、大量失業期に於るケース・ワーク施設の人事である。今迄社會事業の世話になつた事のない個人や家族の救護をなし、必要なる支の時間を費して、個々に面接し、適當なる指示をなし、更に彼等の家庭生活を、危機中無難に過ぎしめ得るやうに、彼等自らの指導力を活用せしめ得るやうなケース・ワークの適材を得る事は至難の事である。無論平常よりも職員の数が増加した。調査された五十一施設に於ては、一九二九年三月に千五百名を有してゐたが、翌一九三〇年三月には千六百六十名に増加した。而して一九三一年三月には二千四百名になつた。しかも此等職員数の増加に先じて要救済者の数は増加した。前記五十一施設に於て、一九二九年三月より一九三一年三月の滿二ヶ年間に此等要救済者の数は百八十八%の増加となつてゐる。即ち職員数は六十%の増加に過ぎないのに、被救済者の数は百八十八%の増加を來したのである。而して職員数の増加が漸く、少しくなかつたのは、財政上必要なる人數を雇ひ入れ得なかつたのと、適材を見出し得なかつたと云ふ二つの理由に依るものであつた。新たに雇入れられた職員の四十%は、有資格者であつたが、大多數は何等經驗も資格もないものであつた。尤も之等五十一施設の三分の一は新入職員のために特別養成科を設けて應急の處置を取つたのであつた。

斯く職員の数に必要に應じて増加する事が出来なかつたので、種々なる消極的な手段が講ぜられたが、其一つは被救済者の受付數の制限である。即ち、或る施設では獨身者は取扱はず、唯家族に對する責任ある者文に限つた。又或施設では、無宿者及び老人は受付けなかつた。併しこのやうな事では、無限に増加する要救済者の處遇を満足にすることが出来ないで、次に考へついたので、應急の手配としての左の如き手段であつた。その第一は取扱手續の簡易化であり、其第二は、事務員其他の非専門家の動員であり、第三は篤志家の助力を仰ぐ事であつた。取扱手續の簡易化

に加へて、地區の併合や、係員の分業化等をなした。或都市は數地區を全然廢して、一地區として統制的に經營した。篤志家の數は案外多かつた。調査に應じたる二十六施設に於いては千五百名のヴァランティヤを有したが、有給ケース・ウ・カーの數は千六百十三名に過ぎなかつた。又普通のケース・ウ・カーの場合よりも餘程調査を簡單に なした。クリーヴランド市に於いては、質問は經濟的事項、職業經歷及親戚其他手助けとなるべき者に關する事項等に 限つた。又救護事務に於いても就職に關する事の他には唯健康に關する事柄を取扱つたのみである。

C 失業者に對する特殊ケース・ウ・カー

之等ケース・ウ・カー施設は失業者救済ケース・ウ・カーのために、他のケース・ウ・カーが阻害される事に對しては非常に警戒した。或る施設では失業者救済のみに當る職員を別に置いた。或場合は事務所迄も別にした。最低限度のものは、普通のケース・ウ・カーの被救済者を分類して、特に充分なケース・ウ・カーを要する家族や個人を別に なし、他は應急の處置に止めると云ふ風になした。

D 記録の簡易化

普通のケース・ウ・カーに於いては、非常に細密な記録を取る事になつてゐるが、失業の分は最少限度の標準を定め て、極めて簡單な記録を取る事にして、普通のケースを持ち乍ら失業救済のケースをも同時に取扱つた例がある。ヘクリーヴランド及びセント・ルイスの如き。左は最低限度の失業者に對するケース・ウ・カーの要項としてスクラント ン委員が發表したものである。

失業者救済ケース・ウ・カー要項

1 實際的に可能なる場合は必ず失業せる本人に直接面會すること。

2 社會事業中央交換所に就き出来る丈の調査をなすこと。

3 申込後四十八時間以内に家庭訪問をなすこと。

4 左の諸事項に注意し、初回面接をなすこと。

(a) 此一家の資源、即ち過去に於いて困難に陥りたる時如何なる助力が與へられたか

(b) 本人は如何なる専門的技術を有するか

(c) 最近從事せる職業三種

(d) 今回失業せる原因

(e) 書式中の諸事項を洩さず記入したるか確めよ。

5 本人と協議の上具體的計畫を建て、本人にもそれを充分理解せしめること。

6 確かに「失業」のケースなるかを確めよ。家族が如何なる程度迄困窮し居るか、救恤は金錢がよいか、或は他の品物がよいか。

7 左の内少なくとも二者と打合せよ 親戚、教會、寺院、かゝり付けの醫師、一家に關係ある他の社會事業施設。

8 最近迄就職し居たる職場より本人の仕事振りに關する報告を徵せよ。

9 適當なる職業紹介所に申込むか紹介せよ。

10 失業以外に重要な問題のある事を探知した場合は、主任者と協議し、自分が取扱ひを續くるか、或ひは普通ケース・ウ・カーに譲渡するかを決定せよ。

(三) 舊式慈善の餘地なし

斯くして、失業者に對するケース・ワークは、大抵急を要し、多人數に昇るを普通となすが故に、簡易化された方法に依つてなされるのであるが、しかもケース・ワークの標準や、技術を低下せしめないやうに、常に充分注意を拂ふ事が大切である。斯く簡易化されても、此種のケース・ワークが往時のブレッド・ライン(パン行列)や、スूप・キッチン(スूप給食所)と比較して、道徳性を保持する上に、遙かにより有效なる事是否定出来ぬであらう。今日も或地方では此等の原始的な、失業者救済事業が、無責任な人々に依りてなされてゐるが、之も主として、無宿者や、浮浪人の如き者に對してなされてゐるので、有家族者や、家族其者に對しては、既に此の簡易化された、ケース・ワークが大いなる働きをなしてゐる事を認め得るのである。更に職業紹介機關や、失業者匡救事業等との連絡協同といふ點に於ても、深甚の注意を拂ひ、相當の効果を擧げてゐる。紐育市のケース・ワーク諸協會(The Charity Organization Society and The Association for Improving the Condition of the Poor)等は相提携して八百萬弗を獲得し、種々なる匡救事業を興して、一人一日五弗の賃金を支拂ひ、毎週最高三日仕事を與へ多くの失業者を一時的乍ら救済したのである。

(四) 結 語

ケース・ワークは非常に高度な科學的技術である。然し乍ら、ケース・ワークは決して固着した、弾力性も伸縮性もないやうなものではない。特に突發的に襲來する、種々なる災害や、事件などに對處する場合等に、此等に適

當した方法や技術を以て臨み得ないやうなものであつてはならない。一九三〇年頃の大不況期に於ける米國の社會事業關係者中には、ケース・ワークの標準を大量失業救済事業に依つて引下げられる事を、ケース・ワークの危機なりとして、之を悲んだ者もあつたが、以上述べたやうな應急の策を講ずる事に依つて、ケース・ワーク自體を傷ける事なくして、かの非常時を切抜ける事を得たのである。加之、失業救済や軍事扶助の如き、社會立法に依りて一通り大衆的に對處し得る社會事業に於けるケース・ワークの役割に就いて、實驗的に知ることが出來て、將來に於ける、ケース・ワークの進歩發達に大いなる貢獻をなしたと云ひ得るのである。

若し我々が這般の經驗に依りて、失業問題の解決は、社會立法の制定あるのみとの結論に達したとしたり、之より大いなる誤謬はないであらう。大衆的な救済は個別化されたる救済と相俟つてのみ、其の眞の目的を達し得るものなる事を忘れてはならない。無論ケース・ワークに依つて、世の失業問題を絶滅することは出來ない。然し失業問題のある處、必ず之が或人々に一つの楔機となつて、(ケース・ワークに於ては之を危機(Crisis)といふ)種々なる、他の問題を惹起する事もあるであらうし、従つて之等の問題の解決は、失業の解消と關連して、或ひは別個になされねばならないであらう。故に我々は寧ろ過渡期的な事象を楔機として、人間の恒久的社會病に就て愈々研究を進め、益々科學的社會事業の進歩發達を圖り、以て社會福利の増進に寄與すべきであらう。

七 傷痍軍人に對するケース・ワーク

(一) 序 言

今次の日支事變は近代科學の粹を聚めてなされつゝあるもので、其勃發以來半歲に達せずして、支那軍の死傷は百萬に達し、戰勝赫々たる我軍側に於いては、敵側に比すれば誠に少數ではあるが、然かも相當の犠牲者を出してゐると云はれる。唯に肉體的負傷に止まらず、精神的傷害を蒙つた者も相當數に達する事と思はれる。今後少なくとも數年間我々日本國民は此等日支事變の尊き犠牲者及び其遺家族に對する扶助事業を中心として社會事業を運営せねばならないであらうと云つても過言ではあるまい。筆者は既に軍事扶助に於けるケース・ワークに就いて(第七章第四項)、又醫療社會ケース・ワークに就いて(第七章第五項)考察する處があつたが、戰爭に依りて不具廢疾とならしめられた退役軍人に對する扶助乃至救済には特別の考慮を拂はねばならない點も少なからずあるのみならず、ケース・ワークの立場から考ふる時は一般の軍事扶助事業や醫療社會事業よりも餘程重要性の大なるものあるを認むるので、茲に改めて此論考を試むる次第である。

(二) 傷痍軍人救済事業發達徑路の一瞥

戰傷病に依つて不具又は廢疾の境涯に陥らしめられた人々の救済は、社會事業よりも産業補償法に依る救済と共通の性質を餘程多く帯びてゐるのであるが、然かも屢々一般的家族や個人に對するケース・ワークの種々なる要素を多少持つてゐるし、更に産業補償法や他の種類の救済事業には見られぬ特徴を持つてゐる事も事實である。而して之等の問題が特別に研究されるやうになつたのは歐洲戰爭以來の事に屬する。然し之以前既に中世紀に於て地方的領主制が封建的王制に進化し、軍隊が一般下層階級人に依つて編成されるやうになつた頃から戰傷病兵の救済は社會的問題として取上げられるやうになつたものである。即ち此時代の戰傷病に依る不具廢疾者は地方々々の藩主や將領達に

依つて夫々保護救済を加へられたが、若し彼等の手に餘るやうな場合は宗教的慈善團體の手に委ねられたのであつた。然し其後戰爭の破壊性や戰闘員の數が増大すると共に、斯様な地方的な偏局的な方法は愈々不十分になつて來た。而して英國のエリザベス女王時代に至つて、將領達は之等の不具廢疾者の救済のために要する負擔の餘りに重く彼等の肩に懸れる事を訴へたと云はれる。而かも其後小作地法の變更や、技工組合制度等に對する苛酷なる法律の制定などは愈々之等傷痍軍人の救済の機會を減少せしめた。斯くて十七世紀に至つて此問題は非常に悪化したのであるが、適當なる對策は講ぜられず、遂に多くの者が自暴自棄となり、山賊、海賊、盜賊及び乞食となつて良民及び爲政者を苦しめるやうになつた。近代の國際的戰爭の時代に入つてよりは、戰爭の犠牲者及び其家族に對する救済事業は全く中央政府の責任となつたのである。然し恩給や救済給付金制度と同じく、傷痍軍人の個別的救済も、其進歩發達は實に遅々たるものであつた。

歐洲大戰後に於いて參戰各國は何れも中央政府の統轄及び國庫財政に依つて之等の不具廢疾者の救済保護事業を廣汎になして來た。即ち此等の諸國は凡て戰傷病兵が最善の健康と最大の肉體的及び精神的正常性を回復し得る迄病院其他の方法に依りて救済してゐるのみならず、出征以前の身體状態に復し得ざる者のためには、各々に適したる特殊技能又は職業に對する訓練をなさしめて、日々生活を有意義に又出来る丈多くの収入を得られる程度に扶助救済の徹底を期してゐる。而して彼等への救済給付金は複雑なる格付けを以て制定されてゐる。即ち不具廢疾と職業能力との關係、要扶養者の數、不熟練労働者か或は熟練労働者か、筋肉労働者か精神労働者か、出征前の職業の種類(ドイツの場合)、及び軍隊に於ける階級別(フランスの場合)の如き事柄が條件となつて金額や期限が格付けされてゐるのである。此等諸國の大多數に於いては、傷痍軍人は公共事業に於ける就職に關し、或は住宅及び土地の獲得等に關して凡て